

令和 7 年

第 3 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 7 年 2 月 28 日
至 令和 7 年 3 月 14 日

飯 舘 村 議 会

令和7年第3回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	2. 28	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 1	土	休 日		
第3日	3. 2	日	休 日		
第4日	3. 3	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第5日	3. 4	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第6日	3. 5	水	休 会		議案調査
第7日	3. 6	木	休 会		議案調査
第8日	3. 7	金	予算審査 特別委員会	午前9時	令和7年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（個別説明）
第9日	3. 8	土	休 日		
第10日	3. 9	日	休 日		
第11日	3. 10	月	休 会		議案調査
第12日	3. 11	火	予算審査 特別委員会	午前10時	令和7年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第13日	3. 12	水	予算審査 特別委員会	午前10時	令和7年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第14日	3. 13	木	休 会		議案調査
第15日	3. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和7年2月28日

令和7年第3回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和7年第3回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和7年2月28日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和7年2月28日 午前10時10分				
時及び宣告	閉議	令和7年2月28日 午後 1時47分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	9番 佐藤健太		1番 飯畑秀夫			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条の1に 規定によるた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	高橋政彦	△
	生涯学習課長	山田敬行	○	会計管理者	庄司稔	○
	農業委員会事務局長	三瓶真	○	選挙管理委員会書記	村山宏行	○
	農業委員会会長	原田直志	○	代表監査委員	高野孝一	○
選挙管理委員会委員長	伊東利	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年2月28日（金）午前10時10分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時10分）

議長（高橋孝雄君） 会議に先立ち、新たに教育長に就任されました高橋澄子君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

教育長（高橋澄子君） このたび、村議会のご同意をいただき、1月30日付で教育長に就任いたしました高橋澄子です。飯舘村の復興の重要な役割を持つ教育の充実・発展を図ることが大きな使命と心得、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、飯舘村に2度勤務経験があります。1度目は、結婚を機に飯舘村民となり、平成5年度から5年間、臼石小学校に教諭として。2度目は、平成13年度から3年間、飯舘村公民館に派遣社会教育主事として勤めました。

臼石小学校と飯舘村公民館、合わせて8年間の飯舘村での勤務により、学校教育の在り方や社会教育の重要性など、多くのことを学ばせていただきました。教員生活を40年間勤め上げることができたのも、飯舘村での勤務経験のおかげと感謝の念でいっぱいです。これからは、飯舘村への「恩返し」として教育行政に携わってまいりたいと思っています。

ご承知のとおり、教育に関わる領域は、学校・家庭・社会と広範囲にわたり、「人づくり」に総合的に寄与するものであります。

飯舘村の村民のため、教育委員会の教育課・生涯学習課職員はもちろんのこと、村行政、議会、教職員や教育に関係する皆様方のご協力をいただきながら、今年のみ年。蛇は「再生」「復活」を象徴する縁起のよい生き物でもあります。蛇のようにしなやかに変化を受け入れ、知恵を生かして成長し、時代をたくましく生き抜く教育行政となるよう誠心誠意努めてまいる所存ですので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件9件、その他案件5件、計26件であります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の特別委員会の状況であります。1月29日に広報編集特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が、2月21日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から令和7年1月分及び2月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって9番 佐藤健太君、1番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月14日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出の議案第9号から議案第34号を一括して、村長の提案理由の説明並びに令和7年度の所信表明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和7年第3回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、去る1月7日臨時会における議決の後、同日付で議長からいただきました問責決議について、その一つ一つを真摯かつ厳粛に受け止めさせていただきました。

改めて、「村民の幸せのための村政」に全力を尽くしてまいりますことをお誓いいたしますとともに、自らの行動によって誠意をお示しし、各種の改善を図ってまいりますので、議員各位には格段のご理解を賜りたく存じます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和7年度村政運営の所信と、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて申し上げます。

まず、令和7年度当初予算についてです。

令和7年度一般会計当初予算は、111億5,500万円で、対前年度比14.8%の減、金額にして19億3,800万円の減となりました。この予算は過去8番目に大きい規模で、7年連続での100億円を超える予算となります。

令和7年度は、国が定める第2期復興・創生期間の最終年度に当たります。このことから、令和7年度当初予算の編成に当たっては、復興・創生期以降も継続する事業、民間活

力や新たな担い手に移行する事業、縮小・廃止していく事業など、将来予測を踏まえた事業の組立てに注視し、方向を示す予算の検討を行いました。

令和7年度は、国が定めた第2期復興・創生期の最終年度ではありますが、本村をはじめとする被災地の復興に当たっては、依然として多くの課題が残されたままであることから、令和8年度以降の復興事業の継続、十分な予算の確保等について、国・県・関係機関への要請をさらに重ねていくべき重要な年であります。

予算の編成に当たっては、①次世代・継承、②なりわい、③10年後を見据える、④帰還困難区域、という4つの指標と、①村民の今を支える取組、②村の将来への布石となる取組、の2つの力点を設け、事業の組立てを行っております。

これらの指標と力点は、令和5年度に見直しを進めた飯舘村第6次総合振興計画「後期計画」にも掲げており、計画期間中一貫して取り組む方針です。

詳細については、予定される予算審査特別委員会でご説明いたしますので、慎重なご審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて報告いたします。

初めに、避難指示解除区域の一部解除についてです。

これまで長泥行政区の方々及び議員の皆様に、避難指示解除区域の一部解除について、経過の報告と、今年春頃の解除を目指していることについて説明をさせていただき、解除の日程に係る協議については、村にご一任いただく旨、ご了承いただいた上で、国・県との協議を進めてきたところです。

この結果、村内で帰還困難区域として未解除区域が残る長泥地区のうち、曲田地区の一部について、2月24日に国・県と協議を行い、令和7年3月31日に避難指示を解除することで合意いたしました。

これは長泥曲田地区に立地が進められてきた堆肥製造施設の整備用地と、燃料ペレット用の資源作物のみを栽培・収穫する周辺の農地、合わせて約6.2ヘクタールについて、いわゆる土地活用スキームによる避難指示解除を図るものです。

なお、国・県との協議の場では、土地活用スキームによる避難指示解除に向けて必須となる3つの要件について、「①環境整備」は完了を確認したこと、長泥行政区の方々や村議会への説明を通じて「②住民のご理解とご了承」をいただいたこと、飯舘村環境回復検討委員会にて、国の避難指示解除の基準である「③年間20ミリシーベルトを十分下回る」という検証結果をいただいたことを報告しております。

また、今後も引き続き、国がしっかりと最後まで責任を持って取り組むとともに、復興に向けた支援を継続するよう強く要望いたしました。

続いて、各課の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係です。

1月5日、飯舘村交流センターふれ愛館で令和7年飯舘村消防出初式が開催され、団員ほか関係者92人が参加いたしました。交流センター駐車場で検閲が行われ、続いて同館ホールで式が行われました。赤石澤 傳団長から、新年に当たり、心を新たに村民の安心・安全の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員は、村民の生命と財産を守る決意

を新たにしております。

次に、2月7日に、第4回行政区長・副区長会議を宿泊体験館きこりで開催いたしました。会議では、各課長から主な事業の内容や進捗状況の説明があり、区長・副区長からは、事業等に対する質問や要望などが寄せられました。なお、いただいたご要望等については、実現可能なものから速やかに対応してまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住関係です。

まず、村の10大ニュースについてです。昨年の年末から今年1月上旬まで投票を募集した結果、応募総数は339票で、第1位は「株式会社ハシドラッグと協定を締結」、第2位は「大谷翔平選手からグローブが届く」、第3位は「飯舘村長選挙で杉岡 誠氏が2期目の当選」でありました。結果発表については、昨年度に引き続き、広報いいたて紙面上での発表と、インターネット上への動画公開による発表を行いました。

次に、第70回福島県市町村広報コンクールについてです。去る1月17日に実施された審査会にて、福島県から広報写真部門にて本村の広報紙7月号が佳作を受賞したとの通知がありました。広報コンクールでの受賞は、2年連続の受賞となります。これも村民の皆様にご協力いただき、各種取材を快く応じていただいた成果であり、今後とも村民が主役の広報紙づくりに努めてまいります。

次に、11月25日から1月14日までの期間、道の駅までい館、ふかや風の子広場周辺が美しいイルミネーションで彩られ、多くの来場者でにぎわいました。初日の点灯式においては、昨年度に引き続き、ジャズの演奏やキャンドルの点灯、商工会による花火の打ち上げなどが行われ、来場者の皆様にご好評をいただき、飯舘の冬を盛り上げるイベントとなりました。

次に、宿泊体験館きこり及び農業研修館きらりですが、昨年4月から本年1月末までのきこりの全体利用者数は1万35人で、このうち宿泊利用者数は2,014人、入浴利用者数は6,054人、岩盤浴イオラ利用者数は1,596人です。

また、昨年5月より軽食を提供しているやまぼうしの利用者数は、1月末までに2,268人となっております。

さらに、きらりの宿泊利用者数は408人で、このうち農業研修によるものは216人、研修室の利用は116人でありました。今後も各施設の利用拡大に努めてまいります。

次に、村民の森あいの沢についてですが、昨年4月から11月末までに2,519人の利用がありました。また、今年度試行的に実施しました12月の冬キャンプについては、141人の利用がありました。

きこり、きらり、あいの沢、それぞれご利用いただいた多くの皆様方にまた利用したいとお声をいただいておりますので、今後も村の観光・交流の拠点として村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、昨年4月から1月末現在までのレジ客数は、までい館が11万8,626人、セブーンイレブンが19万8,643人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、昨年4月から1月末までに5,319人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても昨年4月から1

月末までに468件、631頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評をいただいておりますので、去る2月5日にひみつ基地どきどきが福島県建築文化賞「復興賞」を受賞いたしましたことも踏まえ、今後も道の駅と共に村の復興拠点として地域活性化を図るとともに村内外に広くPRし、情報発信に努めてまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、今般の物価高騰に対する国の経済対策、物価高騰対応重点支援給付金についてです。基準日の令和6年12月13日時点で、村に住民登録がある令和6年度住民税非課税世帯に対し、それぞれ3万6,000円の給付金及び子供1人当たり2万円の加算金について、2月下旬より給付を開始いたしました。

また、令和6年分の所得申告相談を2月14日から3月17日までの日程で、例年どおりピレッジハウスを会場に、受け付けております。

次に、村民の帰還状況であります。2月1日現在の帰還者は627世帯、1,178人で、帰還率は約26.2%となっております。これに転入者275人といたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は806世帯、1,511人となっております。

次に、避難を継続している方の状況につきましては、県外に142人、県内は、福島市に1,875人、南相馬市に264人、伊達市に232人、川俣町に209人、相馬市に115人など、合わせて2,839人となっております。

次に、ふるさと帰還通行カードについてです。原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の期間は、令和7年3月31日までとなっております。今後、国より具体的な内容が公表され次第、改めてお知らせいたします。

次に、健康福祉課関係です。

児童手当の制度改正に伴い、支給対象が高校生年代まで拡大されました。また、児童手当については、所得制限の撤廃、第3子以降の支給月額を増額などが拡充され、改正後の令和6年10月以降、220名に総額2,330万円を支給したところです。

次に、村の次世代を担う子供たちと子育て世帯を力強く支援する飯舘村独自の施策、子育て応援支援金についてですが、1月15日に令和7年度の小学校入学児童17名、中学校入学生徒並びに希望の里学園7年生進級29名、高等学校入学30名の合計76名に総額1,060万円を支給したところです。

次に、産業振興課関係です。

初めに、あぶくまもち関係についてです。昨年、食用に収穫された約34トンのあぶくまもちのうち約33トンが、今年も株式会社セブン-イレブン・ジャパンのご協力の下、おこわおにぎり2商品に確保され、村内ほか中通りを中心に、セブン-イレブン各店舗で販売されております。村としては、来年度以降もさらに生産量の増加を目指し、村の特産品としてのあぶくまもち生産を進めてまいります。

次に、意欲高い担い手に農地を集積する農地中間管理事業についてです。令和6年度の実績は、12月末現在で4行政区57ヘクタールの集積となりました。これにより、全体の集積面積は12行政区569ヘクタールとなりました。令和7年度は地域集積協力金等の制度が期限を迎えますので、可能な限り有利な条件で集積ができるよう、地権者、担い手、行政

区と協議を進めてまいります。

次に、鳥獣被害対策です。村鳥獣被害対策実施隊により、1月31日現在でイノシシ151頭、猿96匹、その他339匹を捕獲しております。有害鳥獣の捕獲頭数は増加傾向となっており、今後さらなる被害拡大が懸念されますので、令和6年度実施の猿の生態調査の結果等も踏まえ、県、関係機関とも協力して対策を行ってまいります。

次に、林業の活性化を図るため、間伐等の森林整備とその実施のための放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業につきましては、今年度1月末現在、佐須地区及び深谷地区において約37ヘクタールの森林整備事業を発注しております。あわせて広葉樹林の再生を目的とした広葉樹林再生事業では、伊丹沢地区、宮内地区等において約28ヘクタールの森林整備事業を発注しております。今後も村の森林再生に向け、事業を進めてまいります。

次に、木質バイオマス発電についてです。昨年12月の火災発生後、飯舘みらい発電所では、現在も発電を停止中です。事業者である飯舘バイオパートナーズ株式会社からは、専門家を交えたアドバイザー会議をこの1月に設立し、原因等究明、再発防止策を協議・検討中と報告を受けております。今後結果がまとまり次第、お知らせしてまいりたいと考えております。

次に、建設課関係です。

まず、簡易水道につきましては、空気弁や仕切弁周辺の道路の段差解消のため、12か所の修繕を行いました。また、農業集落排水のマンホール周辺の段差においても、11か所の修繕を行ってまいりました。引き続き、マンホール等の段差については修繕を行い、通行の安全確保に努めてまいります。

次に、村道の除雪についてです。今年度の除雪につきましては、2月9日時点で、1次路線2回の除雪を実施し、冬期間の交通の安全に努めてまいりました。今後も冬期間の交通の安全確保に努めてまいります。

次に、河川の除草事業についてです。村で管理している普通河川17路線、延長18.3キロメートルにおいて、河川の除草作業が完了しております。

次に、営農再開支援水利施設等保全事業によるため池施設の補修工事につきましては16か所、農業水利施設等保全再生事業による放射性物質対策工事については13か所のため池について、年度内に完成する予定となっております。

また、農業基盤整備促進事業につきましては、村内15行政区において進めております。このうち農業基盤整備促進事業の測量設計業務における6件の委託については、年度内に完了する予定となっております。

次に、教育委員会関係です。

去る2月21日に、総合教育会議を開催いたしました。会議では、少子化における今後の学校等の運営についてなど、各教育委員から様々なご意見をいただき、今後の方針等について議論をさせていただいたところです。

次に、令和7年度の就園・就学見込数です。までのりの里のこども園は、5歳児7名の修了生に対し、新入園児2名であり、現在より5名減の32名。いいたて希望の里学園は、卒業生7名に対し、新入生7名の入学であり、現在と同数の77名となる見込みです。園児・

児童・生徒を合計した人数は、現在の114名より5名減の109名となる見込みです。

次に、次年度に向けた教育方針についてです。いいたて希望の里学園においては、これまで指導の中心としてきた個に応じた指導、一人一人の学力や環境に応じた指導を充実させております。これまでも行ってきた前期課程での教科担任制、後期課程の数学科における習熟度別の指導や外国語科のALT常駐による実践的指導に加え、上智大学生を招いての学習指導、プロの管弦楽団による演奏会、ICTの専門家によるプログラミング学習など外部の講師や団体を招聘するなど、子供たちにとって体験的な学習を増やすことができっております。

また、本村独自の教科であるいいたて学も年々充実しており、今年度も村民の皆様のご協力を得ながら、村の産業や文化を学び、学習発表会での太鼓の演奏、田植踊りの発表、また、後期課程においては、学習内容をまとめて冊子にしたほか、去る2月19日に6年ぶりの開催となったこども議会において、4年生が傍聴する中、5年生、6年生が学習した成果を発表し、議会中継システムを通じて、村内外に向けて発信いたしました。

までのりの里のこども園においても、読書活動の充実として、園と家庭とが一体となって絵本の読み聞かせに力を入れてきたことにより、文部科学省からの表彰を受けるなど、幼児期から本へ慣れ親しむ仕組みが構築され、豊かな感性を育むことができっております。

次年度につきましても、このような本村の特色やメリットなどの教育環境を十分に生かしながら、引き続き教育の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習課関係です。

1月12日、交流センターふれ愛館で、二十歳の成人式を挙行いたしました。二十歳を迎えて出席した10名は、幼稚園年長時に東日本大震災を経験し、学生時代の多くを避難生活の中で過ごしてきましたが、多くの葛藤や困難を乗り越えて、立派に成長した姿を見せてくれました。久しぶりの再会を喜びながら、恩師の先生方から、震災当時のエピソードや未来へ向けた応援メッセージをいただきました。

次に、2月2日、県外・県内から11人が参加した飯館YOITOKO発見！ツアーと13人が参加した村民を対象としての村内1日バスツアーを併せて実施しました。泉崎村出身の料理研究家本田よう一先生をツアーゲストとしてお招きして、昨年復活した宮内行政区の笠踊り・手踊りの鑑賞や、村指定有形民俗文化財、作見の井戸の見学を実施しました。参加者は、村の食を考える会の皆様が真心を込めて作っただんご汁や凍み餅などの料理や、本田よう一先生が考案した凍み餅レシピを味わい、凍み大根や団子さしの制作体験を通して、村民との交流を図りながら、飯館村の様々な魅力を堪能した一日となりました。

次に、スキー・スノーボード交流会を2月11日、あだたら高原スキー場で開催いたしました。当日は強風が吹く天候でありましたが、ご家族やグループなど約30人が参加し、スポーツを通して交流を深めていました。

次に、2月16日に交流センターふれ愛館を会場に、いいたて村芸能発表祭を約250人のご来場の下、開催いたしました。個人を含む12団体が出演しての伝統芸能、歌や踊り、音楽など、日頃の活動や練習成果をご披露いただき、また、力強い演奏の津軽三味線、ゲストの多彩でユーモアのある演芸や落語は、参加者を大いに楽しませてくれました。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

毎年のように各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。

また、令和6年度に引き続き、地域防災を担う地域自主防災組織について協議を進めるとともに、消防団の人材不足に対応するため、消防団経験者のご協力をいただく組織体制の構築に努めてまいります。また、市内事業所の協力により、火災など有事の際に初期対応を担う企業消防組織について拡大を図るべく、事業所との協議を進めてまいります。

次に、財政関係であります。第2期復興・創生期間については、最終年となるため、予定されている事業に精力的に取り組むとともに、復興・創生第2期以降の各種事業や財政状況を見据えて、精度の高い財源の担保及び確保に努め、効果のある予算の執行を図ってまいります。

また、将来にわたって長期的に対応できる骨太の財政力が確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、第7次総合振興計画についてです。令和8年度から令和17年度の10年間を計画期間として策定を進めております。村内に居住されている方が少ない中ではありますが、住民や村役場職員、関係団体所属の方、学識経験者等の協力を得ながら各分野ごとの施策について、活発な意見が交わされております。今後さらに議論を進め、令和7年中に取りまとめ、成案化を目指してまいります。

次に、村の交流・移住・定住対策についてです。令和6年度に引き続き、交流・移住・定住に係る窓口業務を外部委託により進めます。令和7年度は、村への定住等について気軽に相談できる環境づくりをさらに進め、交流や移住を希望される方への積極的なアプローチに力を入れることで、定住人口のさらなる増加を狙います。

次に、地域おこし協力隊です。従来のフリーミッション型の地域おこし協力隊に加え、令和6年度より重点的に進めている企業雇用型地域おこし協力隊について、村内企業と連携しながら取り組んでおり、現在6名の方が村内で活躍されております。令和7年度は、雇用数を昨年度、令和6年度以上に増やしながら、村内企業のさらなる活性化につながる地域おこしに努めてまいります。

次に、企業誘致についてです。深谷地区の産業団地整備を進めるとともに、積極的に企業誘致活動に取り組み、村内における雇用の創出、村内の居住人口やなりわい人口の増加を目指してまいります。

次に、あいの沢の活用についてです。村民の森あいの沢については、宿泊体験館きこり及び農業研修館きらりと共に連携しながら、観光の拠点、地域活性化の拠点として活用していくとともに、あいの沢の全体的な整備の見直しを図ってまいります。

このほか、商工業者の事業再開及び帰還促進を図ることを目的とした事業再開・帰還促進事業交付金を活用する各種イベントの開催を継続し、村内のにぎわいを創出するとともに、村内商工業の活性化を図ってまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税、収納対策についてです。原発事故による避難指示を受けた自治体同様、本村においては、避難指示の解除時期により、段階的に課税を再開している一方で、一部の税目では、被災地特例の減免制度が継続されているため、今後も法令及び条例等に基づき、適正な課税事務を進めてまいります。

また、震災以降、減免が続いておりました国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の課税・賦課が、令和8年度より段階的に再開される国の方針が示されており、村としましても口座振替や電子納付による納税方法も含め、さらに周知を重ねてまいります。

次に、戸籍についてです。本年5月26日に改正戸籍法が施行され、今後は戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることとなります。それに伴い、本村に戸籍を有する方へ、振り仮名を確認いただく通知を送付する予定であり、国が示す仕様書に沿って適切に対応してまいります。

次に、マイナンバーカードについてです。昨年12月から健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードの保険証を基本とする仕組みへ移行しております。また、今年は現在の保険証についても使用期限を迎えることから、対象となる方への資格確認書の交付など、村民の皆様が今までどおり医療機関を受診できるよう事前の周知を図るとともに、引き続きマイナンバーカードの各種手続及び更新等にも対応してまいります。

次に、交通安全、防犯対策についてです。必要な交通安全施設の新設及び修繕、防犯カメラによる監視、さらに南相馬警察署、防犯指導隊、村内事業所等との連携を図りながら、村内の交通事故防止及び防犯対策を図ってまいります。

次に、ごみ処理対策です。一般廃棄物については、引き続き南相馬市のクリーン原町センターへ焼却処理を委託する予定となっております。村民の皆様には、分別の徹底やごみ減量化にご協力をいただくとともに、村としても不法投棄防止対策に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係です。

今日、医療と介護、そして生活支援は、村民が暮らしていく上で欠かせないものであり、ふるさとの再生と発展の一環として、機能的な仕組みの構築に向けて、なお努めてまいりたいと考えております。

まず、医療についてですが、いいたてクリニックでの診療に加え、在宅での診療が受けられる体制を進めるため、医師及びクリニック、訪問看護ステーションが連携し、村民の安心につなげてまいります。

次に、16歳以上の村民に健診受診を勧奨することにより、村民の健康状況を把握し、精密検査を要する方に対する病院受診の勧奨や、要指導者への訪問活動、栄養指導、健康づくり事業を通して、健康寿命の延伸を図ります。

次に、村民の生活状況と健康状況を把握するため、訪問活動を引き続き継続し、老人クラブ連合会や地域サロン、村内外のお茶会等での健康教室の開催や生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の内容の拡充を図ります。

次に、在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外事業者に対する在宅サービス提

供加算や、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業、村内の施設や買物の交通支援を行う生活支援ワゴン運行事業も引き続き実施してまいります。

また、今後の需要が増す訪問介護や通所介護などの介護事業に対応するため、施策を進めてまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。これまで村は、農地の管理を担い手等に任せたいという農業者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用した農地利用集積を進め、令和元年度から令和6年度までに12の行政区で569ヘクタールの農地利用集積を実現いたしました。令和7年度が終期とされている機構集積協力金の期限を踏まえ、さらに約249ヘクタールの集積を目指してまいります。

また、各農家に対しては、水稻の病虫害防除支援をはじめ、栽培・生産技術等の研修や省力化・効率化のための先進技術導入、担い手確保、次世代育成のための取組など、営農面積の拡大のため、村独自の補助制度のほか、国・県等の各種事業を活用して支援を行ってまいります。

なお、福島県営農再開支援事業につきましては、令和7年度が終期となっておりますので、農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の配布等の事業をできるだけ活用し、営農のための環境づくりを進めてまいります。

次に、畜産関係です。令和7年度も継続して和牛遺伝子評価支援事業を実施し、遺伝子評価による優良個体を判別する仕組みを利用する農家への支援を進めてまいります。また、優良個体選抜の確実性を上げ、繁殖、肥育の効率化につなげることで、牛の品質向上と経営の安定を図るとともに、肥育素牛導入や優良雌牛導入の支援を行い、飯館牛ブランド新生に向けた取組を進めてまいります。また、資材・飼料の高騰対策については、国・県の動向を注視してまいります。

次に、森林関係です。平成29年度から取り組んでおりますふくしま森林再生事業計画では、森林整備面積を令和5年度、令和6年度同等の約100ヘクタール規模での実施を目標に、里山の再生、林業の活性化を図ってまいります。

次に、木質バイオマス発電関係です。令和6年12月の飯館みらい発電所における火災発生を受けて、現在事業者による再稼働に向けた検討、協議が進められておりますが、再発防止、安全対策の十分な整備と可能な限り早い再稼働ができるよう、事業者に求めてまいります。

次に、除染、放射線対策関係です。環境省が実施する除染につきましては、令和7年度は新たな実施予定はないとのことであります。また、除染に対する住民からの問合せについては引き続き線量測定と必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを国との協議で確約を得ておりますので、対応を求めながら除染の心配に対応してまいります。

さらに、放射線への不安に対しては、引き続き個人線量計の貸出しを行い、国と連携して専門家による定期的な読取りと説明・相談を実施するほか、食品等の安心・安全を目的

とした食品放射性物質検査についても行政区との連携を図りながら実施するなど、総合的に取り組んでまいります。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出についてです。環境省によりますと、令和6年度中に通常除染に係るものは全て搬出済みであり、令和7年度は、令和6年度ため池放射性物質対策で出た廃棄物約3万立米の輸送を計画しているとのことであります。

なお、除染廃棄物等が搬出された仮々置場等の農用地については、地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して、引渡しを円滑に行うよう、引き続き国に求めてまいります。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和7年度も鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策を推進してまいります。特に令和3年度より発足したサル駆除プロジェクトチームによる対策も引き続き実施し、猿駆除に力を入れてまいります。また、有害鳥獣減容化施設を活用し、捕獲した鳥獣の処分を行ってまいります。

次に、建設課関係です。

村道・河川の維持管理計画ですが、村道の草刈り等の維持管理については、復興庁の福島再生加速化事業や生活環境整備事業等を活用し、住民参加型にて延長149.1キロメートルを、また、トラクターによる草刈りなどにて延長92.3キロメートルの草刈りを実施する計画としております。さらに、側溝の土砂上げや支障木伐採も併せて進めてまいります。また、普通河川の草刈りについても引き続き17の河川の草刈りを実施してまいります。

次に、長泥地区において、引き続き飲料水安全確保対策事業、いわゆる井戸掘削を進めてまいります。あわせて、環境再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装についても進めてまいります。

次に、村営住宅等関係ですが、村内8団地111戸と飯野団地の23戸については、引き続き適正な管理運営を行い、入居者の安心・安全な住宅環境の確保に努めてまいります。

次に、農林業施設整備関係ですが、早期の営農再開に向けて、農業用施設の整備について、地元と密に調整をしながら各種工事を進めてまいります。

次に、教育課関係です。

令和2年4月の開校から6年目を迎えます義務教育学校、いいたて希望の里学園では、9年間を通した系統的な学習、独自教科のいいたて学によるふるさと学習、3学年からの教科担任による授業、後期課程数学科での習熟度別学習、英語専門教室の設置など、令和6年度に引き続き、義務教育学校のメリットを生かした本村の学校ならではの取組を実施してまいります。

特に、ICT機器を活用した教育の充実や外部の講師や団体を招聘するなど、子供たちにとって体験的な学習を継続すること、また、安心・安全な学校生活の提供を維持できるよう努めてまいります。

次に、開園から8年目を迎える幼保連携型認定こども園、までの里のこども園です。ゼロ歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児の以上児それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな保育及び教育に努めてまいります。特に幼児期からの英語活動や本に親しむ取組などの特色ある保育、教育を行ってまいります。

さらに、こども園の状況や村の魅力ある情報を発信することにより、乳幼児期から一定

の子供の数を確保し、一人でも多くの子供たちが村の学校へ入学を希望していただけるよう努めてまいります。

こども園、義務教育学校が15年間を通して目指す子供の姿を共有しつつ、ゼロ歳から15歳まで一貫した教育を目指す本村においては、保育教諭と教職員の連携を密にした教育課程の編成や合同行事の実施による一体感の醸成を図るとともに、地域の関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

初めに、希望の里学園・前期課程5年生、6年生を対象として、飯舘村の歴史や復興の現状を学び、親元を離れての集団生活や共通体験を通して自立心や仲間との絆を深めることを目的に、いきいきわくわく学びの旅を実施してまいります。研修先は北海道で、現地にて畜産を再開している村民からの講話、大自然の中での体験や農業学習施設の見学等を行う予定です。

また、飯舘村の様々な魅力を村外へ発信するために、令和6年度に引き続き、移住・定住促進ツアーや飯舘Y O I T O K O 発見！ツアーを実施します。

また、スポーツ振興では、いいたてスポーツ公園及びパークゴルフ場の利活用を図りながら、今年度に引き続いての村民スポーツ大会やナイター駅伝等の開催による交流促進、交流人口の増加、さらには村民の健康増進や健康寿命を延ばす取組等を進めてまいります。

このほか、読書活動推進事業、自主文化事業、文化財保護、総合文化展、文化祭、芸能発表祭等の事業を通じて、交流の場の創出、生きがいつくり、ふるさと資源の活用、文化の振興等に努めてまいります。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第9号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）です。

既定予算総額から10億7,241万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を133億1,805万1,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費から4億9,560万7,000円の減、徴税費から1,091万8,000円の減、民生費の社会福祉費に1,217万8,000円の増、児童福祉費から2,118万2,000円の減、衛生費の保健衛生費から3,562万8,000円の減、農林水産業費の農業費から3億3,448万1,000円の減、林業費から7,924万9,000円の減、土木費の道路橋梁費から1億914万1,000円の減、消防費の消防費から1,189万7,000円の減、教育費の教育総務費に9,601万8,000円の増、中学校費から1,069万2,000円の減、保健体育費から1,178万円の減などを計上しました。

歳入では、この補正に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費と債務負担行為の補正、地方債に係る補正を行っております。

議案第10号から議案第14号までは、各特別会計の年度整理及び2つの企業会計に係る年度整備に伴う補正予算です。

議案第15号は、令和7年度飯舘村一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を111億5,500万円といたしました。これは前年度に比べ19億3,800万円の減、率にして14.8%の減となります。当初予算としては、村政施行8番目に大きい

予算規模となっており、7年連続で100億円を超える予算となりました。うち、復旧・復興関連予算は64億9,921万5,000円で、歳出予算総額の58.3%を占めております。

それでは、令和7年度の重点事業について申し上げます。

令和7年度は、国が定める東日本大震災からの第2期復興・創生期の最終年度であるとともに、村第6次総合振興計画の最終年でもあります。このことから、第6次総合振興計画後期計画の4つの基本方針とそれに対応する4つの施策に基づき、「明日が楽しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を築き上げる予算として、令和6年度予算に引き続き、5つの政策区分により分類し、各種事業について申し上げます。

「①生きがいと生業の力強い再生と発展」では、深谷地区産業団地整備事業に9億61万円、未来へつなぐ農業支援事業に3,260万円、中山間地域等直接支払事業に1億2,107万3,000円、被災地域農業復興総合支援事業に6,671万7,000円、いいたて魅力向上発信事業に4,373万4,000円、福島県営農再開支援事業に5億5,114万円、多面的機能支払交付金事業に5,617万2,000円、農地中間管理事業に2億4,018万7,000円、鳥獣被害対策事業に4,674万1,000円、ふくしま森林再生事業に4億5,201万円を計上しております。

次に、「②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、訪問診療事業に1,371万6,000円、赤ちゃん誕生祝金事業に200万円、地域活動支援センター運営事業に520万3,000円、総合健診事業に3,657万5,000円、予防接種事業に4,053万4,000円、サポートセンター運営事業に4,700万円、村外介護サービス送迎事業に5,582万4,000円、敬老会事業に733万8,000円、パークゴルフ場管理運営事業に1,563万6,000円を計上しております。

次に、「③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり」では、LINE情報発信サービスアプリ運用事業に88万5,000円を計上しております。

次に、「④ふるさと資源のフル活用」では、地域おこし協力隊活動事業に9,360万円、村民の森あいの沢整備事業に5,170万円、みがきあげよう！ふるさと補助金に1,708万2,000円、交流・移住・定住等促進事業に9,420万円、移住定住支援事業補助金に1,200万円、移住・定住促進ツアー企画運営事業に2,788万3,000円を計上しております。

次に、「⑤生き生きとした学びの場を育む」では、子育て応援支援事業に1,200万円、いきいきわくわく学びの旅事業に572万6,000円、スクールバス運行事業に3,209万6,000円、被災児童生徒等就学支援事業に806万2,000円などを計上しております。

次に、歳入の概要を申し上げます。

地方交付税は33億3,339万3,000円で、前年度に比べ5.3%の増です。

次に、村債は1億1,160万円で、前年度に比べ58.8%の増です。

歳入のうち自主財源は30億8,522万5,000円で、前年度に比べ8億9,147万9,000円、率にして22.4%の減です。この主な要因は、一部事業の完了による震災復興特別交付税の減少等により、国・県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金の基金繰入金に12億344万8,000円の減となったことなどによるものです。

議案第16号は、令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ7億9,347万3,000円といたしました。前年度に比べ4.9%の増です。

議案第17号は、令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定の歳入歳出予算

の総額を10億5,983万8,000円、介護サービス事業勘定の総額を689万6,000円といたしました。

議案第18号は、令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,302万2,000円といたしました。前年度に比べ8.5%の増です。

議案第19号は、令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算です。収益的収入及び支出の予定額は収入及び支出それぞれ2億2,929万7,000円、資本的収入を5,743万8,000円、資本的支出を6,282万4,000円としました。

議案第20号は、令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算です。収益的収入及び支出の予定額は収入及び支出それぞれ9,680万5,000円、資本的収入を1,959万9,000円、資本的支出を2,648万8,000円としました。

議案第21号は、飯舘村農業施設等維持管理基金条例です。これは、飯舘村土地改良区の解散に伴い、寄附を受ける現金について、村の農業用施設等の維持管理に資するため基金を設置し、管理するものです。

議案第22号は、飯舘村商業施設設置条例です。これは、飯舘村商業施設の整備に伴い、施設の利用及び管理について定めるものです。

議案第23号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。これは、刑法の一部が改正されたことに伴い、関連する村条例について所要の改正を行うものです。

議案第24号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例です。これは、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額について、軽減率を設定できるよう改正を行うものです。

議案第25号は、飯舘村使用料条例等の一部を改正する条例です。これは、本村の体育施設の利用に関し、高校生以下の使用に係る使用料について半額免除する規定を新たに設けるとともに、用途を終了した施設の関係条項の削除を行うものです。

議案第26号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、県人事委員会の勧告内容に基づく給与制度の改定等のため、県職員の給与等が改正されることから、村においても職員の給与等を県と同様に所要の改正を行うものです。

議案第27号は、飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第28号は、飯舘村水道条例の一部を改正する条例です。これは、水道メーター器の交換に充てる費用を、メーター使用料金を基金に積み立て、管理してきましたが、一時的な収支となる費用を特定の基金で賄う会計処理は不適切であるため、所要の改正を行うものです。

議案第29号は、飯舘村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例です。これは、農業集落排水設備工事事業者の指定及び更新に関し、手数料を徴取するよう、所要の改正を行うものです。

議案第30号は、農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）

前田・八和木地区第11回工事請負契約の変更についてです。令和6年9月13日付で、有限会社福相建設と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に1,490万8,300円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億3,700万8,300円です。

議案第31号は、佐須辺地に係る総合整備計画の策定についてです。飯舘村佐須地内の整備に関し、辺地債を活用するために必要な総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第32号は、比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定についてです。飯舘村比曾・岩部地内の整備に関し、辺地債を活用するため必要な総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第33号は、メモリアルホールいいたでの指定管理者の指定についてです。株式会社JAふくしま未来サービスを指定管理者に指定し、管理を行ってきましたが、令和7年3月31日で契約が終了することから、さらに3年間指定管理者としての期間を継続したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第34号は、南相馬市飯舘村心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約です。これは、南相馬市と飯舘村で定めている南相馬市飯舘村心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約について、文部科学省及び福島県の指導に基づき、規約の名称等を改めるものです。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時00分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時44分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（高橋孝雄君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第15号令和7年度飯舘村一般会計予算について、議案第16号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、議案第17号令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算について、議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算について、議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第20号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に当たることに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長(高橋孝雄君) 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 飯畑秀夫君、2番 花井 茂君、3番 横山 秀人君、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君、以上9名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日は散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 1時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月28日

飯 舘 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

同 会議録署名議員 飯 畑 秀 夫

令和7年3月3日

令和7年第3回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和7年第3回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和7年3月3日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年3月3日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和7年3月3日 午後 3時04分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤真弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	2番 花井 茂		3番 横山 秀人			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 大橋未来	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	会計管理者	庄司稔	○
	農業委員会 事務局 会長	三瓶真	○	選挙管理委員会 書記 会長	村山宏行	○
	農業委員会 会長	原田直志	△	代表監査委員	高野孝一	△
選挙管理委員会 委員長	伊東利	△				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年3月3日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

2月28日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤健太委員、副委員長に佐藤眞弘委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。2月28日総務文教、産業厚生の高常任委員会、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

次に、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号、請願第2号の審査結果については、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 花井 茂君、3番 横山 秀人君を指名いたします。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番 花井 茂君。

2番（花井 茂君） おはようございます。議員番号2番 花井 茂です。

令和7年第3回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

今シーズンの冬は寒さが厳しく、日本海側の地域では大雪による被害があり、気象庁は10年に1度の大雪、低温または警報級の大雪と、何度か注意喚起を出していました。

2月にスキークラブの山形蔵王合宿に参加してきましたが、積雪が多過ぎて閉鎖されたゲレンデや、除雪が間に合わず動かせないリフトと、地球温暖化はどこへ行ってしまったのかと思わされる状況でありました。これも温室効果ガスによる気候変動と言われております。昨年の夏は記録的な猛暑に見舞われ、ほどよい秋を感じる間もなく厳冬の冬を迎えました。気候変動の主な要因は人間活動によるものと言われております。化石燃料から排出される二酸化炭素が地球の温暖化を招いているということは周知のとおりであります。しかし、人類が化石燃料の使用なくして人間活動を行うことは、今現在到底無理だと思われまます。化石燃料、原子力、再生可能エネルギーと、それぞれ一長一短で、完璧なエネルギーは1つもなく、今後はこれらのエネルギーとのバランス利用が大切なかなと思われまます。村政に携わる一人として、バランス力を身につけることも大切なん

だなと思う今日この頃です。

それでは、通告いたしました4項目6点について質問をいたします。

1項目めは、旧白石小学校の有効利用についてであります。

1点目は、現在、旧白石小学校に入居している企業との契約が、令和7年3月31日をもって一旦終了と承知していますが、今後の動向について伺います。

2点目は、旧白石小学校は行政財産から普通財産へ変更されていると承知していますが、今後はあらゆる選択肢が可能な中で、有効な利活用の構想を持っているのかを伺います。

2項目めは、村民の森あいの沢の活性化についてであります。

村民の森あいの沢キャンプ場は、再オープン以来大変好評のようであります。キャンプ場の体験レポのブログで利用者の記事が紹介されていましたが、キャンプ場の近くには宿泊体験館きこりという宿泊施設があり、人里からは離れてはいるが寂しい場所でもなく、ちょうどよいバランスの取れた場所にあるオートキャンプ場であり、またWi-Fi導入にも触れていまして、以前は電波が届かなかったためにWi-Fiを求める利用者の声を反映させてくれたキャンプ場と紹介されていました。

そこで、この好立地、好環境の村民の森あいの沢全体の活性化を促し、本村の一つのランドマークにするべきであり、なり得るポテンシャルがあると思います。ため池の放射能対策工事も終了し、農業研修館きらりも開館した今、昨年出されたあいの沢にぎわい創出のための基本構想を具現化していくべきと考えますが、現況を伺います。

3項目めは、ガバメントクラウドへの移行についてであります。

令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムに関する法律、標準化法に伴い、2025年度末までに住民基本台帳や税務などの基幹業務について標準化したシステムへの移行が義務づけられていますが、今村の現況と動向について伺います。

4項目めは、ICT教育の現状についてであります。

1点目は、全小中学生に学習用端末を配備する国のGIGAスクール構想から5年以上が経過し、いいたて希望の里学園では開校当初からICT、情報通信技術を活用しての学習、授業を積極的に進めていると承知していますが、今般ICTを使っての指導をできる本県の教員は76.1%と令和6年度の文部科学省の調査結果が公表されましたが、いいたて希望の里学園での現況を伺います。

2点目は、ICT教育が進む中で、思考力や読み書きの能力低下が懸念の一つとされていますが、いいたて希望の里学園での状況と課題について伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長(杉岡 誠君) 2番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1及び1-2については、関連がありますので一括してお答えいたします。

ご質問の旧白石小学校につきましては、令和2年4月より民間事業者に貸与を行っており、同時期に普通財産への用途変更がなされております。

また、施設の賃貸借契約につきましては、令和7年3月末が終期となっており、現在、事業者との協議を行っているところです。

なお、今後、ふるさと資源の活用や地域の活性化、関係・交流人口の増加、雇用の創出

など、様々な成果、効果を見込んだ幅広い検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問2-1、村民の森あいの沢の活性化に向けた進捗状況についてお答えいたします。

あいの沢整備については、令和4年度に実施しました、あいの沢の活性化に向けた調査業務及びあいの沢整備基本構想策定の後、整備を進める上での財源確保のため、補助事業等を模索してきたところです。

これまで、令和5年10月に国に対し申請を試みましたが、観光交流事業については補助事業の対象項目としては認められず、採択までには至りませんでした。

その後、福島県みらいを創る市町村等支援事業による整備が可能であることが分かり、今年度5か年計画での申請を行い、計画が採択されたところです。

なお、今後運営主体を交えた管理運営面における組織、人員体制や採算性などについての十分な検討や、地域の方々や利用者の意見を加えた基本計画、設計を策定し、目的達成のために整備すべき内容を具現化した上で、本事業整備に着手してまいります。

次に、ご質問3-1、ガバメントクラウドへの移行についてお答えします。

本村では、2023年度（令和5年度）から、住民基本台帳等の各基幹業務システムについて、政府が示す標準準拠システムへの移行準備作業を進めてきました。また、現在までに各基幹業務システムと標準準拠システムの差異調査、差異というのは異なるという意味ですね、異なる部分の調査及び分析が終了しており、標準準拠システムの本村での本稼働時期は2026年（令和8年）1月末を予定しております。

なお、2025年度（令和7年度）は、政府が準備するガバメントクラウド上に標準準拠システムの稼働環境を構築し、各既存業務システムのデータ移行を行い、本稼働に向け準備作業を実施します。また、政府が示すシステム標準化20業務のうち、本村で該当する18業務全てのシステムを標準準拠システムに移行することとしております。

次に、ご質問4-1、ICT（情報通信技術）を使って指導できる本村の教員は76.1%と令和6年度の文部科学省の調査結果が公表されたが、いいたて希望の里学園の状況を伺うについてお答えいたします。

議員がお示しのデータ、76.1%は、令和5年度に文部科学省が実施した学校における教育の情報化の実態等に関する調査の中で、福島県小中学校の教育のICT活用指導力の平均と思われます。同じ調査において、いいたて希望の里学園では97.6%の教員がICTを活用して授業を担当できると回答しており、福島県の平均と比較して高い割合でICT活用能力を備えていると判断しております。

次に、ご質問4-2、ICT教育が進む中で、思考力や読み書きの能力低下が懸念の一つとされているが、いいたて希望の里学園の状況と課題を伺うについてお答えいたします。

国によりGIGAスクール構想が提唱され、学校へのタブレット導入が進み、村でも令和2年度には全児童生徒へタブレットを配付し、コロナ禍時にはオンライン授業を配信するなど、休校に対応するとともに、学校ではICTを活用した授業を通して、協働的な学び、個別最適な学びを推進してきました。

一方で、議員おただしのとおり、児童生徒の学力向上のためにはICTの活用と読み書きの能力とのバランスを取ることが大事であることも、これまでのノウハウの蓄積から分かってきているところです。読解力については、こども園から進めている読書推進を学園においても朝の読書やNIE（ニューズペーパー・イン・エデュケーション、教育に新聞を）の活動などにより行っております。また、授業においても、タブレットを活用して協働的な学びや個別の知識や技能を深める教育と、アナログにこだわって声を出し、ノートに書く作業を通じて表現力を高めるなど、狙いに応じて最善の手段を講じるように、教育委員会からも指示をしているところであります。

以上となります。

2番（花井 茂君） それでは、何点か再質問させていただきます。

1項目めの旧白石小学校の利活用についてなんですけれども、この入居企業者と村はそもそも契約については、これ契約書を交わしているのか、覚書なのか、合意書なのか、こういった位置づけになっているのか、まずお伺いしておきます。

総務課長（村山宏行君） 旧白石小学校の貸借についての部分であります。基本的には契約書という形になってございます。ただ、貸付けするに当たって詳細な部分がありましたので、その部分については覚書ということで、幾つか附帯をされているものということでございます。

2番（花井 茂君） この旧白石小学校の利活用についてなんですけれども、以前も一般質問させていただいたんですけれども、そのときの答弁として、契約内容については村と企業が、入居企業が返還をするときに、村と企業が2分の1ずつ負担をして更地で返却するという答弁をいただいたんですけれども、今、事業者とは協議中ということなんですけれども、今後どういう形になっていくのか。もしその事業者が返還しますということになった場合に、すぐさま解体、更地にしてしまうのか。もしくは、契約書であっても法的な履行義務を発生させないで、解体しないで円満に再利活用ができる状況でもあるのか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） おただしの件でありますけれども、まず今年度の3月31日をもって5年間の貸借の契約については終了いたします。その際に、覚書という形で退去に当たっては解体ということで、ご指摘があったとおりそういった内容が含まれております。ただ、ほかの議員からも以前質問があったかと思っておりますけれども、白石小学校自体いわゆる学校ですので、これまで地域のアイデンティティーであるとか、それから中心地であったわけですので、そちらを退去と同時に解体してしまってもよいものかどうかというところは議論が必要かなと考えております。どちらかということ村としましては、今、草野小学校については企業でいろいろな形で利用されている、それから飯樋小学校については既に防災センターとしての活用を図ってきた、白石小学校についても貴重なインフラでありますので、それが返還即解体という形に行くのかどうか、そこは地元とも慎重に協議をしながら、そういったところの方向性については考えていくべきと考えております。

したがいまして、今回、確かに借りている事業所からは今年度いっぱい退去というこ

とで内々の意向は伺っておりますけれども、その後の部分について確定しているものではございません。

2番（花井 茂君） 解体してしまうのはとても残念だと思うので、村として再利活用の方向で向かっていっていただきたいと思うんですけれども。仮の話になってしまうんですけれども、旧白石小学校を再活用していこうという場合に、あの施設は行政財産から普通財産へ変更されたということなんですけれども、とはいってもそもそも教育施設であるので、そこで民間等に貸出しをするときにハードルみたいなのは、ほかの普通財産と違ってあるのかどうかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） もともと文教施設ということで行政財産であったわけですが、貸付けするに当たって普通財産にはしています。ただ、もともとが文科省の補助金を頂いて建設した施設でありますので、当然利用をするに当たっては、そういった部分について検討していかなければならないものと考えております。

一般財産にしたのだから、特にこれを貸付けするに当たって利用料どうのとか、そういった設定も自由にできるかということ、なかなかそういうことにはならないのかなと思っております。当然他の自治体の事例なんかも見ますと、地域の、例えば直売所に使ったりだとか、それからあるいは飲食店ですね、地域のコミュニティーのための飲食店、そういったものを開いたり、あるいは、あくまでもベンチャー的な、いわゆるコワーキングスペースであったり企業誘致の場所であったりと、そういった活用が多いようでございますので、やはり中身ですね、村の活性化に資するような形で、きちんと村でチェックをしながら、そういった利用の部分については検討していかなければならないものと考えています。

2番（花井 茂君） ぜひ、民間等に貸出しをしていただいて、利活用していただきたいと思うんですけれども。仮に貸出しをするに当たっても、なかなか借手というのがすぐに見つかるとは考えにくいんですけれども。今、全国でこの廃校というのがもう年間物すごい数で出ていると聞いていて、文部科学省のホームページで「みんなの廃校プロジェクト」というサイトがあるんですけれども、そこで一気に募集をかけて、それを一覧にして公表しているサイトがあるんですけれども、国も廃校利用について大分力を入れている状況のように見受けられて、近隣の福島市の飯野地区の青木小学校とかも掲載されていまして、南相馬市とか、かなり掲載されていまして、ぜひこの「みんなの廃校プロジェクト」のサイトに飯舘村の旧白石小学校も、いろいろ制約はあるみたいですが、時々、1年に1度は更新する義務とかも発生するようなんですけれども、ぜひ掲載を検討していただきたいと思います。

小学校の再利用については、個人的にちょっと見てきたところがあったんですけれども、猪苗代町の山潟小学校というところがあるんですけれども、そこは今民間に貸出しをして、ちょっとこの間お話を聞かせていただいたら、1社での貸出しは駄目で4社が合同になれば貸出しをできるというところで、R o o t sという工務店が母体になって5社で運営しているんですけれども、その中を見ると、もともとの小学校の展示物とかもそのまま活用しながら、カフェとかいろいろな4社くらい入っていたと思うんですけれ

ども、すごくいいのかなという感じで見てきました。やっぱり、条件としては地域に貢献するようなそういったものも条件であって、あと賃貸料は当然発生しているそうです。賃貸料は発生しているんですけども、施設についての保守保全については町が負担をするということなだけけれども、でも実態はもうケース・バイ・ケースでやっているような状況だというお話を聞いてきました。ぜひ、担当課長には行って視察をしていただきたいなと要望しておきます。

いろいろな意見があって、公的な施設については負の遺産ということで解体をしたほうがいいんじゃないかという意見もあると思うんですけども、視点が重要で、どういう視点でその対象物を見るのかで価値が変わってくるのかなと自分は思っていて、重要なのは負の遺産と見るだけではなくて、積極的にその対象物と向き合って解決策を見い出して、それでもう新たな資源へ転換していくことが重要なのかなと思いますので、ぜひ執行部にはそういうところを検討していただきたいなと思います。

1項目最後に、これ地元の人からもちょっと言われたんですけども、旧白石小学校の周辺の美化作業ですね。季節によってはほぼジャングルじゃないかなというような状況に見受けられるので、その辺の対応をお願いしたいなと思います。

続いて、2項目めの、あいの沢の活性化について再質問させていただきます。

あいの沢の全体像から見ると、あそこはかなり私有地があると聞いているんですけども、その私有地があることによって国・県の支援が受けづらいとか、そういったところがあるのか。また、私有地がある中でもしっかりと国・県の支援を受け、活性化への取組ができるのか。どちらなのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今後の村民の森あいの沢の整備について、私有地について、かなり私有地が残っているということではありますが、それが事業の足かせになるのかというような再質問でございます。

基本的に、公共事業というようなことでありますので、村が取得をし整備をしていくというのが基本になりますので、そういったことではできるだけ今残っている民地の部分については取得に向けて鋭意努力してまいりたいということでもあります。

ただ、今までも整備させていただいておりますけれども、長期的な貸付け、契約という中で整備を進めてきた過程もございます。昔と違って今はやはり、先ほど申したように基本的には村で取得をしてきちっと整備をすべき、でないと将来的になかなか活用するのに難しくなってくるというような状況は、今その状況は変わらないということでもありますので、今後その民地の基本的には取得に向けて、地元の地権者さん等に計画を示しながら、できるだけ取得に向けて努力してまいりたいというのが今の考えであります。

計画上もそこに、民地の取得なりそういった部分に重点的に期間を置いて、かける必要があるということで、5か年の計画というようなことでありますけれども、今年度、さらには令和8年度についてはその地元の説明やらそういった民地取得についての時間をかなり要するだろうということでの全体的な計画になっているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） もともとあいの沢というのは、私も小さい頃といっても中学生の頃から、

あそこに結構通っている魚釣りとかした経験があるんですけども、あそこはもともと潜在的な魅力のある場所だと思うので、多目的な設備整備はそんなに必要ないのかなと思うので、お金をかけずに、最低限の施設と設備の整備で十分魅力を発揮できる場所なのかなと思います。

ここからちょっと私の所感になってしまうんですけども、全体を活用するという意味ではきこりを巻き込んでいくべきなのかなと思っていて、例えばトレッキングコースを整備するに当たっても、そんなには資金はかからないのかなと思うし、ここに立派なパークゴルフ場があるんですけども、芝生の広場にミニパークゴルフ場のような、コースではなくてカップを切ってパターゴルフのように、練習をして、結構今でもスティックとボールを持っていて、あそこで俺は練習をしてから立派なパークゴルフ場のコースに行くんだという人が、何かお話を聞いたことがあったので、そういうところで、そういうものを利用して、そこでトレッキングをして、パークゴルフのちょっと練習をして、汗をかいて、きこりのお風呂に入って、そこに軽食がある、やまぼうしで軽食を食べて帰ってもらうという、そういう循環型の、そういった開発というか整備というの、そういうのがいいのかなと思っていて。そういうノウハウというのは、やはり民間の知恵を借りるのが一番手っ取り早いというのはちょっと言い方、言葉選ばなくちゃいけないんですけども。民間の力というのがそこには威力を発揮できるのかなと思っていて。ぜひ、そういった民間の力も借りて、これからはやっぱり官民連携というのが重要になってくると思うので、民間の力を借りるとするのは少々リスクがあると皆さん多分思われているのかもしれませんが、失敗した例は報道されるけれども、成功した例というのはそんなに多分報道されなくて、多分全国には官民連携で成功している事例はもうたくさんあるんだろうと思うし、なので、そこは執行部のリスクマネジメントでしっかりと対応していけばいいことだと思うので。さっきの白石小学校の件もそうなんですけれども、やっぱりこれからは官民連携、民間競争で地方創生を行っていくべきだと思いますので、今後あいの沢を魅力的な場所にしていただきたいなと思います。

次に、3項目めの、ガバメントクラウドへの移行について質問させていただきます。

これ、去年の6月の定例議会で、自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進について質問したときの答弁で、情報システム標準化、共通化について全18業務のうち、今年度17の業務システムの改修を進めており、令和7年度中に健康管理業務を改修することにより全業務に対応する、これがガバメントクラウドに移行するということがよかったということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 以前の答弁で、令和7年度中にガバメントクラウドに、村の該当する18項目全て移行するということが、そのとおりでございます。

2番（花井 茂君） このガバメントクラウドの移行については、国はデジタル庁が猛烈にプッシュしているのかなと思うんですけども、このガバメントクラウドへ移行したことによってのメリットというのはどういうところなのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地方自治体がガバメントクラウドに移行するメリットとしては、4つほど国のほうから挙げられております。1つ目にはサーバー、OS、アプリ

の利用コストを削減できるということ。2つ目に情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能になるというようなこと。3つ目には庁内外のデータ連携が容易になるというようなこと。4つ目には最新のセキュリティー対策を導入できるというようなことで、しっかりとその辺を進めていかなければというような、国から出されている4点でございます。

2番（花井 茂君） この情報システムについては、ちょっと以前から疑問を持っていたことがあるんですけども、そもそもこのソフトウェアを使うことによって保守点検費、セキュリティーの更新費用、これ毎年かなり高価な金額がかかっているという認識なんですけれども。これ、今現在は、例えばある一定のソフトウェア会社に、例えば住民基本台帳や税務のシステムなどを委託している場合は、そこでこの保守点検費とかセキュリティー更新費とかいうのを請求されたときに、その金額が本当に妥当性のある金額かというのを判断できるのかは、なかなかソフトウェアの面は、IT関係の場合はかなり難しいのかなと思うんで、その辺はどうなんでしょう。このコスト軽減につながるということはあり得るんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ガバメントクラウドに移行することによって、経費が削減につながるんじゃないかというご指摘であります。その点につきまして、国もいろいろ調査をしているようでありますが、今までの各自治体の見積り等によると、クラウドに単純移行した場合にはコストが跳ね上がってしまうという試算を2020年に公表しているようであります。そういったことで、国としてはアプリケーションをクラウドネイティブに変えるなどの最適化、モダン化というのが必要になるという言い方もしているようであります。これまでの、それぞれの自治体の試算等を見ますと、2倍、3倍に跳ね上がる、または10倍近く上がってしまうという自治体もあるんだという、全国的にそういった声が国に上げられているという状況です。そのコストが上がるというような部分については、クラウドの利用料に加えて、ネットワークの費用、それからシステムの利用料、保守運用費ですね、先ほど議員からおただしありましたようなそういった部分について、今以上にかかってくると。

また、20の業務をガバメントクラウドということを進めておりますが、それだけではなくて、そのほかにも自治体間のクラウド構成というのもありますので、今の部分を保持しながら、ガバメントクラウドに移行という自治体もあるようでありますし、そういった部分では、全国的にかなりその維持費の部分について問題になっているというのが現状であります。

本村においても、単純に費用が下がるということではありませんので、その辺を苦慮しておりますし、またそこに、移行について的人為的な部分についてもかなり職員に負担がかかっているというのが現状であります。

以上です。

2番（花井 茂君） なかなか問題山積のシステムなんだなと理解したんですけども。とはいっても、村としてはもうこのガバメントクラウドに移行というのは推し進めて、完了目前ということなので、なかなか職員の方も大変なのかなと思います。

ちょっと、これからは外れるんですが、でも通告外にならないように気をつけたいと思うんですけれども。気になっていたのは、ソフトウェア会社の競争原理が働かないと、物すごく感じてはいました。なので、例えば村の根幹である住民基本台帳をある電算会社に情報を渡して、その独自のアプリケーションの中にそれを入れてしまったら、あとそこに競争原理を働かせようとして入札をかけたときに、速やかにそれが移動できるようになるのか。もうそれはちょっと、お互いのアプリケーションが違うから、それはもう移行できないんだよとなるのか。そうなってしまうと、もうそこに一回預けてしまうとそこから逃れられない。そうすると、そこから保守点検費用はこうですよと言われてたら言い値で支払うしかないのかなというような疑問を以前から持っていたんですけれども。その点はどうなのでしょう。

村長（杉岡 誠君） 本来担当課でお答えするべきものですが、私も昔電算担当をやっていたので、その点の経験を踏まえて申し上げますと、データの移行というのはそのシステムごとに、私たちは日本語とか平仮名とか漢字とかで入っている情報として見ますが、パソコン中のサーバーの中の情報というのは0101という数字情報みたいな形で、バイナリという形式を持っているものですから、それをあるシステム用にコンバート、変換をするという作業が必ず生じるんです。なので、右のパソコンから左のパソコンにファイルをぱっと動かすようにはサーバー管理はうまくいなくて、あるサーバーからこっちのサーバーに違うシステムを持っていこうとすると、コンバートという言い方をしますが変換作業が生じますので、そこに結構多大なコストがかかる。あるいは、戸籍とか住民関係は外字ということで、通常とちょっと違う漢字というものが入っていますので、それは特殊なコードで入っていますから、それを特定する作業が職員にも生じますし、それがコンバートした後に、これでちゃんと人間の目として見て間違いなく同じようになっていますかという作業も出ますので、コンバート作業を電算業者に投げれば済むかというところではなくて、その前後の確認作業というのが非常に大きく発生します。昔、戸籍の電算化ということでやったときにも、毎日夜中まで職員が残って、ずっと業者から上がってくるもののチェックをずっとやったという経緯がありますので、物事の移行というのは決して楽ではないと思います。

ただ今回、国のガバメントクラウドで想定するのは標準化システムのほうに統一的に入りますので、今最初に入る段階でお金がかかるけれども、次にこの標準に入っているデータそのものはいろいろな業者が統一的に使えるんじゃないのか、あるいはその中で競争原理が働くんじゃないかという部分が、次の段階としてはあるのかなと思いますけれども、近隣の市町村に聞いてもやはり次の年から保守費が上がる、上がっていった国が全額見てくれるわけではないと、これは問題ではないかというお話がありますので、ちょっとその辺はしっかり注視しながら、また私の立場としては、そういう国の方向性の中でガバメントクラウドを進めるわけだから、きちっとその移行経費、あるいはランニングについてはしっかり国で面倒見ていただきたいという要請をさらに強めていきたいと考えております。

以上であります。

2番（花井 茂君） 国のそういった標準化システムに移行して、コストやら何やらが大変になるというのは本末転倒になってしまうのかなと思いますので、DXを推進して作業が簡素化されて楽になっていくんだったらいいんですけども、それが逆転しているというのが何か矛盾しているなと思いますので、職員の皆様にはこれからもデジタル化については大変ご苦勞をかけるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、4項目めのICT教育について再質問させていただきます。

これ、総務文教で一度学校にお伺ひさせていただいて、ICT教育についての内容、授業風景はコロナ禍で見れなかったんですけども、内容について実践をさせていただきました。電子黒板を使って、タブレットを使って、このような形でやっているんだということだったんですけども。そのタブレット端末は何年生からは使っている状況なのかお伺ひします。

教育長（高橋澄子君） ICTに関しては、タブレット端末は1年生から9年生まで1人1台配置しているということで、使ってもらっています。

2番（花井 茂君） このコロナ禍のときというのは、オンライン授業とかそういうもので、タブレットを自宅に持ち帰って授業を行ったということなんですけれども、今現在コロナ禍が終了した時点でも、子供たちはタブレット端末を自宅に持ち帰っての学習というのが行われているという理解でよろしいのでしょうか。

教育長（高橋澄子君） コロナ禍のときに、タブレットを使っての授業ということで、実際、先生と生徒が目の前で授業しなくても家庭で授業を行うことができたということで大変有効でした。現在は、タブレットをうちに持ち帰ってドリル学習に使ったりとか、そういうことでICT機器の活用ということは今も子供たちは続けていると伺っております。

2番（花井 茂君） タブレットを自宅に持ち帰っているいろいろな学習をするということになると、自宅でのネットワークのWi-Fi環境とかというのは影響があるのかお伺ひいたします。

教育課長（高橋政彦君） 自宅のWi-Fi環境の話ですが、現在児童生徒のタブレットは全てWi-Fiモデルとなっております。LTEは全て廃止しましたので、おうちで使っていただくには必ずおうちのWi-Fiに入ってくださいということになります。

ただ、おうちのWi-Fiがない方につきましては、導入費用としまして補助金を出しておりますので、それをご活用いただいております。Wi-Fiを引いていただくという予定となっております。

以上です。

2番（花井 茂君） ICT教育が推進される中で、自宅にタブレットを持ち帰ってネットワークを使っての学習もするというになると、最近話題になっているんですけども、いろいろネット情報のモラル教育というのも重要になってくるのかなと思うんですけども。このICT教育の情報端末を使った授業を行いながら、情報モラルの教育のようなものも並行して行っていくべきなのかなと思っておりますけれども、今現在どのような状況になっているかお伺ひします。

教育長（高橋澄子君） 花井議員のおっしゃるとおりだと思います。モラル教育というのはと

でも大事なことで、教職員もさることながら、子供たちのタブレットを使うときのモラル教育、これは学活ですね、授業の中でも必ずモラル教育ということを各学年ごとに1時間は割り当てておりますし、日頃の指導の中でもモラル教育というのは、子供たちにしていると考えております。

2番（花井 茂君） 最近はすごいネット情報が氾濫していますので、ネット情報を主体的に読み解く力を子供たちにも備え付けさせるのは重要なかなと思っています。

希望の里学園については、総務文教常任委員会でちょっと訪問させていただいたときに、ネットワークの環境もすばらしいし、大きな電子黒板を使ってタブレットを使っている授業、とても興味深く感じたんですけども、その教育環境をもう少し発信してもいいのかなと思っています、今地方創生というのは教育への投資が一番じゃないのかなと言われているらしいんですけども、じゃあ何でなのかというと、例えば教育への投資というのは、今、日本の家庭は子供を少なく産んで、その少なく産んだ子供たちに資本をかけていい教育をさせていくというような状況になっているようで、そこでうちの希望の里学園でのICT教育の先進学校だということをもうちょっと発信していけば、じゃあうちの子供はあそこで教育を受けさせたいということで、そこにまた人が来て税収が上がる、これ理想的なあれなんですけれども、でもいろいろな、本村のように規模の小さい自治体はやっぱり当たり前の地方創生では無理だと思うので、何か違ったことでやっていくためにも、あれだけのポテンシャルがある教育現場なので、それを発信していくべきだと、それが地方創生にもつながっていくのかなと思います。

それで、学校のホームページを拝見させていただいたんですけども、希望の里学園のホームページと、希望の里学園サイトというのが2種類あるんですけども、あれは何か差別化をされていらっしゃるんですか。

教育課長（高橋政彦君） ホームページの内容ですが、若干見づらいかないと私たちも考えておりますので、ちょっと変更が必要かなと思うんですが、1つは村行政側で作っているページと、もう1つは学校が毎日自分たちで更新しているページとありますので、リンクをうまく貼れるように、もう少し入り口を検討していきたいと思います。

以上です。

2番（花井 茂君） いいたて希望の里学園のホームページを見たときに、トップページに給食室からということで献立がずらずらと並んでいたんですけども、食育という意味でも悪くはないんですけども、もう少しこの教育環境の、ICT教育のそれをもっと発信するような形にしていきたいなと思います。

ちなみに、給食の献立というか写真を見たときに、私としては2月14日のキーマカレーとナンがめちゃくちゃいいなと思いました。ぜひ食べてみたいなと思いました。

最後に、高橋教育長が今回新たに就任されたわけなんですけれども、高橋教育長が思い描く希望の里学園での育てたい子供像というのを最後にお聞きして、私の一般質問を終わります。

教育長（高橋澄子君） 花井議員の、いいたて希望の里学園での子供たちをどのように育てていきたいか、思い描く子供像ということで、その質問にお答えしたいと思います。

まず、花井議員に教育に関する質問をしていただいて、答える機会を与えていただいたこと、本当にありがたく感謝申し上げます。先ほども、花井議員の質問の中で、教育への投資が一番大事と言っていたいただいて、本当に我々も教育は百年の計といつも言っているんですけども、すぐには結果は出ないんですが、本当に地道な、子供たちを育てていくその日々の積み重ねがすごく大事になっていくのかなと思っておりますので、本当にありがたいお言葉をいただいたし、ありがたい質問をいただいたと思います。

私が飯館村の子供たちを考えると思い浮かべるのは、三十数年前の白石小学校の子供たちの姿です。あそこにも卒業生いるんですけども、花井議員さんの息子さんも白石小学校を出ています。子供たちはいつも元気、そして挨拶が上手で、手前みそですが、村長が掲げる「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」、このふるさとを学校に置き換えてもよい、良い学校ではなかったかなというふうに思っています。もちろん不登校生徒は1人もおりませんでした。まさにそんな学校を目指したいなと思います。

目指す子供像としては、輝く瞳、笑顔はじける、そんな子供たちを育てていきたい。輝く瞳というのは、やはり目標に向かって夢中になって物事に取り組んでいくときの姿、そしてはじける笑顔は課題解決に立ち向かって達成したときの成就感にあふれる自己有用感に満ちた姿、そんな子供たちを育てていきたいなと思います。そして、飯館村で育ち、飯館村で学んだことを誇りに思える、そんな飯館村を自慢できる子供たちを育てていきたいと思います。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これで花井議員の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 3月定例会において、村民の願い、要望を聞く中で、6項目13点について一般質問し、行政執行への要望と提案をいたします。

震災と原発事故からもうすぐ14年を迎えます。原発事故前の村づくりは、センター地区、草野、飯樋、白石の3拠点と、周辺地区との関わりで、多くの方々によって形成された村づくり計画があり、村内の主立った団体、関係機関による合意によって緑豊かなコミュニティある村づくりで発展していました。しかし、あの原発事故から、ふるさとを捨て、財産を捨て、避難を余儀なくされ、そして6年たった中で強制的に避難解除されましたが、そのときの約束であったインフラ整備もされないし、放射性物質を除染するとした約束も、加害者である国が条件を決めて、村全体面積の約16%の放射性物質の除去と隔離になっています。したがって、村全面積の約84%には現在も原発事故のときのまま放射性物質が置かれたままであり、ふるさとを奪われ、人生を変えられた村民の現在の実態は、さる2月1日現在で村に戻ったのは627世帯、1,178人であり、村への転入者275人、ホーム入所者48人と合わせて1,511人であり、ふるさとに戻れなく避難継続は県外に142人、県内4市1町などに2,839人であり、議会議員としての責任、役割を果たすべく、議会報告書を持ちながら村民と会う、村民の声、願いを聞くために行動しておりますが、住所の分からない方が多く、大変な実態にあります。相談

を受けたり、話したりした村民の方々の不安や声に応えるため発言をしますので、分かりやすく、見通しのつかめる答弁を求めるものであります。

1項目めは、基本政策の重点事項について。

なりわいの再生と発展を推進させるとしての雇用創出・定住者増加のための施策を伺うものであります。

2つ目は、何といたってもインフラ整備の肝腎である道路の整備として、国道399号線の改良・高速道からのアクセス道路の整備の具体策と計画を伺うものであります。

3つ目は、福祉政策として、これまでの事業に加えて介護事業の対応について施策を伺います。

4つ目は、村内資源の活用をゼロカーボンビレッジ宣言に基づき、二酸化炭素吸収源としての取組と、廃熱利用の再生可能エネルギー推進の具体策を伺うものであります。

2項目めは、産業団地計画について伺います。

深谷地区説明会（令和5年8月27日）によると、測量設計を終えて用地取得をし、本年4月から造成工事のスケジュール。飯舘校は、県から引渡し済みの校舎の解体工事が昨年11月からとしているが、その後の変更と計画を伺うものであります。

2つ目は、新田川の河川改修によつての橋・道路の全体像なり、計画を示していただきたい。

3項目めは、食品の安全基準について。

1つ目は、原発事故前の科学技術庁公表、こういうものが公表されて、その後、厚生労働省公表がある。そういう中で、米は0.02ベクレル、キログラムが100ベクレル。大根も0.26から100。葉物野菜は0.69が100ということで144倍。牛乳は0.02が50になって2,500倍。魚は0.24が100になりまして416倍。お茶は0.32が100になりまして312倍。水は0.06が10になりまして166倍という基準が変えられましたが、その要因と、本当に安全だという根拠などあるのか伺うものであります。

次に、新聞報道で明らかになりましたP F A S目標値超過報道（昨年12月26日県公表）により、村内の水質調査を報告しており、4地点で16から78ナノグラムで、小宮地区としているが、目標値50ナノグラムを超えた原因と、どこの地下水なのかを含めて、なぜ村民にきちんと周知しないのか伺うものであります。

4項目について、飯舘みらい発電所について。

昨年12月16日発生 of 火災の原因究明に当たって、第三者委員会を立ち上げるとしているが、進捗状況と構成・体制、委員会の役割と責任を伺うものであります。

2つ目は、この発電所の燃料は放射性物質を含むものなので、物質・放射線放出の危険も十分考えられる重大な問題であります。このことについて村としての対応とチェック体制について伺うものであります。

5項目めは、国・県の動向・施策についてであります。

再生加速化交付金・復興財源の確保を、県町村会など関係機関と要望する中で、国・県の動向をどう分析されて、対応するのか伺うものであります。

6項目めは、村全体の村づくりについて。

原発事故前には、草野、飯樋、白石の3拠点と周辺地区・中間地区との協力・共同の村づくりの推進が飯館村の村づくりであります。現在はセンター地区・深谷地区が拠点の方向にあるが、この予算での村づくりの基本的な方向と周辺地区への対策を伺うものであります。

2つ目は、体制として、振興計画審議会・第7次総合振興計画策定委員会を見ると、元のような村、JA、商工会、森林組合などの体制ではないが、なぜなのか。また協力・共同の必要性と、そうしないでの村づくりの理由を伺うものであります。

以上6項目、13点でありますので、分かりやすく、見通しを村民がつかめるような答弁を求めるものであります。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、雇用の創出・定住者増加のための施策についてお答えいたします。

雇用の創出については、これまで鋭意企業誘致を進めてきているほか、現在産業団地の整備を進めております。加えて、未来へつなぐ農業支援事業、未来へつなぐ商工業者支援事業などにより、村内の農林畜産業・商工業の振興も図ってまいりました。

また、村でなりわいを始めようとする方へ支援するふるさとの担い手スタートアップ補助金や、ベンチャー企業創出支援事業、地域おこし協力隊起業支援事業など、新たな創業の支援も展開し、多様な働く場づくり、雇用の場づくりに努めております。

定住者増加のための施策として、空き家バンク事業による空き家の紹介や、住宅を新築するための費用や空き家の購入・修繕の費用の一部を補助する移住定住支援事業補助金を交付しております。

このほか、子育て支援や住宅整備など、あらゆる施策において雇用の創出や定住者の増加の視点を持ちながら進めているところであり、なりわい人口の増加のためにもこれらの取組は重要でありますので、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、ご質問1-2、国道399号線の改良・高速道からのアクセス道の整備についてお答えいたします。

国道399号線の整備及び東北中央自動車道の霊山飯館インターへのアクセス道路につきましては、相馬地方市町村会や福島県町村会のほか国道399号線改良整備促進期成同盟会や国道399号線あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会を通して精力的に要望しており、様々な機会にて整備の必要性、重要性について訴えております。

また、東北中央自動車道の霊山飯館インターへのアクセス道路につきましては、先日、伊達市とも連携を図り要望していくことの確認をしたところです。

なお、今年度、相双建設事務所において、国道399号線と主要地方道浪江国見線において、既存インフラを生かしながら望ましい道路の在り方について検討するための基礎資料を作成中であると聞いております。

次に、ご質問1-3、福祉政策として、これまでの事業に加えて、介護事業への対応についてお答えいたします。

福祉施策については、児童手当をはじめとする児童福祉をはじめ、社会福祉、高齢者福祉、障害者福祉、介護保険制度など多岐にわたりますが、村民からの問合せ等について

は、それぞれのケースに応じ丁寧に対応しております。

ご質問の介護事業への対応につきましては、現在村内唯一の事業所であるいいたて福祉会の特別養護老人ホームいいたてホームでの施設介護や、村外の事業所による訪問介護に加えて、通所介護、いわゆる村外のデイサービスへの送迎支援を行っております。なお、村外デイサービスの利用者や、村外で訪問介護を受けている方などから、村内でのデイサービスの再開を望む声が多いことから、現在関係機関と協議し、村内事業者によるデイサービスや訪問介護の実施に向け準備を進めております。

次に、ご質問1-4、二酸化炭素吸収源としての取組と、廃熱利用の再生可能エネルギー推進の具体策についてお答えいたします。

まず、二酸化炭素吸収源としての取組についてであります。1つには飯舘村の全面積のうち約75%、175平方キロメートルを占める森林対策があります。特に、民有林については、ふくしま森林再生事業などを活用した適正な間伐などにより新たに二酸化炭素の吸収源となる森林を育てていく取組を行っているところです。

2つ目に、農地土壌に係る温室効果ガス削減対策として、水稻作付過程の中で水田の落水期間（中干し期間）を延長することにより、水田からのメタンガス発生の抑制を行っているところです。

これらの取組は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジットの取組につながるものであり、引き続き関係機関と連携した検討を進めてまいります。

次に、廃熱利用の再生可能エネルギー推進の具体策としては、未来志向型農業体系として、トマト栽培施設の稼働による飯舘みらい発電所の排熱利用が想定されているところです。本事業に当たりましては、昨年6月24日に飯舘村、株式会社サンライズ、株式会社ダイサンの三者による栽培産地立地協定を締結しており、引き続き木質バイオマス発電事業の排熱利用の実現に向けて推進してまいります。

次に、ご質問2-1、深谷地区説明会後の産業団地の変更と計画についてお答えいたします。

令和5年8月に行いました深谷地区の住民説明会では、深谷産業団地の整備について、最短で進めることができる場合は令和7年4月から造成工事に入りたいとの説明をさせていただいたところです。

その後、深谷地区の皆様には令和6年3月17日の行政区総会において、それまでの経過や今後のスケジュールについて説明をさせていただいており、その時点でも当初説明させていただいた計画について、思うようには進んでいない旨も説明させていただいたところです。

当初説明から現在までの経過においては、相馬農業高等学校飯舘校の譲渡申請、測量設計、地質調査、不動産鑑定評価、埋蔵文化財調査、地下水調査、建物のアスベスト調査などに、当初予測されていた以上の時間を要することとなり、現時点の計画としては、建物解体工事については令和7年度から着手し、造成工事についてはその後の見込みと

なっているところです。

また、団地造成工事の計画変更の内容についてですが、全体計画としては、団地の大きさや団地への進入路等についてはあまり変更はありませんが、基本設計における県との協議及び区画割りの検討において、調整池や緑地面積を確保する関係から、当初想定していた面積よりも活用できる面積が若干少なくなる見込みとなっております。

次に、ご質問2-2、新田川の河川改修によつての、橋・道路の計画についてお答えいたします。

産業団地へのアクセスのための新設道路及び新田川を渡る橋梁については、県が計画している新田川の河川改修計画に合わせて、現在村において橋梁の予備設計及び道路の計画を進めております。

産業団地へのアクセスのための道路の位置につきましては、いいたて村の道の駅までい館への入り口である県道原町川俣線のT字路の交差点を利用しまして、そこから南側へ延びる道路として産業団地へアクセスする計画で現在進めております。

今後については、産業団地へのアクセスのための道路及び橋梁や造成の実施計画を進めてまいります。

次に、ご質問3-1、原発事故前の科学技術庁公表(平成9年度)から厚生労働省公表(平成24年度)について、食品放射線量の基準が変更されているが、その要因と、本当に大丈夫な基準なのかについてお答えいたします。

平成9年度に科学技術庁が公表した食品中の放射性物質の基準値について調査しましたが、該当する公表資料を確認することはできませんでした。一方、平成24年度に厚生労働省が公表した食品中の放射性セシウムの基準値は、飲料水及び食品からの被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とする方針の下で設定されています。

具体的な基準値は、飲料水が1キログラム当たり10ベクレル、牛乳及び乳幼児用食品が1キログラム当たり50ベクレル、一般食品が1キログラム当たり100ベクレルと定められております。これらの基準は、放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見を踏まえ、食品安全委員会がリスク評価を行った上で策定されたものです。村は、これまで同様に国が定めるこの基準を遵守してまいります。

次に、ご質問3-2、PFAS目標値超過報道についてお答えいたします。

福島県において、令和6年度水質測定計画に基づき、小宮地内の有機フッ素化合物の排出源となり得る施設付近の地下水を調査した結果、4か所のうち2か所から国の暫定目標値を超える数値が確認され、福島県が昨年12月26日に公表いたしました。

県では、有機フッ素化合物の排出源並びに暫定目標値を超過した原因は特定できておらず、今後監視を続けるとしております。また、県では水質測定計画において具体的な調査地点を公表していないため、結果についても場所は非公表となっております。

これを受け、村では福島県による公表内容の概要に加え、県が追加調査した周辺地下水及び河川の水質は暫定目標値以下であったこと、村の水道水は検出限界値未満であることの結果も含め、県の公表に合わせて、村の公式LINE及び村ホームページに掲載いたしました。さらに、広報いいたて2月号への記事を掲載したほか、2月7日開催の行

政区長・副区長会議においても周知をしたところです。

次に、ご質問４－１、昨年12月16日発生の火災の原因究明に当たって第三者委員会を立ち上げるとしているが、進捗状況と構成・体制、委員会の役割と責任についてお答えいたします。

事業実施主体である飯館バイオパートナーズでは、火災発生の当初から飯館みらい発電所設備火災対策会議を、飯館みらい発電所の炉を設計した神鋼環境ソリューションと共同で設置し、相馬地方広域消防本部及び飯館分署など関係各機関と連携しての原因究明と、再発防止策を検討してきた旨報告を受けております。

また、専門的、客観的助言を得るために外部の有識者が参画するアドバイザー会議を飯館バイオパートナーズと神鋼環境ソリューション、そして3名の有識者の方々を構成員として設置したと報告を受けております。また、このアドバイザー会議は、令和7年3月時点で2回開催されたとのことであり、当会議の目的としては有識者へ正確な情報を共有し、第三者の視点から設備火災の検証結果や再発防止策について確認し、専門的、客観的な意見を取り入れ協議した上で、その内容については対策会議の結論に反映するとのことです。

事故の再発防止の責任の所在はあくまで実施主体の飯館バイオパートナーズにあり、このアドバイザー会議での専門的知見を踏まえた原因の究明と対策方針の設定を基にして、具体的な再発防止の対策をまとめるものと承知しているところです。

次に、ご質問４－２、この発電所の燃料は放射性物質を含むものなので、物質・放射線放出の危険も十分考えられる重大な問題であるが、村としての対応とチェック体制についてお答えいたします。

飯館みらい発電所に係る村としての対応としては、平常時にあつては、運営事業者である飯館バイオパートナーズが提出する放射線の値や運転状況等の内容及び国や村が設置しているモニタリングポストの数値の確認を適宜行っております。また、飯館みらい発電所地域協議会を開催し、周辺自治体等へ飯館みらい発電所に関する各種の情報共有等を行っているところです。

また、災害時の緊急時においては、現場の状況とその影響を把握するとともに、相馬地方広域消防本部及び飯館分署、福島県相双農林事務所等関係各機関への迅速な情報報告や、地元行政区はじめ行政区長、村民の皆様への情報伝達、飯館みらい発電所地域協議会の各市町村の皆様への情報共有などに当たることとしております。

また、住民の皆様や地域の皆様の安全の確保に必要な事項については、適宜確認を行うこととしております。

なお、今回の火災発生に当たり、空間線量率をはじめ放射性物質濃度に関してモニタリングポストの数値や場内の排水等を測定したところ、有意な変動はないとの報告を受けておりますが、引き続き注視してまいります。

次に、ご質問５－１、復興財源の確保への対応についてお答えいたします。

村の復興・再生・発展に向けては、これまでも国や県と一緒に取り組んできていると認識しているところです。しかし、これまでの国の復興推進委員会における第2期復

興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループや、原子力災害からの復興に関する施策の推進に関する行政事業レビューでは、福島再生加速化交付金に係る地元負担の一部導入や、生活環境整備・帰還再生加速事業の補助事業化、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などの補助率などの制度見直しなどについて取り沙汰されており、現場主義という認識が全く不足していることが懸念されたところでもあります。

このため、本村においては福島県町村会を通じて、また福島県においても第2期復興・創生期間後においても、地元の声を丁寧に聞きながら当県の現状・課題をしっかりと捉えた上で復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保するとともに、当県の復興・再生が実現するまで引き続き国が前面に立ち、最後まで取り組むよう国に対して要望しております。

次に、ご質問6-1、村づくりの基本的な方向と対策についてお答えいたします。

これまで村づくりにおいては、過去のどの時代においても総合振興計画に基づいた施策を進めてきたところであり、震災・原発事故前においては、小学校が位置する草野地区、飯樋地区、白石地区及び中学校が位置するセンター地区を中心とした施策も進められてきたところでもあります。その他の地区においても、それぞれの地区の可能性を見つけ、施設の整備や各事業の推進を図ってきたところです。

そういった様々な施策の中において、特に人が集中して住んでいるところでは住宅施策や買物環境などの生活環境に適した施策を展開し、また農地や山林などの資源を生かすべき地域においては農業、産業、林業に力を注ぐ施策を、さらに交流人口の増加を進めるべき地域においては交流拠点施設やレジャー、観光施設の整備などの施策を展開してきたところであり、総じて村内20行政区のそれぞれの特徴を生かした施策の推進に努めてきたところです。

現在は、草野、飯樋、白石地区の住居が減少した状況もあり、議員おただしのように、センター地区や深谷地区を拠点とした施策展開を進めているかのごとく見えるのかもしれませんが、村としましてはこれまでと同じように、各地区の持つ資源や環境、可能性を見だし、それを生かした施策を行うべく、現在策定しております第7次総合振興計画を基本とし、その方向に沿った事業や施策の展開を図ってまいります。

次に、ご質問6-2、第7次総合振興計画策定に係る体制と、村、JA、商工会、森林組合などの協力・共同の必要性についてお答えいたします。

まず、村の振興計画策定における審議会につきましては、委員15名以内で構成し、委員には議会議員、農業委員、教育委員会委員、公共的団体等の役員及び職員、学識経験者をもって充てることとされており、過去の計画策定においても、また今期の第7次総合振興計画においても、人数の多少はあるものの、これらの体制により進められております。

また、計画策定までの体制につきましては、それぞれの時代によって策定委員会、策定推進委員会、専門部会を設け、計画策定段階に応じた検討、協議を進めてまいりました。第7次総合振興計画策定での体制の特徴としましては、これまでの第4次、第5次総合

振興計画策定では、策定委員に役場の幹部職員を充てていたところを、村民も策定委員に選定することで、村民に寄り添い、村民の意見を反映した計画策定に努めてきたところであり、これは第6次総合振興計画策定時にも同じように進めてきたものであります。

議員おただしの、JA、商工会、森林組合等の参画体制につきましては、これまで同様、計画策定審議会委員としてお願いをしており、今までと何ら変えたところはありませんので、再度ご確認いただきたいと思います。

震災・原発事故避難から14年が経過した今、村に戻り生活できている方が少なく、計画策定のために村外から参加される方がほとんどの中での検討協議となっているのが実態であります。そのような中でも、今期の第7次総合振興計画策定においては、各専門部会及び策定委員会での計画策定に当たり、それぞれの検討内容に合った職務・職責の方から人選をさせていただくことで、計画策定の根本となる部分においてしっかりと意見を述べていただき、議論いただく体制を築いてきたところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。再質問にあつて、私の物の見方、考え方、今村民がどんな生活や、願いや要望を持っているのか、そしてなぜそのような願いや、苦しい生活になっているのか、原因、要因があつて、そして行政や我々議会は、未来や要因、方針、見通しを示していくというのが私どもに課せられた志向の基本ではないかと。村民と共に協力・共同の村づくりを進めるといふことであろうと思いますので、再度質問をさせていただきます。

まず、1項目めの1点目。提案理由でありました、何といたっても村全面積の75%を占める森林、その林業の活性化と森林再生に向けた事業を進めるとしておりますので、具体的な、今、いわきとかは全国的に作業班を結成されて、いろいろな伐採から植林まで含めて、いろいろ事業展開されていますけれども、ここでいう施策は何か伺うものであります。

産業振興課長（三瓶 真君） 林業の活性化と森林再生に向けての事業ということであります。

村におきましては、平成30年度から、ふくしま森林再生事業を活用した森林整備に取りかかっております。面積については年々増加傾向にありまして、令和5年度におきましては97.69ヘクタール、令和6年度においても、諸般の報告の中でご報告させていただきましたとおり、合わせて今65ヘクタールの面積について森林整備を発注しているところであります。

これら事業につきましては、今後もそうした補助金を活用しながら飯舘村の林業の活性化と森林の再生のために継続をしていきたいと考えておりますので、したがいまして今後、林業の活性化と森林整備に資する事業の一番大きなものとしたしましては、ふくしま森林再生事業並びに広葉樹林再生事業ということになると思います。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 県や国の事業に従ってやるというのはいいんですけども、具体的に、組織体制なりそういうものは、今育てているのか、探しているのか、森林組合任せなのか分かりませんが、やっぱり、人を育てるものをやらない限りは難しいんでない

かと。あらゆる産業においてそうですけれども、森林作業だけじゃないですけれども。その点ではどんな検討なり、見通しを持っていらっしゃるのか。

産業振興課長（三瓶 真君） 森林、林業の担い手の育成ということでもあります。今、村のほうのふくしま森林再生事業につきましては、それぞれ委託業務ということでありまして、指名競争入札によりまして事業者に事業を委託しております。そうした事業者の中で、年々面積が増える中で、だんだん作業が手いっぱいになってくるというような状況もあることは承知しているところでありまして、そうした担い手の確保というものは大切であるというところは認識をしているところであります。

ただ、具体的な方策といたしましては、そうした事業者等においては、それぞれの企業の事業性、採算性等も鑑みながら求人募集などを行っていただくことがよろしいのかなと思っておりますけれども、そのほかに福島県が主催する森林林業アカデミーなどもありますので、そうしたところのカリキュラムをご紹介したりしながら、スキルアップなどの手助けができたらと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 村全面積75%がどうなるかという、かなり大きい問題でないかなと、自分は思っているんです。そういう意味で原発事故後、全国の林業関係の専門家、労働者、いろいろな方々が飯館村をいろいろ見ました。飯館には貴重ないろいろな資源もいっぱいあるそうです。愛知や岐阜や群馬とかで発見できないようなものもあるそうです。それをどうのこうのということは私分かりませんが、いずれにしろ、いろいろ広く見て考えて、全国の流れ。何といても放射性物質が山にたくさん降散されましたので、そのことが一番ネックにあるかと思っておりますけれども、いろいろ含めて。やっぱり、担い手の育成というのは全国的にも難しいらしいんです。そういう流れを見ても、いろいろな全国の教訓を学びながら。県内でいわきなんかはかなり活発だという話を聞きますけれども。いずれにしろ、そういう点で努力を願いたいと。

それに当たって、今度作業をする場合の安全性、何といても国基準、県基準、守ればいいんだというだけで済むのかどうかも分かりませんが、前から答弁されているものを基本的にきちんと守り、報告を受け、点検、チェックをして、労働者の健康を守る、命を守るというものを聞かせていただきたい。

産業振興課長（三瓶 真君） 労働者の安全性ということでもあります。ご質問の中にもありましたように、以前もご質問いただきましてお答えをしているところであります。

まず、木の搬出につきましては、県の定める基準がございますので、それに基づいた形で、それ以下の部分での作業ということで、事業者のほうにも当然やるようにということでもありますし、また作業前と後にそれぞれ代表地点で空間線量率を計測する。さらには作業する方の中から代表で線量計を携帯していただいて、それを記録して被ばく管理に努めていただく。そういった形での対策を今後も続けてまいりたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 2点目に移りますけれども、答弁の中で相馬市町村会、県町村会、期成同盟、連絡協議会なるものの方々と一緒になって要望して、成果を生み出したいところで努力されているのは分かりましたし、前からもそういう努力を続けていらっしゃるこ

とには大変敬意を表するものでありますけれども、見通しですね、やっているの成果、何年も。村長もなられてからずっと続けていらっしゃる事なので。この成果と見通しについて、公表するものはあるのかというのが一つと、これからの要望予定はどうなっているのか伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 道路の整備に係る見通しということでございますが、まず国道399号線につきましては、あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会等で昨年8月9日に中央要望をしております。さらには昨年12月24日に土木部長宛てに要望書を提出しております。さらには、東北中央道アクセス道路整備促進につきましても昨年7月18日に県の土木部に対して、さらには7月25日に中央ということで国会議員等への要望、さらには10月31日には伊達市との情報共有を図りまして、連携を図りながら取り組んできたというところでございます。

見通しにつきましては、こういった要望を強く重ねてまいりながら、事業実施可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） これからの要望予定は今のところないということなのかな。

あと、これ答弁の中で道路の、私ども帰還解除を6年でされたときに、国の約束では、住民が納得いくようなインフラ整備が整ってから解除するんだと言いながら解除したんです。解除したら村に何もなかったじゃないですか。それが延々と続いて、その後の関係者の努力によって今の姿があるわけですが。そういう意味では、インフラ整備の問題で、道路なんていうのはいつも一番じゃないですか。そういう意味でも、この件は遡ってでもなんでも、あんたらが避難解除をした、国が、加害者が、避難解除した理由にきちんとうたってあるじゃないかと。それが6年過ぎで解除して、その後、もう8年経過しようとしているときに、今の状態なんですよということを、村長自身もきちんここに受け止めて、村民の立場で、言うときには言わないと駄目なんですよ。あっちから来るのをまぶってるだけだったら何も要らなくなるんだよ。そういう問題でなくて、成果なり、公表、いつ頃まではっきりもらえるのかとか、じゃあこれからいつ来ればいいのかとかそういうことをきちんとしていかなないと、なかなか進まないとは思うので、ぜひその努力は願いたい。

今、検討するための基礎資料を作成中だという答弁があるので、この作成して検討、協議期間の見通しはいつになるんですか。

村長（杉岡 誠君） 後段の部分は担当課長のほうからご説明申し上げたいと思いますが、前段の要望をきちんとするべきだというお話ですが、昨年も一般質問等々でお答えしたかと思っておりますけれども、私1期目の4年の中で、要は道路というのは村の中だけでは済まないものから、そこがつながる各市町村と強い連携をしながら要請活動を努めていきますと、また実際それをやってきましたということでお話を申し上げました。

国交省関係はですね、ほかの省庁と違って村に国道関係がないものから、直接村にお越しいただくことはほぼなかったわけですが、実は地方整備局等々の所長さんにお越しいただいて村の中の現状を見ていただいたり、あるいは私としても国交省のほうに直接行って要望活動を年2回程度ぐらいずつは最低やっておりますし、それから財務省の

ほうにも、実はまかり越してですね、お話をするという形を取らせていただいていますので、相当程度、要請活動を強めさせていただいていると思っています。

それから、各首長の立場として、国の道路関係の全国の整備会が年2回あるんですが、それに必ず顔を出す。それから、東北地方でも別にそれがありますので、そこにも行って必ず担当者等々とお話をし、なおしつこくしつこくという形でやらせていただいている部分がありますので、議員がおただしのおり、あるいはそれ以上に要請活動は強めさせていただいているということで、お見込みいただきたいと思います。

ただ、その成果がいつかと言われると、ちょっとまだ予算づけという話は国からいただいけませんので、なおしっかりとした取組を進めていきたいと思っています。

県としての取組については、担当課長からご説明を申し上げたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 県のほうで資料作成というところでございますが、こちらは地形を三次元化、デジタルデータ化をしまして、素材として航空写真や衛星画像などを用いて、地上の三次元化のデータを作成しまして、これが数字図化と言われるものとなっております。そういったもので、道路の法線とかそういった検討をするための資料ということで聞いております。

8番（佐藤八郎君） 聞いておりますという課長答弁されると、これ何、県が作成中という答弁なの。村は、意見聴取はされるの。勝手に県がやるだけ、県道の話は。

建設課長（高橋栄二君） 県のほうでそういったデータを活用して、法線等の検討を進めていくものでございます。その際に、当然村としても意見等については、当然共有されるという認識をしております。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども。

福祉政策、大変これ、なかなか前のような形で福祉政策できないというのが、14年目を迎える飯舘村にとって。震災前は、全国に教訓となるようなすばらしい福祉政策を実行した村でありましたけれども。そういう意味では、今後関係機関と協議して云々という答弁がありますので、協議内容とこれまでの経過、これからの目標というか日程といえますか、流れといえますか、何を求めて実現したいのか、伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 検討の経過についてでございますけれども、村民からの要望の中で、介護事業、村内でのデイサービスの要望の声が上がっているということは承知しているところであります。そういった意見を聞きながら、果たしてどういう形が村の中で今現状できるのかということ、関係団体としましてはいいたて福祉会、それから村の社会福祉協議会、それから村の行政機関であります健康福祉課、この三者で事務レベル等々も含めて協議をしてきたところです。協議としましても、課題とそれから今の現状、いわゆる利用されている人の人数とかですね、そういったものを調べながら、果たしてどういう形で再開した際に運営が可能なのかという部分も含めて、検討をさせていただきました。回数的には、大々的には2回、あとは事務レベルで個々にということで開催をしてきたところであります。

8番（佐藤八郎君） 2回ほど。今、村である関係機関、全部の知恵を集めてやっているということなので間違いのない方向には行くんでしょけれども。

やっぱり、ここにあるんだというのと、川俣とかいろいろな機関に頼まねばないんだというのとでは、住んでいる方々なりそういう方の安心感、安全・安心な生活の基礎をなすので、十分、日程が明らかになればなったように周知し、やっぱりここに安心・安全で介護全般、大丈夫なんだという村になったんだと、14年目にしてとかね、例えばの話ですけれども、そういう予算とかいろいろあると思うんですけれども、言えるような成果をぜひ早めに出していただきたいと。

ここ14年間のことを聞いてもしようがないので、介護の点数というか、介護の級が上がったり、あまりよくなるという傾向はないのかな、悪くなる率というのは、悪くというか重症化する方向、移行というのはどのくらいになっているかと、対応はどうされているのか、伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 要介護度についてのご質問かなと思いますけれども、もちろん施設入所につきましては、その施設によって介護度が4以上なりという施設もございますので一概には言えませんが、この震災以降要介護度はどうなんだということにつきましては、もちろん介護度が4、5の方が軽くなって在宅に復帰できたということとはなかなか難しいかなと思っております。そういった中で、今現在、要支援も含めて調査しますと、率的にはかなり高い状況かなと思っております。村としては、要支援の方についても今包括が担っているところがございますけれども、要介護状態にならないようにですね、サポートセンターつながりをはじめとする各地のサロンとかこういったものを利用していただきながら、少しでも介護状態にならないようにということで、現在社会福祉協議会等々連携しながら取り組んでいる状況です。

具体的な数字というのはなかなか出せる部分ではありませんので、ご理解いただければと思います。

8番（佐藤八郎君） 次に移ります。

二酸化炭素の吸収源となる森林を育てていく取組ということで、これから今年度予算なり事業なりの中での内容をお知らせ願います。

産業振興課長（三瓶 真君） これからの取組ということでご質問であります。先ほどの答弁と関連いたしますけれども、やはりふくしま森林再生事業と広葉樹林再生事業が中心であると思っております。特に、これらの事業につきましては伐採後の萌芽管理といいまして、新しく出てくる芽の管理なども事業の中に入っているものですから、そちらを適正に推進することで森林再生を図っていくことを進めたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 続けて、水田からのメタンガス抑制について伺いますけれども、実施しての成果、面積、今後の計画について。

産業振興課長（三瓶 真君） 水田の中干しということでありまして、これは水田の落水期間を長くすることによりまして、水田から発生するメタンガスの量を抑制するというものでございます。

今、実施しての面積と今後の見通しということでありまして、申し訳ありません、ちょっと面積までは今把握しておりませんが、見通しとしましては現在飯舘村振興公社と一

民間の事業者が実際に村内でこれを実施しております。今後も取組の対象を増やしていきたいとお話を伺っておりますので、対象面積は今後も増えていくものと考えているところです。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次に、産業団地の新田川の河川改修によつての、橋、道路計画が大きく変わるわけでありませうけれども、この点について具体的な道路、橋などの全体的に見えるものは、公表はいつ頃できるんでしょうか。さらに、その工事期間なども含めてお知らせ願いたい。

建設課長（高橋栄二君） 産業団地へのアクセス道路といたしましては、まず道路の規格としては今現在3種3級で考えているというところでございます。道路の幅でございますが、まず2車線を確保しまして、1車線幅として3メートル、さらには歩道の幅としては片側2.5メートルで、原町川俣線から産業団地へアクセス道として考えております。

産業団地内の道路につきましては、歩道なしの3種3級で計画を今現在しているという状況でございます。

見直しにつきましては、答弁のほうでもありましたが、令和7年度から建物の一部を解体しながら、引き続き造成工事のほうへ進めてまいりたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 道路がそういうふうになればそれに合った橋ができるということになるという流れのようですが、団地内の道路は今の山田線が、あれを生かして今の伊丹沢に行く道路につなげるのか。どこに幹線道路を取ろうとしているのかだけでもお伺いしたいと思います。今のところ、ないならないでいいよ。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 団地内の幹線道路はというような再質問でございます。

今ほど、大森地区のほうに通っている山田線とあと久丸内線のほうに道路走っておりますが、そこに産業団地内を丁度真ん中を通すということで、真ん中より少し外れますが、その周囲と、少し中央寄り、南側の部分ですね、今の飯舘校の前の辺り、そこを通しながら久丸内線のほうにつないでいくというような計画。それから、道の駅のほうに橋を架けて渡すというふうな、その2つ大きな幹線を考えているところであります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時54分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

8番（佐藤八郎君） 引き続き再質問をさせていただきます。

3-2について、村民は今までの行政執行で、誤解されないで安心・安全というふう理解されていると、答弁からしてそう思いますか。

住民課長（荒 真一郎君） 今の答弁で、村民の安全・安心が確認されているのかというご質問であります。

今回、県が場所を選定して水質調査をしてその結果を公表したということで、公表に当

たつては、役場側からも県が場所を明らかにしないことについては大変村民の不安が増すということで、その公表の仕方については何度か確認をさせていただきました。ただ、県としてはそもそも計画に具体的な場所を明記していないということで、結果についても場所是非公表という答弁の繰り返しであったものですから、その公表のタイミングに合わせて、村として県の公表結果の概要に加えて周囲の追加調査の結果及び村の水道水の結果で、具体的な場所は言えませんけれども、こういったところで調査を行った結果ですということを県の公表のタイミングに合わせて村も掲載したということでございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、県は要因は分析して分かったということで、そのことは村には伝えてあるということですか。

住民課長（荒 真一郎君） 福島県によりますと、その暫定目標値を超えた原因、それについては特定できていないということでありまして、今後監視を続けていくということで発表しております。具体的にどのような監視をするのか、追加調査をするのかというのはまだ示されておりませんが、今後、村としても県と協議をしてみたいと思います。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、みらい発電所の事故のことについては第三者委員会を立ち上げてとかいろいろやられていることですが、これ、いろいろなことをやった議事録公開はされるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） この原因究明等を行ったアドバイザー会議ということになるようでありまして、あともう一つ、飯舘バイオパートナーズ株式会社と設計会社であります神鋼環境ソリューションにてつくられた設備火災対策会議と呼ばれるものが、いわゆる今回その事故の検証を行ってきたわけですが、この後の原因究明と、あと今後の対策についての報告書をまとめるとは伺っているところですが、その議事録をちょっと公表するところかどうかまでは、すみません、伺っていないところであります。

8番（佐藤八郎君） 村民の安心・安全、健康を守る上で、議事録がもし公開されないんだとすれば、報告書をもって村民に答えるというふうになるのか。その辺、村としてはどこまでの考えを持っているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 村として今回の対策についてどこまでというご質問でありますけれども、今回の対策会議におきましては、先ほども答弁の中で申しあげました有識者3名を交えての突っ込んだ原因究明であるとか、あるいは今後の再発防止の方策について取りまとめられる予定と伺っております。これらについて、報告書ということでしっかり上がってくるものと思っておりますので、これが上がってきた際には議会はじめ村民の皆様にもこちらを報告することで、今後の対策も含めた村としての検証といいますか、そういうものは十分であると考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 大変重要なことなので、特に蔵平地区、頑張っってね、いろいろ不安ありながらも話に応じてやっているんですから、その方が不安がっているような状態をいつまでも、だから今言ったような、村の立場は村民の立場に立ってよ、命と健康を守る上での環境整備というのがあるわけだから、チェック機能とかマニュアルをきちんとされてね、想定外のことが起きる可能性が、大体今回の火災だって起きる可能性なかったん

だから。だから常に想定外のことが起きるという前提の中で、最小限、村としてやれるもの、チェック体制なりマニュアル化をして、きちんと防ぐというのは当然の仕事だと思いますので、十分その点についてはやっていただきたい。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、システムのいろいろなことを想定して、さらにはソフト的にもそうした有事の際を想定して訓練等もしてきたわけでありますけれども、このようにやはり事故が起きるときは起きてしまうと。それに対して、村の立場としてはしっかりと村民の立場に立って、チェック体制、あるいはそうしたものをしっかりとやっていくべきだというお考え、おっしゃるとおりだと思いますので、今回の報告書につきましても内容をよく説明をいただきながら、皆さんへ周知してまいりたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 5-1に移りますけれども、答弁の中で現場主義という認識が全く不足していることが懸念される場所がありますという答弁があるので、この懸念されていることで村民への不安や損失を与えることは、今の時点で何かあるのか。まず伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいま再質問ありました現場主義という認識が全く不足していることが懸念される、そういったことで今後村民への影響はというようなことであります。

一般のワーキンググループによる総括、それから行政事業レビュー、その中で被災市町村、首長ですね、村長もそのグループの中で発言をしてきたところではありますが、特に福島復興再生特別措置法にあるとおり国の社会的責任を踏まえ、被災者、被災地に真に寄り添った施策を構築、実行していただきたいという部分を強く申してきたところでもありますし、また震災から14年目となる中で、被災自治体もそろそろ自らというふうな論調があるとすれば、それは原子力災害という要因を理解していないのではないか、そして特に村の場合、草刈り等をしっかりと地元の方が行っている、そういった事業もある中で、今後前に向けて、再生に向けて進む中で、事業の成果が見えないうちに復興施策が終わってしまう、そんなことにならないよう、切れ目のない十分な財政措置が必要だということを訴えてきたところでもあります。

今まで行ってきた、特にコミュニティー再生ですね、そういった部分においてこのような事業、道半ばでの国のこういった姿勢、そういったものはいかなものかということで、それぞれの自治体に合ったように今後も財政支援をきちんとしていただく必要があるというような部分を強く求めてきたところでもあります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 国もそうですし、県もそうですけれども、自分らの都合のいいときには復興の道半ばだという言葉、ここ何年来、同じ言葉を並べているんですけれども。それは自分らの都合のいいときに使って、実際は今言われたようになかなか現場の声をきちんと生かすようなことは不足している。だから、医療費無料化一つ取ったって、半年ごとに切替え、切替えやっていますけれども。何で長期スパンで何年まではとか長くやらないのか。何か真綿で首絞めるみたいに、もう半年したら切るんだぞ、半年したら切

るんだぞみたいなやり方を、それで自分らが言うときには復興の道半ばなんだ、復興の道半ばだからとよく使っているようですけれども。原発災害の対応なのでね、村民のためになる代表として、村長、そういう今の流れ、どのような所見を持っておられますか。今後、大事なことなので、いつこれ、今国会でいろいろな議論されていますけれども、これが決定されるといろいろな負担やら、いろいろな変化が起きてくるわけですが、生活全般に対してね。その辺ではどういうふうに、村長としては村民のためにここは絶対、駄目なものは駄目という部分があればお聞かせ願いたい。

村長（杉岡 誠君） 今年の10月8日だったと思いますけれども、私は選挙があった後の翌々日にワーキンググループがありまして、その場にほかの首長と一緒に直接参加をしながら、実は多分参加した首長の中で私が一番厳しく物を言ったかと思えます。今、担当課長のほうでお話ししたような形をもう少し厳しい言葉で私は言ったと思えますが、かなり強くそこは要請をさせていただきました。

その後、福島県の町村会、県内の町村全てにおいても、やはり今回の行政事業レビュー等々の発言については看過できないと、そのような話になることは決して許されないというような意見を取りまとめて、町村会長、副会長のほうで復興庁に直接要請に行ったり、この間も大臣級が来る会議の中で直接発言をしておりますし、それ以外にも様々な場において、各町村ごとにもやっていると思えますけれども、うちの村も常々大臣、副大臣にお会いする機会があるもんですから、相当の機会をいただいて言ってきております。

現時点において、村民の今を支える、村の将来の布石という2つの視点で、力点で物事をしておりますので、村民の今というものをしっかり考えていただきたいということ。村の将来の布石という部分については、なお国の支援、あるいは県のほうですね、一緒になってということをお願いしたいというような、そういう言い方をさせていただいておりますので、今後も一つ一つの事業というよりも、全体を通して国の姿勢あるいは県、村の足並みといいますか、そういうところをしっかりと私たちも注視をしながら、発言すべきときにはしっかり発言しますし、ほぼ大臣、副大臣がいらっしゃる時、あるいは官僚が来るときには全てにおいてそういう要請をさせていただいているということは申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） もう原発災害はいいんだ、長泥を避難解除すれば飯館ももう終わりなんだというふうにされないように、ぜひ強く続けて要請をお願いしたいと思います。

続きまして、6-1ですけれども、ずっと原発事故が起きた当初から、草野のまち、飯樋のまち、白石というのはやっぱりまち拠点として姿形を残さなくてはと思っている発言してきましたけれども、結果的には今の現状です。やっぱり、村が買い取れる土地があるなら買って、あそこに村の村営住宅を、一戸建てにしる何にしる建てて、町並みの活性化を3拠点は図るべきではないかという思いがあるんです。そういう住民の方も、そういう思いのある方が、お店云々はなかなか難しいでしょうけれども、住居に住むことでこのコミュニティーの場が、草野、飯樋のまちの推進もできるのではないかと。

白石なんかは、今、崩れそうな家と大木が、こんな道路になっていて、危険箇所もありますけれども、そういうものを全体含めてきちんと見渡すべきだし、対応、どんなことができるかも十分検討していただきたいなと思います。

それを踏まえてですけれども、今の時点での周辺地区の見通しですね。どんな状況に、令和7年度の予算でそこにどんなものになっていくのか、第7次総合計画でどんなことになっていくのか。蕨平地区はバイオマス云々ありまして、長泥は工場があつて云々、比曾は、じゃあ二枚橋・須萱の辺は、佐須は、大倉は、八木沢云々はどういうふうな状況になっていくのか。どういう状況にしたいのかというものがあるのか。今の範囲で何か具体的にあるものがあれば、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これからの村づくりですね、特に草野、飯樋、白石3行政区以外の部分も含め周辺はという話でもあります。今ほど議員からありましたように、その3地区について昔から人が密集していた地域で、特に少し今閑散としてきたという経過もあります。ただ、今おっしゃったように、空き地がかなり目立っているという部分では、今後しっかりとまた整備していく必要は多分あるんだろうなど、誰しもが思っているところであると思いますが、それぞれの事情によってそういった状況になっているということで、今後村もしっかりと次期の第7次総合振興計画の中では具体策を考えていかなければならないのかなということ、皆さんのご意見を今伺っているところであります。

先ほども、村長も答弁で申しましたように、飯館村の20行政区それぞれの特徴を生かした施策の推進ということで進めなければならないということでもあります。蕨平にしましては飯館バイオパートナーズのバイオ発電、それから長泥については堆肥製造施設等々、また蕨平は農業施設をこれから進めようというような企業さんも参入しようとしておりますし、草野地区についてはCRS工業さん等が進出してきている。また深谷については産業団地構想ということで、そういった中心部となり得る場所とか、それから補助、国の復興交付金なりそういった財源のある分については集中的に企業誘致なりを進めていくというようなことではありますが、それ以外の部分について、特に山林それから農地といった部分については、山林については再生事業とかで進めておりますし、農地につきましては農地集積をする中で、農業経営体を個人ではなくそれぞれの農業経営組織というようなことで進めて、集積を図りながらしっかりと対策を進めていかなければならないということで、3行政区等以外についてもしっかりとその場その場の地域の特性、条件を生かしながら盛り上げて、その中で担い手の育成をしっかりと進めていかなければならないというようなことで考えているところです。

いずれにしても、今ほど進めております第7次総合振興計画の中で、村民の意見をしっかりと聞き入れながら計画を策定してまいりたい。その中で、今後の村の在り方という部分を進めてまいりたいと思っているところであります。

8番（佐藤八郎君） 十分に村全体、幾ら森林75%であっても、各20行政区あるので、何年前に福大の各地区の冊子を読ませていただきましたけれども。いずれにしろ、この14年間でいろいろ出されたものをずっと調べてみますと、いろいろ思いがあるんです。そ

れを拾い上げて7次総ができていくんでしょうから。そういう中できちんと対応していただきたい。

あとは、次の、最後の6-2ですけれども、いずれにしろ各団体で村づくりを進めるわけですけれども、事故前の各団体の状況と、今の各団体の状況の捉え方が大事だと思うんです。農協一つ取ってみても、もう福島、二本松まで一緒の農協になってしまっている体制の中でとか、森林組合はどういうとかね。だから、いろいろなその団体の現状をきちんと把握されて、その上に立って、広い部分もあれば狭くなっている部分もあったり、権限がなくなってしまった部分もあったりそれぞれあるので、その辺はきちんと把握されて、現在に至っているんでしょか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 震災以前と比べまして、JAなどですと合併ということで、なかなか村独自のJAの環境にはないということでありまして、また商工会もなかなか事業者、今一生懸命盛り上げていただいておりますけれども、なかなか活動が、商工会の域を出ないんじゃないかというようなのも懸念されるかもしれませんが、今村で進めているこういった地域を盛り上げようという施策の中では、商工会なりJAさんなりそういったところにしっかりと協力をいただかなければ、なかなか村も復興、発展、再生は難しいのかなと思っております。商工会には特に、商業関係の盛り上げということで、夏祭り、秋祭り、冬祭り等々についてしっかりと盛り上げていただいておりますし、そういった部分が今後村の起爆剤として再生につながればというようなことで、交流人口等も含めてつながればというようなことでお願いしているところであります。

また、JAさんにつきましても、今後進めるべき農業の在り方、そういった部分の指導なり、そういった設備を整えていただいて、村の今後の農業の在り方についてしっかりと今考えて進んでいただいているというところであります。

昔のように三者といいますか、JA、商工会、村が中心になって村おこしのそういったイベントまでには今のところは至ってはいないかとは思いますが、そういった部分をこれからそれぞれの実施主体の力を、お知恵を借りながらですね、村を全体的に盛り上げていく、そういった話合いの場も今後は必要になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 時間があまりないので、最後に残しました命と健康を守る上での放射線による食品の安全基準ですけれども、この14年間の中でいろいろ、国連人権委員会から、東京新聞やら、経済新聞やらいろいろな資料を改めて見させていただきましたけれども、その中に福島事故後の被ばく労災やら、白血病基準が年5ミリシーベルト以上になればあるとか、南相馬市立病院の白血病と甲状腺がん、肺がんと大腸がん、いろいろなデータ、数字として、それと比べた日本経済新聞の福島県から全国の、秋田県までの流れの中で、福島県がいかにかの県よりも高い比率で病気を発症しているというものもあつたりして、そういうことをずっと見たときに、先ほど質問しましたように、何百倍も基準を上げておいて、病気出たものは放射線によるものではないという、この国の在り方ですけれども、これをそのままのみにしていくと大変なことだなと、非常に懸念して

いるし、先日三春でね、東京電力福島第一原発に関わる宣伝ですね、こういうものを出すとか、いろいろね。安全・安心なんだという宣伝をやられた表を頂いて勉強してきましたけれども。会社、電通東日本とか、環境事務所なりいろいろなところに84億とか92億とか、そういうものが金で出されて、一生懸命進められているわけです。復興庁そのものだって相当な金を使って、安全・安全の振りまきをやっているんです。そういう中であっての現状なんです。飯館の、だから除染しないところ、除去して隔離しない地域にはまだまだ高濃度の放射線が放出される場所があるということだけは、きちんと踏まえて対応していかないと、健康と命を守れないんじゃないかと。そのことはきちんと、見解の相違とか云々の話ではなくて、やっぱり国連人権委員会でさえ指摘しているんですから、そういうことを、データはデータとして見ながら、大丈夫だ論ばかりじゃないんだということ、現実に村内にはまだまだ放射能の強いところがあるんだという実態はきちんとつかんでいかないと、だから甲状腺がん、成人にとっただって2010年と2017年で29倍も、南相馬総合病院1つです、出たというデータもあるしね。だから、いろいろなことから見れば、やっぱり全く安全・安全なものではなかった13年ではなかったのかと。改めて、そういうものを踏まえて、行政執行に当たっていきいたいし、行政執行に当たってほしいと要求して、私の質問は終わりたいと思います。

何せ、この核種がまかれて、なくなったものもあるし、そういう問題もあるし、ただほかの国と比べて安全基準がいろいろあるわけです、他国と比べても。日本だけが都合いいように基準をアップされているんです。それだけ飯館村民が体に抵抗力や免疫力があったのであれば、それはそれで、そういうことがある、ただそんなことはあり得ないんです、原発事故が起きたから免疫力が高まったとか、体丈夫になったとか、そんなことはないんです。ですから、今、僅か16%の除染しかしない飯館村が現実に存在しているということは、十分理解されて、飯館は放射線副読本については前の教育長が言うには、これを使っての教育はしませんでしたということの答弁がありましたけれども、その後はしたかどうか分かりませんが、いずれにしろ、そういう、現実にあるものはあるとして、村政運営に当たっていただきたい。

以上で終わります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続きまして、4番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4番（佐藤眞弘君） 議席番号4番 佐藤眞弘です。令和7年3月期の定例議会の一般質問をさせていただきます。

令和7年の1月20日に、アメリカ合衆国の大統領にトランプ氏が再選されました。次々に新たな大統領令にサインをし、世界中の貿易に関する取引に関税を課すと言っています。日本もこの流れから逃れられないと思います。一国の大統領に世界中が振り回されている、あるいは国の経済政策、防衛政策等様々なことを変えていかなければ、アメリカと、あるいは世界との貿易が成り立たないような事態となっています。

最近の世界情勢は目まぐるしく変化していて、歴史的な転換点にあるようです。そのため、日本の政治経済、社会はあらゆる面で変化を求められている。国が栄え続けること

が難しいことは歴史が示していますが、なぜ衰退は起こるのでしょうか。かつて日本は経済大国と言われた時代がありました。それは世界中に車を供給し、世界に優れた工業製品を生産し販売してきたからだと思います。資源のない日本では、その技術力で世界の経済大国になったものと考えます。今は、競争の次元が変化したことによって、それまでの成功の要因であったのが逆に足かせになっています。国家と同じく、私たちも築いてきた成功が忘れられず、自らを変える勇気を持ってずに対応が後手に回ってしまうことがよくあります。このことは、時代と社会の変化を理解し、いかに自己変革を図っていくかが大切だということを示しています。

今、世界を牛耳っているのは、G A F Aと呼ばれる、グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル等のIT企業です。車も、ガソリン車から電気自動車になりつつありますし、近い将来はドローンで移動する時代がすぐそこまで来ています。

今年、関西万博2025が4月13日から10月13日まで開催されます。日本の未来、あるいは世界の未来が見られるかもしれませんので、予定のつく方はお出かけください。

それでは、一般質問をさせていただきます。

高橋教育長が就任されましたので、令和7年度の希望の里学園の教育方針について伺います。

①本村独自の義務教育9年間を生かした施策をどのように展開するのか伺います。

②重点目標を定め、重点施策をどのように進めるのか伺います。

③ふるさと学習をどのように進めるのか、具体策を伺います。

2点目は、昨年新聞報道された無縁遺体に対する対応について。

県内では2023年度に身寄りのないなど、死後に引取り手がない無縁遺体が10年で5倍、327体に増加しているとの報道がされました。高齢単身世帯が増加している現状もあると思いますが、中には親族が引取りを拒否する例もあるようです。もし、飯館村でそのような事態が発生した場合、どのように対応するか伺います。

以上2点、4項目について伺います。

村長(杉岡 誠君) 4番 佐藤真弘議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1及び1-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

本村教育委員会では、学校教育グランドデザインの中で、重点目標を「しなやかな心、しなやかな思考と行動力の育成」「すくすくと伸びる学力、すくすくと成長する健全な心身の育成」「しっかりと根を張る自立心、まっすぐな心での仲間や地域との共生」としております。

その実現のための重点施策として、前期課程からの教科担任制の推進や、前期・後期課程相互乗り入れ指導、いいたて学における地域に根差した系統的・体系的なふるさと教育の充実など、義務教育学校のメリットを生かした教育の推進を掲げ、小中9年間の教育を効果的に進めつつ、本村ならではの教育を進めてきました。

また、特に次の5点について本村の教育施策として学校に指示をしているところです。1点目は算数・数学の充実、2点目はICT機器の活用、3点目は読書活動の推進、4点目はいいたて学の発展、5点目は教員研修です。これらの施策を進めることで、村の

特色を生かした教育活動を行ってまいります。

次に、ご質問1-3、ふるさと学習をどのように進めるのか、具体策を伺うについてお答えいたします。

本村は、義務教育学校の教育課程の特例により、設置者が創設することができる独自の教科としていたて学を設定しております。いたて希望の里学園では、1年生から9年生までがこのいたて学を中心に、ふるさと飯舘村について学習しております。

前期課程では、学年ごとに分野を定めて学習しております。1・2年生は体験・探検、3年生は食文化、4年生は産業、5年生が農業、6年生が伝統文化といった具合になります。

後期課程では、7年生が飯舘村の過去、8年生が飯舘村の現在、9年生が飯舘村の未来をテーマとして、各学年の学習内容が重複せずかつ系統性を確保しながら計画を立てております。

学習の実施に当たっては、地域支援コーディネーターをはじめとする村民の方々を講師としてお招きしたり、地域学習の専門家である福島大学の特任教授を外部講師として招聘したりしながら、村との関わりを重視しつつ、体験的、探究的な学習になるように配慮しております。さらに、学習の成果は赤蜻祭や飯舘村こども議会の場で発表の機会を設けたり、冊子や映像、過去にはトランプやポーチなど形として残したり、今年度は昨年度に引き続きいたて検定などにまとめたりしております。この学習を通して、子供たちが達成感を味わい、村への理解や愛情を深めることができていると考えております。

次に、ご質問2-1、飯舘村での無縁遺体に対する対応についてお答えいたします。

身寄りが無いなど、死後に引取り手がない無縁遺体は、墓地埋葬法などに基づき自治体が埋葬・火葬するとされております。

近年の高齢化や核家族化などにより、この無縁遺体が全国的に増加傾向とのことで、国では統一的な指針やマニュアルの策定について検討するとしております。

現在、村において無縁遺体に関する取決めはありませんが、国や他自治体の動向を注視しつつ、そのような事案が発生した場合は関係機関とも連携し、戸籍及び親族調査をはじめ、法令に沿って対応してまいります。

以上となります。

4番（佐藤眞弘君） それでは再質問いたします。

前遠藤教育長は、教育目標を「竹のようにしなやかに、すくすくと」とし、こども園や学校が教育目標の具現化を目指し、教育活動の推進のよりどころとするために、学校教育グランドデザイン並びに学校教育指導の重点を示されました。これを引き続き維持していくのか伺います。

教育長（高橋澄子君） 佐藤眞弘議員の質問にお答えします。

飯舘村第6次総合振興計画の後期計画は、令和7年度までの計画期間となっており、現在計画の最終年度を迎えようとしています。

学校教育の施策としては、今おっしゃられたように「竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りを持つ教育」を目標に掲げ、確かな学力、知、豊かな人間性、

徳、健やかな体、体、知・徳・体ですね、バランスよく育て、生きる力を育む教育を行ってきており、第6次総合振興計画のまとめの年度として推進してまいります。

その上で、一人一人の児童生徒の実態に照らし合わせて寄り添う教育、一人一人の個性の伸長を図り、輝く瞳、はじける笑顔の子供たち、一人一人が輝く教育を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 地域に根差した系統的、体験的なふるさと学習、いいたて学、これまで学校と地域が一体となって米作りなどをして取り組んできましたが、これを継続するの
かどうかが伺います。

教育長（高橋澄子君） ただいまの質問であります、地域の方々との触れ合いを通して学んで
きているふるさと教育、これはそのまま踏襲をしていきたいと思っております。とにかくふるさと教育を行っていく上では、関わりの教育というものが大切だと思っております。自然との関わり、地域との人との関わり、物、事、伝統文化との関わりなど、より一層深め、飯舘村で育ち、飯舘村で学んだことに誇りを持てるよう、ふるさと教育を進めていく必要があると思えます。

具体策としては、飯舘村の自然に積極的に親しんだり、飯舘村のより多くの村民と関わる機会を持ったりするカリキュラムの教育活動を推進していくこと、そのことを教育委員会としてはサポートしてまいりたいと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 飯舘村の独自の教育として、この9年間を生かし、前期課程から算数または外国語科で教科担任制あるいはチームティーチングを導入していますが、これをこれからも実施していくのか伺います。

教育長（高橋澄子君） 義務教育学校ということで、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の教育を行うということ、独自の取組を行っているのがこのいいたて希望の里学園と捉えております。

今、眞弘議員さんがおっしゃったように教科担任制であったり、それから前期・後期の乗り入れとか、そういうことができるのが義務教育学校の特徴であると捉えておりますので、それを踏襲しながらよりよい教育ができるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 最近、子供の読書離れが叫ばれていると思いますが、読書活動あるいはN I Eの推進についてどのように進めるのか、具体策をお願いしたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 読書活動及びN I Eの教育のことについてですが、読書活動、本当に子供たちの読書離れが進んでいると言われている昨今ではありますが、飯舘村の場合、こども園では文科省の表彰を受けたりということで、読書活動にすごく力を入れているんですね。そのことを、幼稚園、保育園の子供たちが読書活動を行ってきているということも踏まえて、義務教育学校に入学した子供たちにも読書を推進していく、その流れを踏襲していくということはとても大事だと考えております。

例えば、義務教育学校の子供たちがこども園に行つて本の読み聞かせをする、またはこども園の子供たちが義務教育学校のほうに行つて本を手にしてみる。そういうふうな触れ合いというものもこれからやっていけたらいいのではないかなと思っています。

義務教育学校の子供たちがこども園に行つて、特に本を読み聞かせるというふうなそういう関わりがあれば、こども園の子供たちも義務教育学校の子供たちに憧れを持ったり、そしてもっと本を読みたいなと思つてくれたり、また義務教育学校の子供たちがこども園に行つて本を読み聞かせることによって喜ぶ姿、小さな子供たちが自分たちが読んだ本にすごく喜んでくれる姿を持つことによって「読書つて本当にすてきなんだな」ということ、そんなことを思つてもらえるような、そんな関わりのある教育を進めていけたらなと思つております。

そして、NIEに関してですが、これは新聞をそれぞれ義務教育学校の子供たちに読んでもらつて、いろいろな記事に親しんでいく、その文字を読むということで、文字離れが進んでいる今の子供たちに文字の大切さというものを身につけさせていくということで、今後もしっかりと推進をしていきたいと思つております。

以上です。

4番(佐藤眞弘君) 今、すばらしい話を聞くことができました。義務教育学校の生徒がこども園に行つて、お互いに交流をしていると。今、日本は少子化で兄弟が非常に少なくなつていきますので、こういう上下関係といいますか、こども園と義務教育学校が交流するということは非常に大事だろうと思つています。これからも続けていっていただきたいと思つています。

次の質問ですが、情報教育、またキャリア教育、また国際理解教育をどのように推進していくのか伺います。

教育長(高橋澄子君) ただいまの情報教育、国際教育の推進ということでの質問に対してお答えしたいと思います。

情報教育、国際教育、とても大事な分野であります。これは、今、ICT教育がいろいろ希望の里学園では先生方も非常に取組がよく、そのICT教育を使いながら、情報教育及び国際教育のほうを進めていけたらと思つております。そして、国際教育においてもALTの先生が常駐しております。そういった意味でも、他の国の文化というものにも親しまれる環境にありますので、そういった意味で、国際教育のほうも充実させていきたいと思つております。

以上です。

4番(佐藤眞弘君) 心の教育について、道徳の教科について、飯舘村の豊かな自然や体験活動を通して、いかに道徳性を育てていくのか伺いたいと思つています。

教育長(高橋澄子君) 心の教育、道徳の教育というのは本当に大切な、今の時代とても大切な教育だと思つております。いろいろ希望の里学園の場合には、少人数教育でそれを取り入れながら教育をしているということで、一人一人の子供たちに寄り添う、そして心を豊かに育てられるよう進めていく、現在進めているところですが、まさに飯舘村、自然豊かな村であります。その自然豊かな村の中で、本当に心豊かに子供たちを育てること

ができれば、こんなすてきなことはないと思います。一人一人、少人数教育を生かしながら特別の授業、道徳、そちらの推進をしていきたいと思っています。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） それでは、次は体の関係ですね、福島県内においても児童生徒の肥満の問題が非常にあるようです。体力、運動能力の向上策等がございましたらお願いしたいと思っています。

教育長（高橋澄子君） 体の問題ですね、これは、肥満は本当にどの市町村でも、どの学校でも問題として取り上げられている課題であります。肥満というのはやはり運動不足だったり、あとは食べ物が偏っていたりというところもありますので、いいたて希望の里学園には栄養教諭も常駐しております。栄養教諭が食育という分野で子供たちに関わっていくということ、これとても大事なことで、食に関わることで、そして給食においてはもう地産地消のものが食されているということも聞いておりますので、やはり地産地消のものが食べれるということは、ミネラル豊富な食材を使っているということで、とても体にいいと思っています。そんなことも含めながら、栄養教諭と共に考えながら、子供たちに良い食事を、そしてやはり運動ですよね、これはとても大事になってきます。運動に関しては、いいたて希望の里学園は非常に施設的にすごく恵まれておりますので、運動場だったり、体育館も第一、第二、2つの体育館がございますので、それをうまく利用しながら、やはり体力向上に向けてやっていかなければならないと思います。

そして、やはり今子供たち、バスで通学をしていて歩く距離が本当に短いというのが問題になっているとは思いますが、やはり放射能の問題がある以上、バスの通学というのはすぐには解除できるものではないです。であれば、体力向上のために学校の中でできること、こども園には廊下に手袋が上に飾ってあって、それは何をするのかというと、ジャンプして手袋に触るといふそういう運動ができるような環境がつけられているんですね。小学校でもそういうことを取り入れたり、夏はマラソン、持久走だったり、それから冬場であれば縄跳びだったり、できることをとにかく地道に子供たちにさせて、体力向上につなげていきたいなと思っています。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 次は、日本に住んでいる以上、いつ地震があってもおかしくないわけですが、防災教育について、緊急時に児童生徒がどのような準備、対応をするのか、また学校はどのようなふうになっているのか伺います。

教育長（高橋澄子君） 防災教育、これもとても大切な教育です。いつ、いかなるとき、自然災害が起こるといふ、今そういう時代になっております。どんな自然災害が起きるか分かりません。

学校としては、緊急時マニュアルというものが各学校で作られております。いいたて希望の里学園においても緊急時マニュアルが備えられていて、それにのっとった避難経路であったり、避難の体制が整えられるようになってきていると思うのですが、その緊急時、子供たちがどんなときであろうともぱっと行動できる、そういう防災教育というのは本当にいつもやっていかなければならないと思います。

今年度だったんですが、地震が起きたときの、地震を体験する、そういう教育、そういう体験もやっていたり、毎年毎年その年度によって地震であったり火事であったり、暴風雨であったり、飯舘村であれば暴雪だったりするのかもしれませんが、そういうことを、毎年そういう教育を行っていき、どんな対応でも取り得るように、子供たちに教育をしていかなければならないと思いますし、先生方もそのように取り組んでいるものと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） それでは、最後の質問をしたいと思います。

希望の里学園、今非常に生徒数がなかなか増えないというような状況がありますので、今後生徒数を増やすために、今教育委員会で考えていることがございましたらお願いしたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 児童生徒数が少ないというのは本当に寂しいなと思うところであります。子供たちは本当に村の希望、村の未来でありますので、児童生徒数が増えるということがとても大事、そしてそれを求めていきたいと思っているところですが、まずは情報を発信していく、先ほど花井議員の質問の中でもお話がありましたように、とてもいい環境なんだということを情報発信していくこと、これは第一に考えてやっていきたいなと思っているところです。

また、移住・定住の施策があるんですが、そちらともコラボしながら、教育委員会、そして首長部局とのコラボレーションということで、やはり子供たちが増えるような施策に取り組んでいくということ、とても大事になっていくと思います。

ただ、今少子化、そして今希望の里学園の人数が少ないということを憂えてばかりいずに、今いる子供たち、この子供たちに精いっぱい教育をして一人一人輝ける、そんな教育をやっていくことによって、どんどんどんどんそれが広まって、もしかすると「あの学校いいよね」という話が聞こえていく、そして子供たちが入学してくる、そのためにもとにかく今、地に足をつけて、飯舘村の教育をしっかりと行っていきたい、そのように思います。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） これは昔の、子供を育てるなら飯舘村という冊子なんですけれども、これ福島市内に配れば多分100人ぐらいうすぐ増えるんじゃないかなと思うんですけれども。そういったこともなかなか難しいと思いますけれども。ぜひ、子供たちを増やすことを、これから考えていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

無縁遺体ですね、死後の引取り手がない場合、墓地埋葬法によって死亡した場所の自治体が火葬・埋葬するということになっているようですけれども、今までそういった事例はあるのかどうか伺います。

住民課長（荒 真一郎君） 本村における無縁遺体でありますけれども、無縁遺体として本村で対応したのはこれまでに2件、お二人です。

4番（佐藤眞弘君） その場合、多分、警察の検視の後に役場で引取りに行って、その後火葬

にするんだと思うんですけども、その間、例えば遺体の搬入といいますか移動を葬儀社と契約しているというようなことがあるのかどうか伺います。

住民課長（荒 真一郎君） まず、本村においてはそういう葬儀社との取決めは行っておりません。また、他自治体でそういうのをやっているかもまだ確認は取れておりません。今後、国で統一したマニュアル、取決めを策定する予定と伺っておりますので、それらを注視していきたいと考えております。

4番（佐藤真弘君） そうすると、火葬の費用、遺体を運んできて火葬した場合の火葬費用については、全て自治体が負担するということでよろしいでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） その費用でありますけれども、基本的に亡くなられた方の遺留品といいますか、預金、財産、こちらから支出するというふうになっております。ただ、それが不足する場合は自治体は県と協議ということで、関係機関と協議をするというようなことも示されているところであります。

以上です。

4番（佐藤真弘君） 火葬した後、遺骨になるわけですけども、その遺骨の処理はどのようにされるか伺います。

住民課長（荒 真一郎君） 遺骨でございますが、過去に村で起きた案件でありますと、その後の親族調査で親族が判明しましたので、そのご遺族の方に連絡をして引き取っていただきました。もう1件につきましても、現在村で保管中でありまして、ただ親族が分かっておりますので、定期的に引取りのご連絡を差し上げているところです。この遺骨の保管期間も取決めがございませんので、今後関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（佐藤真弘君） この遺体の処理関係なんですけれども、県内の自治体の8割で内規または対応マニュアルが未整備となっておりますし、全国的にも法規定がないようですので、飯舘村でもマニュアルの作成を考えると先ほど答弁がありましたけれども、これからこういう事例が増えてくる可能性がございますので、自治体の負担、あるいは職員の負担が大きくなると思いますので、マニュアル等を整備して対応できるようにお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤真弘君の一般質問を終わります。

続いて、1番 飯畑秀夫君の発言を許します。

1番（飯畑秀夫君） こんにちは。議席番号1番 飯畑秀夫です。令和7年3月の定例会に通告しました一般質問をいたします。

まず初めに、今現在、東北岩手県の大船渡市の火災で4,596人の方が避難しております。一刻も早く鎮火し、また元どおりの生活が戻ることをご祈願しております。

私は村の消防団に入っておりますので、昨日20行政区の消防団が春の火災予防のために集まり、村民に注意喚起を行いました。

さて、3月になり自宅ではフクジュソウの花が咲き始め、春の足音が当村でも少しずつ

近づいていると実感しております。当村の魅力は、大自然に囲まれた村であること、お互い距離が近く、共に助け合って生活しているところだと思います。一度村外へ出ると、それがつくづく感じられます。この豊かな大自然と、助け合いで成り立っている飯館村を、次の世代にバトンを渡せるように、行政と共に考えていかなければならないと感じる今日この頃です。

それでは、質問に入ります。私からは、6項目13点について質問いたします。

大きい項目1、去る1月7日に杉岡村長に対し、問責決議が可決されました。このことはSNS及びマスコミ等でも取り上げられたことにより、当村住民以外の方々にも関心が向けられたことと存じます。

村長という重職に就き、世の中の複雑な仕組みの中で当村の利益や将来を見越した政策をしていくことは、並々ならぬご苦勞もあるとお察しいたします。一議員である私が言うとしんどい捉えられるかもしれませんが、公職として問題点があった場合、公にしなければならぬと考えております。そこで質問いたします。

1-1、杉岡村長に問責決議が可決されました。このことを受け、杉岡村長の見解と、今後の村政運営をどのようにしていくのかお伺いいたします。

大きい項目の2は、教育振興についてお伺いいたします。

去年は、小中学生の自殺が過去最も高かったようです。原因は様々だと言われているようですが、長引く不景気及び物価高騰による明るい将来が見えないことや、昔に比べ縛られることが多く、自由がなくなったことが原因だと言われております。もちろん、生徒同士での人間関係、家庭の問題もあると推測します。そこには共働きでなければ生活できない実態もあり、なかなか子供に目を向けることができないこともあると推測いたします。また、先生方に至っては、デジタル化が加速した現在のほうが逆に負担が増したというデータもあるようです。

当村の希望の里学園に至っては、生徒の確保が大きな課題であることは関係者の共通認識だと捉えております。去る1月に高橋教育長が就任したことにより、在校生、保護者、先生方、そして住民からの期待が大きいことと存じます。

2-1、当村の教育の問題点と課題についてお伺いいたします。

2-2、スクールバス運行支援事業における運行状況及び安全対策についてお伺いいたします。

2-3、教員住宅の現状と課題についてお伺いいたします。

大きい項目の3、少子化問題についてお伺いします。

昨年春に、福島県内における消滅可能性自治体は33市町村あると発表があり話題となりました。この調査では被災市町村を省いておりますので、仮設として当村も調査した場合、間違いなく消滅可能性市町村に入ると考えます。

また、令和6年の全国の出生数では、統計後全国で約72万人、福島県内においては8,637人となり初めて9,000人を割り込みました。この数字は在日外国人による出生数もカウントされているため、日本人のみの出生数は70万人を下回るとも言われております。この出生数は、予定よりも早く前倒しで少子化が加速しております。少子化対策につい

ては、この十数年前から全国の自治体で独自の支援を国に要望したり、独自に支援を行ってきましたが、全く結果が出ておりません。この結果を受けて、形だけのイベントを行えばいいとか、支援金を出せばいいとか表面的な解決方法でなく、抜本的に少子化問題に踏み込んでいかなければならないと私は強く考えます。少子化の原因は、経済的な理由による未婚化、不妊、出会いの場の減少など理由は様々で、当村のみでは解決が難しいと思われませんが、国を挙げて少子化問題に取り組むべきだと思いますが、当村でも真剣に考えなければならぬと思っております。

3-1、当村が行ってきた少子化対策及び過去3年間の子供の数及び出生数をお伺いいたします。

3-2、当村で行っている赤ちゃん誕生祝金、子育て支援金の給付実績及び成果をお伺いいたします。

大きい項目4、第一原子力発電所の影響と課題についてお伺いします。

震災から、間もなく13年が経過しようとしております。原発の爆発直後の当時のことを思い出すと、あのときは子供、家族を避難させることで私は精いっぱいでした。私は愛犬と仕事があるので飯舘村に残りました。あのときもっともっと知識があれば、子供たちを被ばくさせることはなかった、それだけは悔やまれます。何が本当なのか分からない当時の情報、栃木県鹿沼市に村は避難を決定しました。避難先では安全だから大丈夫だみたいな講演を行っている学者もおりました。そのうち村で学校が始まると、避難先から村に戻ってきました。忘れもしません、平成23年4月22日に計画的避難区域に指定されました。爆発直後の村では、様々な情報が錯綜しており、放射能による知識や考え方の違い、それにより家庭崩壊した家族もおります。放射能問題についてはいまだにタブー化されており、住民同士でも話題を控えるのが現状です。また、現在進行形で当村における問題の抜本的な理由は原発事故から始まったと言っても過言ではないと私は考えます。きちんと、国、そして加害企業、東京電力には現実を見てもらい、創造的復興に向けて一緒に協力してほしいと思っております。それでは質問します。

4-1、村内で収穫された野菜等の測定結果と、今後の課題をお伺いいたします。

4-2、村内で伐採した木材を使用し、薪ストーブ及び炭等に加工して使用したいという村民からの声があります。行政の見解をお伺いいたします。

4-3、震災から13年が過ぎ14年目に入りますが、村内家庭の自宅周りの放射線を測定し検証すべきと考えますが、行政の見解をお伺いいたします。

大きい項目6、今現在、我が国では2050年までCO₂排出ゼロを掲げて、再生可能エネルギーを推進しております。しかしながら、トランプ大統領は就任後、パリ協定から離脱することを発表しました。離脱する理由は産業分野の雇用を守ること、最も重要なことに、CO₂が及ぼす温暖化の影響が100年で約0.73度上昇しました。そのために、兆単位の予算が使われております。費用対効果で考えると無意味でしかなく、再エネした環境利権だという学者もおります。太陽光パネルに至っては、使用からおよそ20年から30年で使用できなくなり、その後使用済みの太陽光パネルはごみの山と化しております。昨年11月に食品会社の屋根に設置した太陽光パネルから火災が発生し、37時間後に消し

止められた事例がありました。また、太陽光事業の多くは海外資本のため、日本の富が外国に流れるという現状もあります。そこで質問します。

6-1、当村南側に風力発電所があります。村民から不安だという声もあります。風力発電及び大規模太陽光発電について、行政の考えをお伺いします。

以上、質問いたします。

議長（高橋孝雄君） 飯畑議員にお伺いします。5番が抜けておりますが、それでよろしいでしょうか。続けてください。

1番（飯畑秀夫君） 失礼しました。5番が抜けていましたので。5番、住居確保対策についてお伺いいたします。

5-1、村営住宅に入居を希望する人がいると聞いておりますが、待機人数と行政の対策をお伺いします。

5-2として、災害公営住宅の入居要件が緩和されました。そのことに対し、村営住宅との違いをお伺いします。

5-3として、村営住宅を建設する予定とお聞きしておりますが、その概要と進捗状況をお伺いいたします。

以上6点、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、問責決議に対する見解であります。決議で提起ありましたのは、①村政運営における意思疎通不足の反省と全ての職員と合意できる職場環境づくりと、再発防止に向けた改善。②村政の混乱の早期収束と議会・住民の信頼の回復に向けた具体的な行動と認識しております。

まず、①につきましては、さきに職員全体会を開催し、このたびの問責決議で指摘を受けました意思疎通不足を認め、今後職員とよく話し合っ環境の改善に当たっていくことを申し上げ、改めて本村の復興・振興と、さらには村民の幸せのための村政の推進に向け、職員の理解と協力をお願いさせていただきました。また、それらを進めるに当たっては、今後の行動によって誠意をお示ししてまいりたいとお話ししたところです。

次に、②につきましては、副村長の人事に加え、ご指摘いただいております教育長の人事について、議会にご協議させていただき、早期任命させていただきました。あわせて、①と同様に今後の誠意ある行動をもって適切に対処してまいりたいと考えております。

今後も、問責いただきました事項を真摯かつ厳粛に受け止め、対話を重視しながら、村民の幸せのための村政運営に邁進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、ご質問2-1から2-3については、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

次に、ご質問3-1、村が行ってきた少子化対策と、過去3年間の子供数と出生数の推移についてお答えいたします。

まず、妊娠から出産までの経済的な支援としまして、国や県の制度に加えて、不妊治療への助成の拡大や、妊婦健診や産後健診など合わせて17回までの健診費用を助成し、母

子の健康管理を支援しております。また、保健師による妊産婦相談訪問事業を実施し、安心して出産に臨める体制を整えております。

ご質問の過去3年間の子供の出生数の推移ですが、令和3年度が11人、令和4年度が10人、令和5年度が5人となっております。

次に、ご質問3-2、赤ちゃん誕生祝金、子育て応援支援金の給付実績と成果についてお答えいたします。

この支援金は、赤ちゃんの誕生を祝うため、また入園、入学に係る費用を応援するため、令和5年度から助成しております。

まず、赤ちゃん誕生祝金ですが、令和5年度5人で100万円、令和6年度は2月末現在4人で80万円を給付しております。

次に、子育て応援支援金ですが、令和5年度、小学校入学者29人、中学校入学者23人でそれぞれ10万円ずつの合計520万円。それに、高校入学者28人で1人当たり20万円の計560万円。令和5年度の入学者は合わせて80人で合計1,080万円です。令和6年度は小学校入学者31人、中学校入学者32人でそれぞれ10万円ずつの合計630万円。高校入学者28人で1人当たり20万円の計560万円。令和6年度の入学者は合わせて91人で合計1,190万円です。令和7年度は小学校入学者17人、中学校入学者29人で、それぞれ10万円ずつの合計460万円。高校入学者30人で1人当たり20万円の計600万円。令和7年度の入学者は合わせて76人で合計1,060万円です。

なお、赤ちゃん誕生祝金、子育て応援支援金は、子育てや入学時の準備資金等として活用いただき、保護者からは大変ありがたいとの声が寄せられております。

次に、ご質問4-1、村内で取れた野菜や果物等の放射線を測定しているが、結果と課題を伺うについてお答えいたします。

村では、村民の無用な内部被ばくを避け、食品に係る放射性物質への不安を解消するため、平成24年度より食品の放射性物質測定業務を行っております。また、令和6年度の測定結果ですが、福島県による食品の緊急時モニタリングにおいても、除染後農地等の吸収抑制対策等を行った場所で栽培した出荷用の野菜等で、摂取制限の基準値1キログラム当たり100ベクレルを超えるものはありません。

一方、森林の除染が進まず出荷制限のかかったままとなっている野生のキノコ、野生の山菜等は依然として放射性物質の基準値を超えているところです。

なお、村としては今後も相馬地方市町村会等を通して、国・県に対し森林における放射性物質の処理方針を早期に決定するよう要望してまいります。

次に、ご質問4-2、村民から、山から伐採した木材を利用したいとの声がある。行政の見解を伺うについてお答えいたします。

村では、令和元年度から令和3年度まで、山林資源活用実証事業を実施し、村内産の木材を使用した製炭試験や、菌床シイタケの栽培試験を行いました。その結果、木炭では540から1万4,000ベクレル・パー・キログラム、菌床シイタケでは135から1,800ベクレル・パー・キログラムと、放射性物質の基準値を大きく超える数値が計測されたことから、村内産木材を使用した木炭使用は当面難しいとの結果が報告されているところです。

村といたしましてはこの結果を受け、燃焼させ灰にすることで中に含まれる放射性物質が濃縮されるおそれがある村内産木材の一般家庭での利用につきましては、お控えいただくよう今後も周知してまいります。

次に、ご質問の4-3、自宅周りの放射線量を測定し検証すべきと思うが、見解を伺うについてお答えいたします。

村では、村全体の放射線量をお知らせするため、放射線マップの作成やモニタリングポストの設置などに取り組んできました。

また毎月、各行政区の代表地点の宅地、農地の放射線量につきましても、広報いいたてお知らせ版を通じ周知しております。

さらに、個人積算線量計やサーベイメーターの貸出し等も行っていることから、個々のご自身のふだんの被ばく線量や特定の場所の放射線量を計測、把握することができる体制を取っております。

これまで放射線マップ、村内に設置されているモニタリングポスト等の放射線量に、現在のところ有意な変動が見られないため、村で各戸の全体的な線量測定等は想定しておりません。

なお、除染した場所の放射線量が高いなどご不安な点がありましたら、村にご相談いただければ環境省におつなぎし、計測やフォローアップ除染の対応を取っていただくなどの対応を取りたいと考えております。

次に、ご質問5-1、村営住宅に入居を希望する待機人数と行政の対策についてお答えいたします。

村の住宅へ入居を希望されている方については、令和7年1月末現在で7人の待機者がいる状況です。待機者の解消に向けて、令和7年度に福島再生賃貸住宅を、大谷地団地の隣接地に10戸を整備し、令和8年度の供用開始を想定しております。

また、災害公営住宅の大師堂団地におきましては、令和7年4月から入居条件の緩和を図る方向で、福島県との協議・準備を進めてきたところです。

次に、ご質問5-2、災害公営住宅の入居要件が緩和されるが、村営住宅との違いについてお答えいたします。

災害公営住宅の入居要件としましては、住宅に困窮されている方で、税金の滞納がない方かつ比較的所得の低い方で、入居者が暴力団員でない方で、平成23年3月11日時点で飯舘村に居住していた方や、飯舘村以外の方で東日本大震災及び原子力災害による避難者等となっております。

これまでの災害公営住宅の空き住戸の解消に向けた福島県との協議の結果、空き状況を勘案した上で、入居要件を緩和できることとなりました。入居要件の緩和により、原子力災害で避難を余儀なくされた方以外の方でも、現に住宅に困窮されている方で、税金の滞納がない方かつ比較的所得の低い方で、入居者が暴力団員でない方であれば、原子力災害で避難を余儀なくされた方の入居を阻害しない範囲で災害公営住宅に応募ができ、令和7年4月から入居ができることとなっております。

次に、ご質問5-3、村営住宅を建設する予定だが、概要と進捗状況を伺うについてお

答えいたします。

草野地区の大谷地団地の隣接地に、現在、福島再生賃貸住宅を建設する計画を進めております。概要としては、村民に加えて移住者、定住者向けの住宅として2LDK4戸、3LDK6戸の合計10戸を整備する計画であります。

令和6年度においては実施計画を進めており、令和7年度に建設工事を進め、令和8年度の当初から入居可能となるように整備を進めてまいりたいと考えております。

福島再生賃貸住宅における入居要件としましては、住宅に困窮されている方で、税金の滞納がない方かつ中程度までの所得者である方で、あわせて入居者が暴力団員でないことが入居要件となります。現在7名の入居待機者がおりますので、待機者解消に努めてまいります。

次に、ご質問6-1、風力発電計画及び大規模太陽光発電についての行政の考えについてお答えいたします。

村では、令和4年3月14日に制定したゼロカーボンビレッジいたて宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業に取り組むこととしております。

議員おただしの風力発電計画及び大規模太陽光発電につきましては、環境アセスメントにおける環境影響評価が適正であることに加え、おのおのの事業案件については都度いたて美しい村づくり推進条例に基づく審議会に諮問し、地区や村民、専門家等の意見を踏まえて判断することとしております。

審議会においては、事業者から地区住民への十分な説明がなされ、合意形成が図られていることや、地域貢献策の実施がなされること、またいたて美しい村づくり推進条例による審議会の意見を反映すること及び周辺自治体への十分な事業説明と理解を得られることを最低限の要件としているところです。

さらに、農地の場合は、農地法等に基づく農業委員会での農振除外や農地転用など各種法定手続が完了している、または完了することが確実であることが要件となっております。

村行政では、各種法定手続や審議会での審議を踏まえることとしておりますが、なお、あらかじめ事業者がどのような形で進めようとしているのかについて、事業者の考えや住民の意見を十分に聞きながら、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーの取組であるかどうかを見極めていくこととしております。

以上であります。

教育長（高橋澄子君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問2-1、新教育長が就任したが、当村の教育の問題点と課題を伺うについてお答えいたします。

本村の教育の課題について、国や県の問題と併せてお答えいたします。

日本の学力低下が叫ばれてからしばらくたちますが、学習指導要領の改訂を踏まえ、令和2年度から、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した教育を進めております。

教師からの一方的な指導による授業から、児童生徒が自ら課題を設定し、その課題に向けて自分たちで試行錯誤しながら課題解決のために活動することによって、学習の理解を深めようとするものです。

現在はそのような授業スタイルに変えていく過渡期で、福島県教育委員会でも近年では学力向上を目指して県独自の学力試験（ふくしま学力調査）を実施したり、教員向けに授業改善のための支援を行ったりしています。本村でも、県の施策を踏まえながら、子供たちの学力をはかり、分析し、児童生徒の実態に沿った授業ができるように、また教師が授業をレベルアップできるように、教育委員会による指導訪問を実施したり、全国で行われている研修会に参加させたりして授業力を向上させ、児童生徒の学力向上につなげています。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増えていることも、近年の日本の教育の特徴と考えられます。それぞれのお子さんの発達障害に応じて教育を行う必要があり、特別支援教育に対する教師の専門的な知識や技能が求められています。本村でも、特別な支援を要する児童生徒は増えており、それぞれの障害に応じた支援を行いながら、少人数教育の特徴を生かし、全ての児童生徒に最適な学びを提供できるようにしています。

本来であれば、本村の学校は複数の学年が1つの教室で授業を行わなければならない規模ではありますが、国や県の配慮によって7名の加配教員が配属されていることで、それぞれの学年が単独で授業を行えるようになっています。

また、近年は不登校児童生徒の増加も学校課題の一つに挙げられます。本村でも1年間に30日以上欠席する、いわゆる不登校児童生徒はおります。しかし、教師による支援やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療など関係機関との連携によって復帰傾向にある生徒もおります。これからも引き続き不登校児童生徒とその保護者への支援を継続し、またICTを活用して自宅から授業に参加できる環境も整え、最終的に自らの進路を選択することができるように指導を続けていける体制を構築してまいります。

次に、ご質問2-2、スクールバス運行支援事業におけるスクールバスの利用状況と安全対策についてお答えいたします。

現在、スクールバスは村所有の9台と民間事業者のバスを利用し、児童生徒の1時間以内の通園・通学を目指し運行を行っております。こども園の園児は3歳以上から利用可能であり、全園児・全児童生徒数114名に対し、現在78名の利用があります。

安全面では、令和5年12月に飯舘村スクールバス運行マニュアルを策定し、全てのバスには置き去り防止装置が設置されており、助手の配置とともに十分な安全対策を講じております。

次に、ご質問2-3、教員住宅の現状と課題を伺うについてお答えいたします。

教育委員会においては、教員住宅を6戸管理しており、今年度は5戸において入居いただいております。現在は、交通事情もよいことから比較的近隣市町村からの通勤が可能となっております。教職員の諸事情に鑑み、冬のみ入居など臨機応変に対応しており、特段の課題等は今のところないものと理解しております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。何点か再質問いたします。

まず初めに、杉岡村長に問責決議が可決されたことについて再質問します。

去る12月13日に高橋副村長が辞職願を提出いたしました。そのことに対し、議会の中でいろいろ検討した結果、問責決議が出たわけですが、私は議員1期目ですけれども、その中で定例会が終わった後に三役の方、杉岡村長、副村長、教育長、教育長はここ1年間不在でしたので、その懇親会の中で、村のためにということで、高橋副村長には杉岡村長と一緒にぜひ頑張ってもらいたいと、私は懇親会の席のたびに副村長にお願いしていましたところ、高橋副村長「まあ、まあ」と笑っていたのを何回も覚えております。村長が2期目に当選して、村を進めていく中で、副村長、教育長を選出する権限は村長にあります。その中で、ただ問題になったのは、答弁でもありますように、副村長と意思疎通ができていなかった、また議会ともということで、質問したところ、この意思疎通に対して悪かったというか、それに対して村長は職員に対しても理解、協力をお願いさせていただいたという答弁であります。

1月7日に問責決議が可決されましたが、そのとき杉岡村長はどのように思いましたか。お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今、ご答弁申し上げた部分が、そのときに感じた部分でもありますので改めて申し上げますが、問責いただいた事項一つ一つについてやはり真摯かつ厳粛に受け止めさせていただくという、私自身の思いを、その場でなりましたし、あるいはそれに対してしっかり自らの行動をもって誠意を示していくということが、今後必ず必要だし、しっかりやっていかなきゃならないということを思いましたので、前回の問責決議の中では、私は答弁する立場には全くありませんでしたから、今回の3月議会の中でこういった形で皆様の前で公正にお話を申し上げているところであります。

私の言葉一つ一つについては、ただの言葉ということではなくて、私は責任ある立場です。しっかり自分の中の改善すべきものは改善しますし、いろいろなことをしっかり、改善の目線を持ってですね、身を正していきたいと思っております。

以上であります。

1番（飯畑秀夫君） そうですね、今村長が申したとおりの意思疎通ができなかった。これから、真摯に受け止めて頑張っていくということでありますが、問責決議に対しては法的拘束力は全然ありません。村長の報酬をカットしたり、そういうことをすることもなし、それに対して、議会、村民、やっぱり役場職員と意思疎通を図るのが足りなかったということなので、丁寧に役場職員に話をしたということでありますが、これからどのようにするというところで役場職員に話したのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 職員にお話しした部分の要約という形で、先ほどこの中でお話を、ご答弁申し上げた部分でありますので、村政混乱という部分の言葉があるけれども、副村長の人事に関して職員の方々に心配あるいは不安を与えてしまったということ、意思疎通の不足があったということについて私自身しっかり反省をしているという部分と、おわびという言葉を使ったかなと思いますが、おわびを申し上げたいと申し上げました。

それから、私自身先ほど申し上げたとおり、ただ言葉で申し訳ないと言ったり、何かをするんじゃないで、しっかり自らの行動をもって今後改めていきたい、村民の幸せのための村政ということ、職員の方々、人生をかけて実施をいただいておりますので、私の責

任ある立場として、その職場環境をしっかりとつくっていききたいし、職員の方々には村民の幸せのための村政について、なおご理解とご協力をお願いしたいと、そういうような言葉を使って説明させていただいたところでもあります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 村長のこれからの意思が強く伝わってきました。職員に話したということではありますが、1月になって、区長会もあったと思うんですが、村民、区長ではこの件に関して何か触れたのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 私として、職員のほうの説明を先にさせていただいたのは、任命権者であるという部分と職員を使用する立場にありますので、職員の方々に一番最初に話をした、その前に庁議がありますので管理職の方々にお話をしておりますけれども、その前後に区長会というチャンスというかその場もありましたが、まず区長の皆様にお話しするよりも議員の皆様にごういう場をお借りしてお話をすることで、提案理由の冒頭の中にお話を申し上げましたけれども、まず議員の皆様にご自身の姿勢について、あるいは私の誠意という部分についての説明をさせていただきたいということでおりましたので、区長会、副区長会でそういう話はまだしていないというところでもあります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） いろいろ村長の考えが、答弁と今の言葉で分かりました。村長が言うように意思疎通の不足がこれを招いたと思うんで、これから大事なことは、私ら議員の代表でありますので議長と共有しながら、そして役場職員とも、これから大事なときなので、意思疎通を図り、丁寧に対応してもらいたいと思います。

続きまして、2番目の再質問をいたします。教育振興について再質問です。

高橋教育長が就任し、本村のこども園、希望の里学園校舎等、いろいろ案内されたと思うんですけども、本村の希望の里学園を見学した率直な感じをお伺いいたします。

教育長（高橋澄子君） 飯畑議員のいいたて希望の里学園を見た率直な意見ということなんですけども、本当にすてきな学園だと思います。木のぬくもりが感じられる学園で、ちょうど廊下に大師堂の団地のところにあった住宅のところにあった木が、廊下のところにドーンと据えられていたり、本当に飯館村の中にある、飯館村が大事にしていたところもちゃんと残っている、そういった学園ではないかなと思って、子供たち、こういう環境の中で育てることができるということ、喜びに感じました。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。当学園はほかの学校と同等かそれ以上の多分設備が整っていると思います。花井議員、佐藤眞弘議員も質問しましたけれども、やっぱり子供たちが少ないのが一番の悩みでもあります。高橋教育長はいろいろところで教鞭を執ってきて、いろいろな経験もあると思いますので、ぜひ学校の先生方と一緒に、飯館村のこども園、希望の里学園をよろしくお願ひしたいと思います。

この答弁の中に特別支援学校の生徒が年々増えているということで、当村でも特別支援の子供さんがいると思うんですけども、その辺に関して教育長のお考えをお伺いいたします。

教育長（高橋澄子君） ただいまの特別支援学級の子供たちのことについてということですが、いいたて希望の里学園の中にも知的と情緒の学級があります。その子供たちに、担任が付き添いながら、丁寧な指導をしているというのを見させていただいておりますので、その特性に応じた子供の教育ということをこれからも推進していかなければならないと思っております。

私も本当に40年近く教員生活を送らせていただきましたが、いいたて希望の里学園、すばらしい学園だと思います。議員さん方、そして行政、地域の方々が作り上げてきた、本当にほかに誇れる学校だと思いますので、その誇れる学校をこれからもさらに自慢のできる学校にしていきたいと思っております。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。高橋教育長は前の学校で特別学級立ち上げに携わったとお聞きしました。その経験を生かして学校、また不登校の生徒もおります、それも今不登校、学校へ来なくてもICTを活用して、タブレット等で勉強ができるということ、これも飯館村のここの学校の特色に入ると思います。丁寧に対応すれば、それがいろいろなところにわたって、高橋教育長が言ったとおり丁寧に、今の教育の質というか、勉強ばかりじゃなくてやはり、前の議員もおっしゃったとおり道徳が私は大事だと思っております。この件に関しましては、高橋教育長もいろいろこれから頑張ってもらえると思うので、期待しております。

続きまして、スクールバス通学状況について質問しましたけれども、今この事業でいろいろなところからバスで送迎している状態であります。そのことに対して教育長の率直な考えをお伺いいたします。

教育長（高橋澄子君） スクールバスのことについてのお話の前に、飯畑議員のほうから、私もこの前、この教育長になる前は尚英中学校でスクールサポートスタッフということで、不登校生徒の子供たちの支援をしてまいりました。特別支援というよりも不登校の子供たちの支援ということで、子供たちいろいろ、学業の問題だったり、家庭の問題だったりいろいろな問題を抱えながら、子供たち、それに全てに折り合いをつけながら、学校に来たくないけれども来る、登校しようという努力をしている姿を見てきて、そういう子供たちを支援していくノウハウを学ばせていただいたということです。そして、今、飯畑議員の言葉の中にも教育の質を上げて、心の教育の充実を図ってというお言葉がありました。私に対するエールだと捉えて、本当に感謝申し上げます。頑張ってくださいと思います。

スクールバスのことになるんですけども、やはり、先ほどの質問の答えの中にもあったと思うんですけども、放射能の心配が全て解除されるまではやはりスクールバス、ドア・ツー・ドアになってしまうんですけども、学校までの送り迎えということはまだ解消できないのかなと思っています。1時間以内の通園・通学ということで、バスの運転士さんがすごく頑張ってくださいしているんですけども、そのスクールバスの時間を、休んでいる子供もいたりするとは思いますが、そういう中で、例えば音楽とか、それから英語のテープを流すとか、何か時間を有効に使えるような手だてをこれからちょっと考

えていきたいなと思っております。質問、ありがとうございました。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） スクールバス9台で足りないから民間事業者を使っている、これは原発事故で村外に避難しているからこそ今行っていることでありまして、この事業はスクールバス運行支援事業であります。この事業はいつまで続くのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） スクールバスの運行事業に関しては教育部局というよりも、村長部局のほうで実は要請をさせていただいておりますので、私のほうでご答弁申し上げますが、これ常々村としての復興大臣等々に対する要望に入れております。事あるごとに学校に関しては、これから子供がいなくなることには村の将来、希望ということにならないものですから、これは絶対に続けていただきたいということで、あらゆる要望書に入れておりますので、これはそれに対して回答というものがあつたものはありませんが、逆に言えば回答がないということは絶対的に継続されるものだと認識をしております。

なお、安心することなく、常々要望を続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 続けて要望してもらいたい、私たちからも、議員からも要望いたします。

子供たちは、バスでありますけれども、たしか広報か何かで、学校の子供たち、こども園とか希望の里学園に入りたい人を募集していまして、何か親が送迎できるという形で見たんですけれども、それ間違いですかね。このスクールバスに乗れるのか。

教育長（高橋澄子君） スクールバスだけではなく、親御さんが子供たちを連れてくるのであればそれはそれで大丈夫だということで、ありがたく、子供たちを連れてきてもらえるということで、受け入れております。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） スクールバスも利用できるということによろしいですね。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後3時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時04分）

教育課長（高橋政彦君） ただいまの子供の募集であります。こども園の募集だと思われま。こども園は3歳からスクールバスに乗れるんですが、ゼロ歳から2歳までについてはスクールバスに乗れませんので、親御さんの送迎をお願いいたしますと書いてございます。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） 分かりました。スクールバスで子供たちを安心・安全に送迎するために置き去り防止装置が設置されているということですが、この置き去り防止装置はどのようなものか、お伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） スクールバスの置き去り防止装置ですが、令和5年の補正予算で上げさせていただきまして、全てのバスにつけさせていただきました。

どういった装置かと申し上げますと、まずバス関係で、バスのエンジンを切った段階で、一番後ろ、後方のところにスイッチがついておりまして、そこまで運転士もしくは助手が行かないと、そのブザーを切れない装置になっておりますので、行く際に必ず子供たちがいる、残っていないかを確認するというのが1点目。もう1点目は、万が一置き去り、子供たちを残してしまった場合のことなのですが、センサーのマットが2枚ほどついておりまして、子供がそれを踏むと車内のクラクションがずっと鳴り続けるという装置になってございますので、万が一取り残した場合もそういった形で見つけられるという装置になってございます。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

続いて、教員住宅に対して、私は前回も足りないと思っていたんですけども、答弁の中では道がいいから通勤するから要らないという形でありますけれども、冬場だけで大丈夫だと。中には教師等、働いているその中で子供たちと同じ環境に住んでみたいという先生等もいると思うんですよ。これ、柔軟に対応してもらいたいとは思ったんですけども、教育長の考えをお伺いします。

教育長（高橋澄子君） 柔軟に、教員の希望に沿えるように対応していきたいと思っています。

そして、今1戸空いておりますので、それに対しても希望があれば、そこに入っていたかどうかという事は可能ですので、できるだけ教師の希望に沿えるように、教育委員会としても考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。教育長も飯樋町出身だということで、ありがたく思っております。新しく教育長が就任しましたので、それに関連して何か説明いただきました。一緒に共有して、村の復興のために、杉岡村長、そして副村長と一緒にこども園、希望の里学園をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の少子化問題について再質問いたします。

飯館村では出生数が年々減ってきて、2桁から今1桁になってきているところかなと、データを見ると思います。その中で、赤ちゃん誕生祝金、そして子育て応援支援金を給付しているわけですが、本当に保護者からもすごい助かるということで、ありがたく思われております。この仕組みですね、これはいつまで継続していくのか、多分これ一般財源なのかな、ちょっと財源のほうもお伺いしておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 財源ということでございますけれども、こちらは基金を活用させていただいているということであります。ただ、基金と申しまして村が一般財源から積み立てる基金でございますので、ほぼ一般財源に近い性質のものかなと思っております。

いつまでという部分につきましては、1年、2年で終わることではないのかなと私は思っておりますが、これが継続して少しでも子供の教育環境、それから子育て環境が整ってくればいいのかと思っております。

1 番（飯畑秀夫君） これから希望の里学園に入学、そしてまた高校に入学する飯館村の大切

な子供たちがいますので、やっぱり継続を私からもお願いいたします。

出生数が少ないことに対しては、国も一生懸命、国のほうの問題だと思いますが、出生数が少ないことに対して当村ではどのように捉えているのか、これからは対策を何かしようと思っているのか、お伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村独自でこの少子化対策に特効薬的なものというのはなかなかないのかなと思っております。これは日本全国の問題でもあります、具体的に今、村で取り組める部分としましては、先ほど答弁申し上げましたいわゆる不妊治療の部分への支援だったりとか、あるいは出産に対する経済的な支援だったり、それから妊産婦に対する心のケアも含めた保健指導だったりという部分なのかなと思っております。

飯館村の場合、子育てをする、いわゆる母親が、子供の入学と同時に村外に転出するというケースが増えております。そういった関係で、村で出産するという方が非常に減ってきている状況がご覧のとおりということです。ですので、少子化対策の特効薬はないんですけども、家族が移住できるような、子連れの方が村を選んで住んでいただけるような、そういう施設が今後必要なのかなと、私個人的には思っています。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。私も石井課長と同じく考えております。やっぱりそれをやるにも財源も、いろいろなものが足りない。どこか、ネットか何かで見たんですが、東京都のほうは財政がたくさんありますので、足立区か何かでは中学生以上、高校生には毎月1万5,000円を支給する。本当に都会のほうがいろいろな、給食費無料、学費無料、いろいろなものが進んでいる中で、どうしてもやっぱり山間部というか、地方のほうは、本当にみんなどこでも今大変な状態であります。

その内容を見ると、中学生、高校生になると塾代がかかる、そこに都、区かな、ある程度財政があるのか分かりませんが1万5,000円を支給する、それには多額の、何億、何十億円もかかる話なので、村にはなかなか厳しい、本当にこれは国、県を挙げて考えなければならない問題だと思っております。

この件に関しまして、村長にちょっと考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 財源があれば、いろいろなことができるのではないかというお話かもしれませんが、それは確かにそうなんです、例えば東京都で今問題になっているのは、合計特殊出生率が1を切っていると。東京都内の非常に恵まれた環境であっても、ご夫婦で1人お子さんをもうけるかもうけないかという状況だということになると、実は財源が大きくあったからといって、あるいはインフラが非常に整備されているからといって、それが出生数に直接つながっていないという厳然たる事実があるわけで、それに対して地方はそれとはまた違う魅力があると。お金の面については、国や地方交付税等含めてそういったものを、東京から生まれた税源が地方に再配分されている部分がありますので、それを使っていかに魅力ある、言ってみれば生きがいだと思いますけれども、生きがいをいかに感じられる環境をつくっていくか、それが魅力という言葉であったりしますけれども、それが私たちの村がなすべきことだと思えます。いわゆる、価値観の統一化ということが全世界的になされたり、日本の若い方々がこういう生き方をしなきゃいけないんだと固定されるのではなくて、こういう生き方もあるよね、こういう新

しい物の見方もあったよねと、そんなことが気づけるような村というものが、今もあると思いますし、これからもさらにそういったところを伸ばしながら、しっかりと魅力づくりに努めていきたいと考えます。

お子さんをお持ちになろうという方については、やはりすぐに出産ができる環境が目の前にあるかどうかというのは非常に大きいと思っていますので、実は私自身は町村会の役員として産婦人科医の確保ということを国会議員の方には直接要望させていただいております。これは、周りで今、そういう方々がいるように見えていますけれども、いなくなったときにはあつという間にお子さんを産める環境が、例えば福島県内にはほとんどないということもあり得るので、それは今から人材確保、そういう方に対する支援というものを含めてつくっていかなくちゃいけないのではないかと、私の危機感の中から要請をさせていただいております。

安心してお子さんが産める環境、あるいは子育てをするのに、親御さんを含め様々な社会的に支援をしていただけるような環境というものがないと、その後のお金のことばかり考えているのではなくて、まずお子さんをもうけよう、そのときに安心があるということ、一番力を入れていくべきではないかなと思っています。ただ、村としては総合的に、しっかりと支援をしていきたい、考えていきたいと考えております。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。やはり子供を産む環境、村に住んで本当に子供を育てやすい環境をつくっていかねばならないと思います。

続きまして、福島第一原子力発電所の影響と課題について再質問いたします。

4-1、放射性測定器で測定できるのはセシウム134とセシウム137と聞いておりますが、核種は多数存在すると言われておりますが、セシウムだけの測定基準だけで大丈夫なのかお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） セシウムの測定基準だけで大丈夫かとのこと質問であります。

放射性物質、今回の原子力発電所由来によりまして放出されたというものにつきましては、ほかにもヨウ素などがあるわけでありましてけれども、やはりその半減期の関係で長く存在するという意味からはセシウムということになります。またほかの核種につきましても、半減期の関係でもう大分放射線量が弱まっていたり、あるいはなかなか計測するのが難しいといったような核種もあるようでございます。

そうした中で、こうした食品の検査の基準となる放射性物質につきましては、国の定める基準の中でもセシウムというところを基準に測っているということでもありますので、村といたしましてもそうしたものが計測できる機械を整備しまして、測っているということになります。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） セシウム137、セシウム134の実効半減期は64日から99日と言われております。そのその反面、セシウム134の物理的半減期が2.1年、セシウム137の物理的半減期は30年と言われております。

これなかなか、セシウムがなくなるまでは時間がかかると思います。よく今、放射能測

定、いろいろな場所でやっていて100ベクレル以下、この基準以下だったら今食べれるとか、出荷できるということになっていて、その場所によってやはり数値が多少違くなりますし、もし100ベクレルまでよくても、片方が80だったら、50のほうがベストとかベターになるわけなんです。その辺に関しまして、ここもう少し、何か、野菜等作った場合、カリとか何か吸収すると聞きますけれども、もう一回カリとかをやれば、基準値内でもこの基準がもうちょっと下がるとかということはあるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 吸収抑制対策についてのご質問と受け止めます。

ご質問のように、この放射性物質の検出につきましては、採取される場所によってばらつきというものがあるかと思っております。ただし、通常除染がされた圃場、田んぼや畑であれば、その後検査をしまして、必要な吸収抑制対策ということでカリ材をそこにに入れて測っております。そうしたところから出てきた野菜類等につきましては、基準値を超えるものというものはこれまで出ていないということでありまして、それを大量に投入したからその値が下がるのかどうかということでございますけれども、これはやはり放射性物質の移行係数というものがそれぞれございますので、土の中もある程度ばらつきはあるかと思えますから、必ずしもそれをやったからその部分だけ下がるということではないかとはちょっと考えるところではあります。

ただ、いずれにしましても、そうした事前の検査というものをしっかり土壌ごとにやりますして、必要なだけのカリ量を散布して、それで基準値を超えないような対策を取っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） カリをたくさん入れたから下がるというわけじゃないということで、もし可能であれば、もし心配する人があればもうちょっと、完全にその土を入れ替える事業も少し実験的にありかなと思って。もし50ベクレルでも、違う土であれば20ベクレルとかもし出るのであれば、それは実験しなければ分かりませんが、それは検討してもらえればありがたいです。村長、お願いします。

村長（杉岡 誠君） カリウム対策、吸収抑制対策とセシウムの土壌中の動向について、ちょっと補足をさせていただきますが、土壌中に放射性セシウムがあった場合についても、セシウム134、137という物理的な違いもありますが、今ほとんど137だと思えますけれども、その中で懸濁態、溶存態とって、溶存態という言い方をするとちょっと分かりづらいたんですが、イオンのような形で要は植物が吸収しやすい状況のセシウムとして存在しているものと、懸濁態というような言い方をしますけれども鉱物資源がしっかりセシウムをつかんでいて溶出しにくい状態というものがあるので、それはちょっと化学的な話になりますが、そういう2種類あります。ですから、土中を測って、例えばそこが1,000ベクレル・パー・キログラムあったとしても、そのセシウムが全部植物が吸える状況であるわけではない。その中で、要は溶存態として植物が吸いやすい状態のセシウムが何割かはあるはずだから、植物を取ってセシウムと同じような溶存態であるようなカリウムを入れることによって、植物がカリウムのほうを先行して吸いますよと。そうするとセシウムが溶存態として多少残っていたとしても、それは植物は吸いませんよというこ

とで、吸収抑制対策をやっているということになります。ですので、土中の溶存態の状態のセシウムの量を測るには、実は相当な時間もかかりますので、通常の土壤検査では測れない。なので、物理的に、私たちが持っているようなN A Iのヨウ化ナトリウムのシンチレーターのようなもので測ったときに、1キロ当たり何ベクレルの土壤であれば、これくらいのカリを入れておけば大丈夫でしょうというような、県の指導をいただいて、吸収抑制対策をしているというのが現状ですので、土そのものを入れ替えなければならないという議論になると、そもそも除染のやり直しという話になりますから、今のところそういった対策は県においても考えていませんし、村としても1回除染がなされたところは十分線量が低減されているはずだという中で、カリウム対策をさらに追加して、そして生産物については必ず検査をするという形を取ることで、安心を担保してきているということです。

それから、食品放射能の検査は1キログラム当たり100ベクレルという形で基準にはなっていますが、米に関しては25ベクレルで測っていますので、25ベクレルを超すと、それは引っかけたという形になります。100でいいはずのところを25で引かけていると。さらにもう一度測って50を超えるとまた再検査とかですね。いろいろなことをやっていますので。実は、100基準と言っていますが、それよりもさらに低い基準の中で、実はいろいろなものを引っかけ、こういうことがあるんじゃないか、ああいうことがあるんじゃないかという研究が必要なものについて県につないだり、農研機構につないだりしながらやっているという現状がありますので、100ぎりぎりで作っているということではないということで、ご認識いただければありがたいと思います。

以上であります。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。100基準で作っているとは私は申し上げてはいませんが、米に関してはカリとかやれば吸収率がすごい低いということで分かりました。

今、キノコ類、すごい放射能が高かったですけども、実際、場所によって3,000とか5,000ベクレルに大分下がったなんて、中にはキノコを食べる人がいるんですけども、塩漬にすると線量が下がるとかあるんですが、やはりキノコ類も食べると内部被ばく検査に実際出ているみたいで、出るとまた2か月、半減期、半減期でなるみたいなんです。このキノコ類もあと何年くらい食べられないというか、100ベクレル以下になるのはすごい遠いのかなと思うんですが、その辺、どのように捉えているのかお伺いします。山菜もですね。

産業振興課長（三瓶 真君） キノコ類をどのように捉えているのかと、山菜類もということで質問をいただきました。

ご質問にありますように、先ほどの管理された圃場以外のところから取れます野生の山菜であるとかキノコにつきましては、引き続きといいますか、継続して高い値が出ているということがありますので、これは村といたしましても広報いいたてお知らせ版などを使いながら、摂取や採取を控えるように、さらには流通もですね、お願いしているような状況になります。

今後、その100ベクレルという基準を下回るということに対して、どう見通しているの

かということに関しましては、実は答弁にもありますように、令和3年度まで、元年、2年、3年と山林資源活用の実証事業ということで、村では村内の何地点から採取した木を使いまして、それでそれをチップ、おがくずにして、菌床でもちょっとキノコ栽培した経過がございます。その結果は答弁書のとおりでありまして、残念ながら100ベクレルという基準をはるかに超える数字が出たというような結果になっているところがございます。現在、山菜類等の出荷制限等の解除につきましては、同じ場所といたしますか、そういうところで取れたもので、最低限、その箇所数までは今すぐ出てこないんですけども、2年ないし3年、その場所から取れたものが基準値を下回るというような結果が示された上で、解除のためのステップに進むというようなことが、県のほうから方針、やり方としては示されておりますが、今申し上げましたような現状からしますと、根本的な解決手段であろうと私は思っておりますが、山林の除染等がされない限りは、急に100ベクレルを下回るということはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） 山菜類については、山林を除染しないと厳しいということで分かりました。村民から要望されました木に関しても、これを見ると村内の木材を一般家庭で利用するのはお控えくださいということで今後も周知するということですが、これ、木の皮をむいたり、木を切断して皮をむいて木材の測定器で測定して基準値以下とかなれば使えるのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 樹皮をむいて測定して、基準値以下になれば使えるのかということでございますが、林野庁では現在、調理加熱用のまき及び木炭のその基準というものを設定しております。そこで行きますと、調理加熱用のまきとして利用できる放射性セシウム濃度は1キログラム当たり40ベクレル以下、炭の場合は1キログラム当たり280ベクレル以下というようなことであります。これも、製炭試験等を実施している中ではなかなか基準値を満たすといたしますか、それ以下のものが出なかったので、なかなか難しいかなとは今思っているところであります。

じゃあ、それを下回ればそのまま使用できるかどうかにつきましては、ちょっと今私のほうで知見を持ち合わせておりませんので、少し確認をしたいと思っております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） 次の再質問になります。

原発事故から13年が過ぎて14年目に入る。原発事故から何年か後に自宅周りの放射線をガンマカメラとかいろいろなもので測定したと思うんですが、もうこれからもう15年になる。その宅地が、先ほどの子供の話でないですけども、やはり線量を気にする人もおりますので、この当時の宅地周りの線量、多分下がっていると思うんですが、それをきちんともう1回検証すべきと思うんですが、実際今住んでいるところを調べれば、0.7あったところが今0.4になっているといえればまた安心・安全につながると思うんですよ。

ネットか何か今回載っていたのが、飯舘村役場の周りとか、きこりですか、キャンプ場

の周りを親切に調べてくれた団体さんがあると載っていたんですが、やはりそこを見ると、ちょっと小さくて見えなかったんですけども、0.5とか0.8、高いところは1とか、役場にすれば敷地こっちは少ないんですけども、やはり側溝類とか、キャンプ場あるいは山なので、その地点の数字が載っていたので、もし可能であれば、宅地ですね、今住んでいるところを、やはりこれだけ住んでいて、もし少しでも軽減、住んでいる人がいればやっぱり0.2とか0.3に下げられるんなら、一応これも国に要望すべきだと思うんです、一回、今どのようになっているか。一応これも検討をしてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） お住まいの周りの線量の検証ということでありまして、ご心配という気持ちは理解するところでございます。ただ、村といたしましては、答弁にもありますように、今定点で、震災後ずっと農地と宅地につきまして、それぞれ1メートル、1センチの高さで計測を続けております。

資料が少し古いんですけども、令和5年の8月の時点の数字を引用させていただきますと、宅地においては1メートルのところでは平均0.146マイクロシーベルト、1センチのところでは0.139マイクロシーベルトが、村の、この当時長泥も含めての平均値でございます。十分下回っているものと計測の結果が出ているところ。さらにはモニタリングポストの数字や、昨年度発行いたしましたモニタリングマップですね、これを見ますと、特にモニタリングマップは色で示しているわけですが、以前に発行したモニタリングマップと比較しましても線量の低下がそこから見て取れるというような状況でございますので、それら結果からしますと、今のところ急に線量が高くなるといったような状況ではないのかなと思っております。

ただ、なおそれでもやはり周辺が心配だという場合には、例えば飯舘村で線量計の貸出しなどを行っておりますので、これをつけていただいて、ある一定期間を行動していただいて、もしその結果ちょっと高くなる場所があった、高くなる時間帯があったなどというようなことであれば、その結果を基にご相談いただいて、先ほど申しましたように環境省におつなぎしながら、実際に個別に宅地周りを計測してみたり、これが仮に見過ぎせない高さの放射線量値だとすれば、フォローアップ除染をお願いするなどの対応でやっていきたいと思っております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） 次の質問に入ります。

5番、住居確保対策についてお伺いします。村営住宅に入居する方が7人待っているということで、今待機している方は村営住宅を待っているのか、公営住宅を待っているのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） この当時は7人でございましたが、今現在待機者は6名ということになってございます。

当然、待機されている方も所得の状況であったりということもありますので、公営住宅で待機される方、一般の村営住宅で待機されている方ということで、それぞれ存在するというところでございます。

1 番（飯畑秀夫君） 村営住宅は、一律今 2 万円ということによろしいでしょうか、家賃は。
建設課長（高橋栄二君） 議員おっしゃるとおり一律 2 万円でございます。

1 番（飯畑秀夫君） そうしますと、村営住宅とさっき言った公営住宅も、低所得者の人しか入れないということを伺ったんですが、もしある程度の収入を取っている方はどのようにすればいいのか、自分で見つけなきゃいけないのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 村ではまず村営住宅、入居制限のない住宅と、あと公営住宅と言われる低所得者向けの住宅と、あと災害公営住宅ということで、低所得者プラス原発被災者が入れる、さらには福島再生賃貸住宅ということで、道の駅までい館の裏に整備された深谷の住宅、さらには今回草野の大谷地住宅の隣接地に 10 戸新たに整備しますよというのが予定されているのが福島再生賃貸住宅ということで、こちらの福島再生賃貸住宅については中所得者までの方が入居できる住宅ということになっておりますので、それぞれの所得や要件に合わせて、住む住宅として整備を進めているという状況でございます。

1 番（飯畑秀夫君） 今回、災害公営住宅が緩和されたとお聞きしますけれども、もし今高所得者の人が災害公営住宅に入ると、収入があれば何かすごい高額だということもお聞きしますが、現状、そういうお話はありますか。

建設課長（高橋栄二君） まず、入居する際には災害公営住宅とか公営住宅につきましては、基本的には低所得者でないと入居できないと。入居をしている間、どんどん所得が上がっていきますとなると、その上がった分に対して相応の割増し家賃が発生するというような立てつけになってございます。

1 番（飯畑秀夫君） 今回、緩和されて大師堂団地を使えるということなんですけれども、飯野地区にあると思うんですけども、飯野団地はこれいつから村で利用できるのか、村外だから村では緩和されないのか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 飯野町団地に 23 戸の災害公営住宅がございます。空きもあるというのが現状ではございますが、例えば今飯野町のほうに存在しているということもあって、原発被災者の方の入居要件を緩和してしまうと、村が所有する住宅に対して、飯野町に住むと住所を飯野町として登録するようになります。ということだとすると、じゃあ飯館村として積極的にその入居要件の緩和をしていいのかという、また別な議論が発生すると。そういうところを、ちょっと状況を見ながら、さらにいい方向に行くような形でぜひ検討を進めたいと考えております。

1 番（飯畑秀夫君） 続いて、次の再質問に入ります。

再生エネルギーについて再質問いたします。

再生エネルギー、飯館村の南部に建設予定の資料を私も見たんですけども、福島飯館風力発電環境影響評価書が令和 5 年 11 月に出されております。この環境影響書を役場のほうでは見たというか、中身を把握しておるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 環境影響評価書が出されたということではありますが、村の担当のほうで確認をしているかと思えます。

1 番（飯畑秀夫君） 2 月 21 日に産業厚生常任委員会の所管調査を行い、隣町川俣町から 3

名を講師に招き、令和4年度に実施した川俣町議会の視察研修の内容と、風力発電事業に関する川俣町と議会の取組について話し合いました。産業厚生常任委員会だけでなく、総務文教常任委員会の議員全員が賛同し、風力発電事業について勉強会を行いました。風力発電に関しましては、いろいろなメリット・デメリットがあります。先ほど申した環境影響書、私もネットで見たんですが、ちょっと専門用語で分かりづらいんですけども、いろいろなものが県から調査して指摘されるわけですが、その中で、豪雨のときどうするんだということでもう一度問いかけられたのを見ますと、その回答としましては豪雨の中は危険で調査できないとか、何かちょっと矛盾した評価書かなと見ましたけれども。このいろいろな鳥または昆虫、いろいろな自然破壊もありますから、いろいろなトータル的なものを勉強していかなければならないかなと思うところでもあります。去年、村でも風力発電の勉強、北海道に視察に行っているということではありますが、その風力発電に関しまして、行政としてどのように考えているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 風力発電事業に対して村での考えはという再質問、あと勉強の必要があるというような部分であります。

風力発電事業ということで、これについては脱炭素施策の担当課としましては、風力発電事業は再生可能エネルギーの発電施設ということですので、当然ゼロカーボンビレッジいいたて宣言に合致するものということになってくるかと思えます。

その上で、住民福祉の向上、地域振興に寄与するものということが確認できまして、また住民の理解が得られるような事業であれば、前向きに捉えていくべきものではないかと考えているところです。

また、先ほど勉強の必要性があるということではありますが、こういった事業につきましては、再生可能エネルギー事業につきましては、村としましても、あと村民もまだまだ情報収集あるいは理解、どういった内容かという勉強が不足、不十分であるんじゃないかというようなことから、村が主体となった勉強会等について、この春にでも村主体の勉強会等を実施していく必要があると捉えておりますので、今後そのように進めてまいりたいと考えております。

1番（飯畑秀夫君） 時間が無いのであれですけども、私たち議員も今年度早めに風力発電事業に対し、メリット・デメリットを見るために視察研修を行うことを決めました。行政としましても、飯舘村村民に説明会を開き、いろいろなメリット・デメリットもありますし、いろいろな環境破壊もありますから、村にとってどうなのか、村民にきちんと説明すべきと思いますが、村長の考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 説明会という言い方になると、これはちょっと違うかと思えますので。村としてはやっぱり勉強会ということで、村自身もこれまで事業者から話を聞いてきましたが、議員おただしのおりやはり住民の方々が、事業者が主体となる説明会という形を開いてもなかなかいらっしゃらないという部分があったり、例えばそういう説明会に足を運ぶことによって賛成をしているというような、あるいは反対しているというようなレッテルを貼られるのも嫌だというような思いもあるんじゃないかなと思えますので、やはり村が主体となって、公平な立場といいますか、ある程度事業者さんのほうか

ら提示されているもの、あるいは今後の構想等についてもお聞き取りをするような、住民の方々が一緒になっていろいろな意見が言えるような、そんな場を設けることができたらなというのが、今担当課長が春にもと言った話であります。

それ以外にも、風力発電の現場といいますか、この近辺にも相当風力発電はありますが、なかなか地域共生という形でやっているところの事例というの、限られた場所しかないかのように聞いておりますので、そういった場所も含めて、ちょっと研修の機会というものも設けていきたいと考えております。

いずれにしても、当初予算中での想定でありますので、その審議についてはこれから皆様にご審議いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時45分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 花 井 茂

同 会議録署名議員 横 山 秀 人

令和7年3月4日

令和7年第3回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和7年第3回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和7年3月4日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年3月4日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和7年3月4日 午前11時27分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	4番 佐藤眞弘		5番 佐藤一郎			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 豊永拓也	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	中川喜昭	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	会計管理者	庄司稔	○
	農業委員会 事務局長	三瓶真	○	選挙管理委員会 書記	村山宏行	○
	農業委員会 会長	原田直志	△	代表監査委員	高野孝一	○
	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年3月4日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番（横山秀人君） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番 横山秀人、ただいまより令和7年3月定例会一般質問を行います。

今回は、杉岡村長への問責決議について1項目、昨年10月から11月にかけて議会が実施した村民アンケートの回答から5項目、計6項目について質問いたします。

1項目め、杉岡村長への問責決議について。

1月7日の臨時議会において、全会一致で、飯館村長に対する問責決議が可決されました。しかし、その後、村長から村民への経過説明等がありません。村民の間で、根拠がはっきりしないというわさが広がり、不安や混乱を招いていると認識しています。村民の不安等を解消するためには、これまでの経過を説明し、今後の具体的な対応を示すことが大切だと考えます。村長の見解を伺います。

2項目め、村民が安心して暮らせる医療・福祉サービス体制の拡充について。

村民アンケートの回答より、病院が遠く通院が負担、介護サービスが整っていないなど、医療・福祉面の課題が顕在化しています。今後、村に住む高齢者が増える中で、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズが高まると予想されます。村外に避難中の方からは、現状の医療・介護体制に不安があり、村に戻りたくても医療・介護が心配などの声が寄せられています。

以下3点について質問します。

1点目、診療日数や診療科目拡充のため、医師、看護師の確保をどのように進めるか伺います。

2点目、往診、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等の体制拡充をどのように進めるか伺います。

3点目、介護施設やデイサービス等の整備、送迎体制の充実をどのように進めるか伺います。

質問3項目め、医療費負担の減免期間延長について。

村民アンケートの回答より、原発事故による健康不安等はいまだ続いており、医療費免除がなくなったら生活が不安、山の水汚染による将来への健康不安といった声がありました。

原発事故後、地域コミュニティや生活基盤が長期的に損なわれた影響から、精神的ストレスや心身の不調に悩む村民も多いと考えられます。こうした実情を踏まえ、村として国や県に対し医療費負担軽減策の継続を強く要望しつつ、村独自の医療費支援も検討すべきと考えます。

以下2点について質問します。

1点目、国・県への医療費減免制度の継続要請の計画について伺います。

2点目、村独自の医療費支援の検討について伺います。

質問4項目め、猿、イノシシなどの野生動物被害防止策の拡充について。

村民アンケートの回答より、畑が猿やイノシシに荒らされる、早く駆除してほしい。家や倉庫の屋根、自宅周りのふん尿被害が深刻など切実な声が寄せられました。こうした被害は、住民の生活や農業継続に深刻な影響を及ぼしています。また、山林の管理ができないことで、野生動物の生息域が集落に近づき、被害が増加する悪循環も生じています。

震災前も、鳥獣被害は一部の地域でありましたが、これほど急速に、また全村に広がり被害が拡大したのは、原発事故による全村避難が主な原因であることは明らかです。

村民が安心して暮らし、農地を管理できるよう、行政主導で早期に対策強化を図っていくべきと考えます。

以下6点について質問します。

1点目、鳥獣被害緊急事態宣言を発布し、村の最重要課題としての取組について伺います。

2点目、鳥獣被害対策実施隊への支援等強化について伺います。

3点目、電気柵設置及び修繕、トラップ導入等への支援拡充について伺います。

4点目、被害数を漏れなく把握するための被害実態の報告相談窓口の拡充について伺います。

5点目、鳥獣被害を受けた農家に対する収入補填金、見舞金等の新設について伺います。

6点目、鳥獣被害を受けた村民への見舞金等の新設について伺います。

質問5項目め、心のケアと孤立対策について。

村民アンケートの回答から、村民と会う機会が少なく寂しい、周囲に人がいない不安、地域のコミュニケーションが少ないなどの声が寄せられています。原発事故や避難を経験し、長期的なストレスを抱えている方、被ばくへの不安を抱え続けている方もおり、今もなおメンタルケアが必要な状況が続いていると考えます。

村として、既に専門家による相談体制の整備や住民が集まる場の提供など、幾つかの支援策を講じていることは十分に承知しております。しかしながら、村民アンケートの結果を見る限り、まだ十分にその事業が届いてない、周知されていない、一部の住民しか活用できていないといった課題もあると感じています。

以下3点について質問します。

1点目、心のケアと孤立対策事業の利用状況と課題について伺います。

2点目、より身近で気軽に利用できる相談交流の仕組みづくりについて伺います。

3点目、住民同士が支え合える仕組みの構築について伺います。

質問6項目め、東京電力ホールディングスへの賠償請求手続について。

村民アンケートより、東京電力ホールディングスへの賠償請求手続について全て請求したのか分からないと回答した方が155人中31名、約20%もいらっしゃいました。以前から、川俣町、福島市、南相馬市などに対面相談窓口があります。また、電話でも相談できます。村からの広報物と一緒に、相談受付チラシが同封されて各世帯に届いています。そのような状況においても、なお約20%の方が全て請求したのか分からないとの回答です。早期の対応が必要と思われまます。

この課題を解決するためには、村が積極的に賠償請求の支援をすべきと考えます。

例えば、村民が相談しやすいように、賠償請求に関する相談窓口を役場内に設け、東京電力ホールディングスにつなぎ、賠償進捗状況を村も把握する仕組みが考えられます。相談者が増えれば、全て請求したのか分からないと回答した方は確実に減少すると考えられます。

賠償請求に関する村長の方針を伺います。

以上で、一般質問6項目の最初の質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1、杉岡村長に対する問責決議についてお答えいたします。

まず、これまでの経過について申し上げます。

昨年12月13日の議会定例会の最終日の議会開会前に前副村長から辞任届が提出され、同日の議会全員協議会においてその旨をご報告いたしました。また、その1週間後となる12月20日に開催された議会全員協議会において、前副村長から12月20日の任期満了前に辞任届の提出がなされたこと等について、私自身の手続や前副村長との意思疎通に関して、道義的に不備があったことを陳謝いたしました。

さらに、本年1月7日の議会臨時会における議決を経て、同日付で議長から問責決議を書面にていただきましたので、その一つ一つを真摯かつ厳粛に受け止め、自らの行動によって誠意を示すべく、これまで努めてまいりました。

次に、具体的な対応については、飯畑議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、問責決議で提起のありました2項目に対して、庁議、職員全体会での説明と協力の呼びかけ、速やかな副村長、教育長、人事議案の上程と任命などを実施してまいりました。

今後も、問責決議事項の一つ一つを真摯かつ厳粛に受け止め、対話を重視しながら、村民の幸せのための村政運営に邁進してまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問2-1から2-3については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問2-1、診療日数や診療科目拡充のため医師・看護師の確保をどのように進めるのかについてお答えいたします。

いいいてクリニックの運営については、指定管理者の秀公会に委託し診療業務を行っております。

診療日については、クリニック再開時は毎週火曜日と木曜日の午前の診療でしたが、現在は火曜日については午後の診療も行っております。

クリニックにおける外来患者数については、令和4年度と令和5年度を比べますと、延べ人数で315人の増となっておりますが、令和5年度と令和6年度を比較しますと、ほぼ横ばいの状況です。

診療日を増やしてほしいとの声があることは承知しており、秀公会に要請をしておりますが、福島県内における慢性的な医師不足もあり、秀公会が経営する福島市のあづま脳神経外科病院においても、医師の確保が困難な状況のようであります。

また、診療科目の拡充についてですが、外来患者数や医師確保の点から、現在のところ村内での拡充は困難であると考えております。

次に、ご質問2-2、往診、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等の体制拡充をどのように進めるのかについてお答えいたします。

往診や訪問診療については、本田医師と訪問看護ステーションあかべことの連携により対応し、月に80件から90件の診療を実施しております。また、訪問介護・訪問リハビリ等については、現在対応できる事業所が村内にないため、在宅サービス提供加算事業を実施し、村外から訪問していただける業者に対して定額助成し、対応いただいている状況です。

次に、ご質問2-3、介護施設やデイサービス等の整備、送迎体制の充実をどのように進めるのかについてお答えいたします。

さきの佐藤八郎議員のご質問にもお答えしましたが、現在、関係機関と協議し、村内事業者によるデイサービスや訪問介護の実施に向け準備を進めております。

次に、ご質問3-1及び3-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、医療費の減免制度であります。

国では、東日本大震災以降、被災者の一部負担金等の特例減免措置を継続してきましたが、被保険者間の公平性を確保し、経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で減免措置を終了することとしており、先に避難指示が解除された地域から順次見直しを実施されております。

本村においては、平成29年に避難指示が解除された19行政区は令和9年度で、また令和5年に解除された区域は令和15年度で、それぞれ一部負担金の減免措置を終了するとの方針が国から示されております。

一方、福島県町村会を通して国に対し、ふくしまの復興・再生に向けた要請書を提出しており、被災住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後避難指示の見直しが検討される区域に居住していた住民の保険料等の減免について、引き続き市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うことなどを要望しております。

次に、村独自の医療費支援の検討であります。国民健康保険などは、その医療費を被保険者全体で負担する助け合いの制度であり、また財政的な課題も大きいので、村独自で医療費を支援することは考えておりません。

現在、福島県では18歳以下の医療費を無料化しており、また病状によって国や県の助成制度が設けられていることから、引き続き現在の制度を活用するとともに、医療費の抑制という観点からも、村民の健康づくりや生きがい事業などに力を入れてまいります。

なお、一部負担金と同様に減免措置が続いている国民健康保険税につきましても、今後課税の見直しが予定されております。国民健康保険税は各自治体が税率を算定していることから、本村において、医療費の状況や国、県の動向などを見ながら、適正な税負担となるよう、国保運営協議会での審議を踏まえ、税率を算定してまいります。

次に、ご質問の4-1から4-3につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、ご質問4-1、最重要課題としての取組についてです。

村といたしましては、鳥獣被害については、村内の農業を進める上でこれまでも重要課題として捉え各種対策を実施してきております。

全村避難中の平成25年10月1日に飯舘村鳥獣被害対策実施隊設置要綱を制定して、隊員を非常勤の公務員として位置づけ、避難中から村内での捕獲活動を実施してまいりました。

また、それ以降は、最大で24名の隊員による捕獲活動、電牧柵やワイヤーメッシュ等の営農再開支援事業を活用しての導入と無償での貸出し、農地被害をもたらす鳥獣の住む場所をなくすための河川除草のほか、猿の個体群調査、広報を通じた鳥獣被害対策の周知など、捕獲活動以外の鳥獣被害対策も実施しているところです。

さらに、今年度から森林環境譲与税を活用し、手入れの進んでいない森林の環境整備を予定しており、整備が進むことで鳥獣の隠れ場所をなくし村民の生活圏とのすみ分けが進むことにも寄与できるものと期待しているところです。

次に、ご質問4-2、鳥獣被害対策実施隊への支援等強化についてです。

実施隊につきましては、一時隊員数が18名まで減少した時期もありましたが、捕獲報償の引上げや巡回報償の引上げのほか、来年度からの射撃訓練費用負担を予定するなど、支援を強化しながら活動を継続してまいります。

次に、ご質問4-3、電気柵の設置及び修繕、トラップの導入等への支援拡充についてです。

電牧柵等の修繕への支援を希望する声に対しては、営農目的のものに限り飯舘村未来へつなぐ農業支援事業での対応を実施しております。

議員おただしのトラップ導入に関しましては、箱わなにつきましては村が毎年計画的に購入しておりますが、わなの設置に関しましては狩猟免許が必要であることから、実施隊員によるわなの設置により対応しております。あわせて、有害鳥獣狩猟の担い手を確保するため、狩猟免許の取得に補助しております。

また、令和6年度からは、免許取得に加え、県の制度とも組み合わせ、銃の購入にも補助を行い、担い手の確保にも努めております。

次に、ご質問4-4、被害数を漏れなく把握するための被害実態の報告・相談窓口の拡充についてお答えいたします。

現在、村では産業振興課に直接寄せられるご相談のほか、飯舘村有害鳥獣被害対策実施隊員に寄せられる情報、福島県農業共済組合から提供される情報などにより、被害状況等の把握に努めているところであります。

また、各種情報を得た場合、村では速やかに有害鳥獣被害対策実施隊に出動要請をするほか、熊などの危険がある場合には、各行政区長等へも連絡し、注意を促すことを実施しております。このため、今後も村産業振興課を窓口とし、その後の対応や関係者への連絡等を速やかに行ってまいりたいと考えております。

また、相談窓口につきましては、広報いいたてお知らせ版などで、今後も村民に周知等を図ってまいります。

次に、ご質問4-5、鳥獣被害を受けた農家に対する収入補填金、見舞金等の新設と、ご質問4-6、鳥獣被害を受けた村民への見舞金等の新設については関連がありますので、一括してお答えいたします。

村では、鳥獣被害を抑える対策を進めてきており、具体的な対策につきましては、さきのご質問でお答えしたとおりであります。

一方で、飯舘村未来へつなぐ農業支援事業で、収入保険に対する助成を行っておりますのでご活用いただきたいと考えております。

また、村民の皆様自身に取り組むことができる対策として、福島県避難地域鳥獣対策支援員による鳥獣害防止策の内容を広報に毎月掲載しているほか、設置した電牧柵等の管理について、設置後に県の指導や学生の協力による管理チェックも行っております。

さらに、上飯樋行政区や伊丹沢行政区などのモデル地区を設定し、住民と県の避難地域鳥獣対策支援員による研修会や放置果樹の伐採などの取組を進めております。

今後、成功した事例などを情報発信しながら、鳥獣害の被害防止に努めてまいります。

なお、おただしの見舞金等の新設は、先にお答えしておりますように鳥獣害の被害防止に努めておりますので、現在のところ考えておりません。

次に、ご質問5-1から5-3については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問5-1、心のケアと孤立対策事業の利用状況と課題についてお答えいたします。

村社会福祉協議会で実施している生活支援相談員による訪問相談活動に加え、放射線相談員による原発事故由来の悩みや不安についても関係機関につなぐ取組を実施しております。

また、サポートセンターつながっぺでの利用者による各種相談にも対応しているところです。

また、孤立しがちな男性を対象とした事業の男性のつどいを訪問看護ステーションあかべごとこころのケアセンターなごみが主催し、2か月に1回開催しているところです。

次に、ご質問5-2、より身近で気軽に利用できる相談・交流の仕組みづくりについて

お答えいたします。

家族や友人にも相談できない悩みや専門的な相談については、まずは健康福祉課や社会福祉協議会へ相談いただきたいと思いますが、相談しにくい場合は、福島県精神保健福祉センターが発行しております一人では解決できない悩みについての相談機関の案内をお知らせ版で周知するとともに、チラシの全戸配付を行っておりますので、ご利用いただければと思います。

次に、ご質問5-3、住民同士が支え合える仕組みの構築についてお答えいたします。

帰村している村民と避難生活を継続している村民のつながりについては、行政区のイベントや共同作業、地域サロンやつながっぺの利用に加え、避難先でもサロン等の開催もありますので、積極的にご参加いただきたいと考えております。また、村としても様々な取組の周知に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問6-1、東京電力ホールディングスへの賠償請求手続についてお答えいたします。

原子力損害賠償につきましては、現在第五次追補に基づく個人の様々な状況を踏まえた増額事由の請求が進められており、基本となる賠償項目に加え、それぞれ個々の事由により対象となる賠償内容についての請求賠償がなされているところです。

おただしの、全て請求したのか分からないという方については、前段で申しあげました基本項目のほか、個々の事由により対象となる賠償内容について、被災者それぞれがご自分の避難状況により、直接東京電力ホールディングス原子力損害賠償相談窓口にてご相談いただかないと分からないことであり、東京電力からは個々の請求状況について村への情報提供はできないとの回答もあることから、村職員が支援できるものではありません。また、相談内容によっては多くの時間を要することも想定されますので、現在お住まいの場所に近いところで相談いただくことが望ましいと思われれます。

個々の事由による相談先としては、東京電力ホールディングス原子力損害賠償相談窓口のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）のほか、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）などもあり、村では、これまでも広報の配布等に同封する形で、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による相談会等のお知らせをしてきたところです。

なお、広域に分散避難されている方が多い現状を踏まえれば、役場内に東電の相談窓口を置くことが有効であるとは言えませんので、引き続き、現在開設されている東京電力相談窓口、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や原子力損害賠償紛争解決センターによる相談受付等について周知してまいります。

特に、東京電力ホールディングス原子力損害賠償相談窓口では、直接相談窓口に行く以外にも電話予約等でのご自宅等への訪問相談も引き続き行われておりますので、そういった制度をご利用いただければと思います。

以上となります。

3番（横山秀人君）では、再質問に入らせていただきます。

まず、質問項目1項目めの杉岡村長に対する問責決議について再質問いたします。

その前に、昨日インターネット中継を見ている方から、この問責決議に関しての経過、

それは村長と議会はもう十分知っていることでしょう。だから、聞いている村民にとってはよく分からないというご指摘を受けましたので、先に村長のほうからは、村長のほうの経過のご説明をいただきましたので、議会のほうからも簡単にご説明したいと思います。

今回、副村長が12月議会の最終日の朝、任期1週間を残して1週間前に辞表を提出し、その日の朝、受理されたということがありました。12月最終日ですので、当日は議案を審議する重要な場であります。そこに副村長が欠席という状態で議会が始まりました。

議会としては、飯館村制始まって以来の出来事であり、行政運営の緊急事態と捉え、年末年始、会議、また打合せ等を頻繁に行いました。ただ、これ以上、副村長がいない状況を継続することは村政にとってよくない。もちろん、村長も仕事がつらい、一人では無理だろうということで、まず副村長を選任しなければならないだろうとなりました。

ただ、今回の前副村長の辞任の件に関して、このままやむやにしておくことはできない。議会の中では、調査委員会の設置が必要だろう。もっと厳しい対策も必要じゃないかと様々な意見がありましたが、村政の安定化を今回は第一にするということで、新しい副村長を決める前に問責決議を出して、そこで一度区切ろうと、問責決議の下、村長にはきちんとした対応を取っていただくということで、1月7日に問責決議を全議員一致で賛成したわけであります。

議場においては議長が賛否に入れませんので、参加議員全員が起立の上、賛成したわけであります。

その後、1月29日に臨時議会がありました。2月5日には広報いいたてで、村民に今回の経過等を説明する機会もありましたが、どちらにおいても、村長から経過と今後の行動説明がなかったために、今回飯畑議員と私が質問に至りました。

私は、もっともっと質問がありました。ただ、飯畑議員の質問とダブらないようにということで、今回私のほうからは、住民に対しての説明責任はどうですかというところで質問させていただきました。

以上が、議会側の経過でございます。

それに基づいて質問に入らせていただきます。

まず1点目、一問一答で進めていきたいと思っております。

村長は、庁議や職員全体会で説明を行ったとのことですが、村民への直接的な説明会や広報を行わない理由は何でしょうか。

村長（杉岡 誠君） 昨日、飯畑議員のご質問にもお答えをしましたが、私、議会の皆様から問責決議をいただきましたので、この議会の場でお答えをする、あるいは説明するということがまず率先されるべきだろうという判断をさせていただいて、今回、提案理由の中でも冒頭でお話を申し上げましたし、昨日の飯畑議員の一般質問にもお答え申し上げ、今横山議員の一般質問にお答え申し上げているところです。

こういったことを、しっかり議員の皆様とさせていただいた上で、その次にその結果を踏まえて、いろいろな周知ということがなされるべきだろうというふうに考えているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 村長のほうで、やっぱり突然の問責決議でもありましたし、そういうことで時間がかかったということだと思いますが、その間、新聞等で発表があったがために、村民のほうからは、どうして副村長は辞めたのか、また議会で何かやったようだけど何だろう、詳しく説明してほしいとか。最近も、全く分からないと、議会だよりには載ったんだけど、議会のほうの問責決議は載ったんだけど、村長のほうからまだ説明等はないという様々な意見だけならいいんですけれども、根拠がない、どこが出どころか分からないようなうわさも聞こえてきて、それについて、その都度、全く違うよという否定を行っていた時期もございました。

今後、具体的に村民のほうへ説明等があるということで、今の回答を確認いたしました。

続いての質問であります。問責決議を受け、自らの行動によって誠意を示すと答弁されていますが、具体的にどのようなことをもって村民に誠意を示そうとしていますか。確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 私が誠意を示すべき対象というのは、村民だけでなく、もちろん職員、職場、関係の方々全てに対して私自身は誠意を示していかなければならないと思っておりますので、村民だけということの対応ではないということ、まず1点申し上げたいと思います。

それから、今回は意思疎通の件あるいは信頼回復等の件について具体的にご指摘をいただいておりますので、まず私自身の行動そのものを一つ一つきちっと見直していかなければならないという部分を非常に強く感じております。ですので、それは一朝一夕にはできない部分もあるかもしれませんし、周りからご指摘をいただきながら意思疎通をする中で、さらに自分が省みるべきものもあると思っておりますので、そういったものを行動の中で示させていただきたいと申し上げているところであります。ですので、今後の私の行動一つ一つが全て誠意あるものになっていく、なるべく私としては努力を重ねてまいりたいと考えているところであります。

以上になります。

3番（横山秀人君） 分かりましたが、その前に、まず村民に対して今回の件に関する事を村長の口から、もしくは広報いいたとか、という形で村長からのメッセージとして出すべきではないかと思えます。

議会のほうは、問責決議がこういう事情であったということは出しました、議会だよりです。ですので、村長のほうからも村民に対しての経過説明、行動方針等を説明すべきだと思いますが、それについて質問いたします。

村長（杉岡 誠君） まさしく、今こういうふうにお話しさせていただいていること自体が、私としての議員の皆様を通して村民の方々に対するお話そのものですので、この議会の中でお話ししたことを誌面という形であれば要約をしなければならないでしょうけれども、できるだけ私自身の真意が伝わるようにしたいと思えます。

ただ、議会の皆様のほうでも議会だよりを出されておりますから、そういったものも踏まえながら、それぞれが違うことを主張している、あるいは私が何かのPRをしているというふうにならないように、ちょっと配慮させていただきたいと考えております。

以上であります。

3番(横山秀人君) 今回、村民のほうから、まだ問合せがあるということは、村民にとっても何かもやもや感があるということかと思っております。もちろん、村長の今の進め方に異論はございません。きちんと慎重にやっていくということは分かりますが、やはり村民に対して一度、行政区の総会もごさいますし、どのような形であっても、一度この経過については説明等が必要ではないかと、再度質問いたします。

村長(杉岡 誠君) 住民説明という話であります。例えば総会という話、具体的にありましたが、行政区の総会についてはそれぞれ議案がありまして議事がありますので、ちょっとその場というのなかなか難しいかなと思います。

今後、今日の議会を踏まえて、あるいは今般の議会を踏まえながら、私としてどういう形ができるかというのは検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

3番(横山秀人君) では、続いて、2項目めの質問をします。

村民が安心して暮らせる医療・福祉サービス体制の拡充について再質問いたします。

まず最初に、村が理想とする医療・福祉サービス体制について伺いたいと思えます。

例えば、原発事故前のような平日5日できたらいいねと、歯科もできたらいいね、デイサービスもという形で、村が理想とする医療・福祉サービス体制について伺います。

健康福祉課長(石井秀徳君) 村が理想とする医療・福祉体制というご質問でございますけれども、震災前ですと2つあった診療所を統合診療所という形でクリニックがセンター地区に開設されました。公設民営というような形で福島市の社会医療法人であります秀公会のほうと契約を結びまして、指定管理というような形で運営をお任せしてきた。その中では、医療の過疎をつくってはならないんだということで週6日制、当時は6日だったと思えます。土曜日も含めて、土曜日が午前中まで診療できて、小さな村ではなかなか整備できないMRIあるいはCT、こういった医療機器も整備しながら運営をしていただきました。当時は脳外も含めて脳血管外科、それから心臓、それから内科・小児科も含めて日替わりで専門の先生が来るということでの体制だったかと理解しております。そういう形が、一つの住んでいる住民にとっては安心材料の一つだったのかなと思われまます。もちろん、そこに入院施設があって入院もでき、そうなれば、なお一層理想の形になるのかなと思われまます。ただ、震災以降は帰村される方々、人口も限られている1,500人の中で、果たしてそういう医療が提供できるかという部分については、今、指定管理をお願いしています秀公会のほうとの契約の中では、採算というものがございましてしょうけれども、経営的にフルの動きがなかなか難しいという話は受けているところであります。

3番(横山秀人君) 今、課長のほうから、理想とする飯舘村の医療・福祉サービス体制ということをお聞きしました。もちろん、今様々な事情があつてそれができないということもお伺いしました。

なぜ、今回このような質問をしたかといいますと、村の一番上位というか、どこを目指しているのかというのがちょっと見えなかった部分があつたから質問いたしました。どうしても現状があつて、現状の先にとということであると、どうしても医療・福祉サービスが小

さくなってしまいます。ただ、今課長のほうから理想とするサービス体制像はお聞きできましたので、それは私もそう思います。今後、それに向かって村と議会が進んでいければいいのかなと思いますので、この質問、2項目めについては、これで再質問を終わります。

続きまして、3項目め、医療費負担の減免期間の延長について再質問いたします。

村として独自支援は考えないとのことでしたが、減免措置終了後の村民への生活への具体的な影響はどう分析していますか。

住民課長（荒 真一郎君） 医療費の免除が終了した後の村民の方の影響ということでありまして、これまで十数年減免が続いてきたということで、国では、先に避難指示解除されたところは令和9年度で終了するというので、令和10年度からは通常の医療費負担が発生するというのであります。この医療費の一部負担については、その世帯の収入所得、それから障害とかそういったいろいろな条件によって負担割合が異なっております。それぞれの被保険者に応じた負担割合が発生するというのでありますので、事前の周知は必要かと思いますが、そういう制度の中でお支払いをしていただくということかと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 昨日、議会が終わった後、議員同士のお話の中で、実は村民のほうから医療費減免がなくなったらどう生活しようかと、そういう相談があるんだというお話をする議員がいらっしゃいました。震災前と比べて、どのような今変化があるのかなと考えたときに、以前は3世帯同居とかという形で、病院の送迎があったりとか、もしかすると家庭内で医療費のおじいちゃん、おばあちゃんのお金も出してあげたりとか、いろいろなことが家族内の中でいろいろ対応していたのかなと思います。今現在、見てみますと、老夫婦2人世帯とか1人世帯とかという状況で、震災前と比べると本当に異なった世帯構成だなと思います。これが、やはり老夫婦、独り暮らしの老人にとってみては、本当に自分の年金だけでもうやらざるを得ない。原発の精神的賠償というのは、それは先の話であります、前の話。1年から7年目かな、というところでの生活費の負担とか、いろいろなどころにあって出たお金であって、今もう14年たつ中で、それは全くないというのが現状であります。ですので、村としても以前との世帯構成の違い等を踏まえて、再度、今、村民はどのような経済状況なのか、どのようなことに困っているのかというのを再度確認いただいて、特に医療費減免がなくなってしまうと、中には病院にかからない、お金がかかるからということも聞こえてくるのかなと思います。再度、こういう原発事故による避難によつての影響も踏まえて、村独自の支援というのを考えることはあるかどうか、検討に値するかどうか、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 村独自の支援ということですが、このご答弁の中で申し上げたとおり、村民の健康づくり、特に健康寿命の延伸、健康寿命を延ばすという取組であったり、あるいは生きがいを感じながら、パークゴルフもそうですけれども、自らが楽しみながら自分の健康を維持していく、あるいは増進していくという、それはまさしく村ならではのことでありますので、これやっていることは全国自治体にあるように見えるかもしれませんが、村民の方々は避難先から通ってきてでもそれをなさっていただいている、あるいは草

刈りということだって、ただの草刈りではなくてコミュニケーションの場であったり、そこで話したり、また来週、来月を待っているような、そんなことにつながっているというのは、これは希有な事例だと思いますので、それが村の独自の形だというふうに思います。

医療というもの、あるいは保健福祉というものについては適正に受けていただきたいと思いますし、その体制が整っていると思っておりますが、それよりも何よりも、まず自分自身が健康であることが一番大事だと思いますし、あるいは家族との和というものがなお大事だと思います。

それぞれの住まい方が震災前と変わったというのは現実としてありますけれども、それをもって家族としての縁が完全に消えているというふうには思っておりませんし、むしろ離れて住んでいるからこそ、前よりも、何ていうんでしょうか、頻繁に通ったり、声をかけたり、携帯電話を持たせてそれで話をしてみたり、いろいろな取組をそれぞれのご家族がなさっているのかなと思います。

そういったことも大事にしながら、村の中で培われてきたそういう家族の中での心を通わせる部分を、さらに皆様にもう一度見直してもらいながら、あるいは今あるものが当たり前ではなくて、それぞれの生活が非常に心尽くしの中で今できているんだよということを感じてもらえるような、そんな村政というものに努めていきたいと考えております。

以上であります。

3番（横山秀人君） 私も議員になって4年目ということで、飯舘村の政策が、この原発事故を経験した自治体として、すごくたくさんの方々の事業を行っていることを認識しております。また、皆さん頑張っているというのを本当に思います。

今回、このような質問をしたというのは、議会のほうで村民アンケートを行ったからであります。

今回、村民アンケートから5項目質問させていただきましたが、これらについては、複数の意見がありました。ということは、もしかすると、もっとバックというか、もっと村民の方の中で思っている方がいらっしゃるかもしれない。だから、今までやってきたことはもう十分承知しておりますし、これからは必要だと思います。ただ、村民アンケートの結果から、また違った視点とか、また違った取組とかが必要なのではないかとということで今回質問しておりますので、この医療費負担に関しては、ほかの避難12市町村との件もありますし、なかなか難しいかもしれませんが、ただ困っている村民がいるということ自体はご認識いただいて、様々な事業の中で展開していただきたいと思います。

続きまして、質問4項目め、猿、イノシシなどの野生動物被害防止策の拡充についてであります。

この回答があったとおり、本当に様々な事業が行われていると、私もその制度を利用して現場に支援の方に来ていただいて、こういうふうにしたらいよということで指導をいただきました。ただ、この猿、イノシシに関しては、最近、村民の会う方々から何とか対応してほしいという声はまだまだ出てきています。アンケートでも同じような意見が、もっとひどかったのは、家の周りの動物のふんとかが、とても帰村意欲をなくすとかという、本当に困っているお話がございました。

昨日、家に帰る途中、国道399号を走っていましたら、イノシシ4頭に遭いました。もうすぐ5メートルぐらいの距離でした。車を止めても逃げない。後ろの車はもう立ち往生です、そこは行き去るのを待つと。ただ、逃げないので外に出て声を出して、遠くにやったということなんですけれども。ただ、あのような状況を見ていると、昨日の一般質問の回答でスクールバスの件がございましたが、自転車通学とか徒歩の通学の方、このような状態、イノシシが出るという状態、頻繁に出るといのは、本当に通学に関しても危険な状況なのかなと、そう感じました。

今までの事業を否定しているわけでは全くないです。ほかの自治体に比べても遜色ない、それ以上にやっていますが、まだ村民のほうでは悩んでいるということの実情を踏まえ、再度質問いたします。

電気柵については修繕のほうも補助対象だということでもございましたが、ソーラー発電の部分については交換も補助対象になるということでもよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） いわゆる、機械、バッテリーの部分とっております。営農関係をやっている方については、経費の中でということもあろうかと思いますが、申し訳ないですが、それ以外の方については、今自力で交換という形でご案内をしているところがあります。

以上です。

3番（横山秀人君） 営農の認識なんですけれども、営農というのは、直売所で販売とか、それとも自家野菜の生産と、自家野菜生産も該当しますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 私どもの補助事業の要件といたしましての営農等の定義でありますけれども、これはやはり栽培した作物を道の駅の直売所なり、その他市場のほうに出荷販売をするということが条件でございます。したがって、ちょっと自家菜園といいますが、自家消費のためだけに作っている方につきましては、申し訳ありませんが対象外となっております。

以上です。

3番（横山秀人君） では、続いての質問をいたします。

今回のアンケート、また再度聞き取りした結果、農作物の被害だけじゃなくて、家の被害、壊されるとか汚されるとかという被害もあるということをお聞きしました。

質問します。

電気柵等については、この自宅周辺とか、自宅のこの部分には猿が入ってきてほしくないとかという形で、農業以外でも電気柵による猿の侵入防止を求める声があります。これについて、どのような対応が今考えられるか、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 電気柵の自宅周りへの敷設ということも前提にしての対応ということではありますが、今回電気柵並びにワイヤーメッシュを購入しております補助事業というものが、福島県営農再開支援事業というもので購入をしております。それで購入しておりますので、その補助事業の目的が、いわゆる営農のため、農業を営むための柵ということになりますので、ちょっとそのまま住宅周りを囲うという目的ではなかなかできないという認識でございます。そこは、例えば田んぼであるとか、畑が、あまりないとは思

んですけれども、そこを獣害防止する目的で設置するとき、合理的に住宅周りまで柵を張る必要があるというような場合であるとか、あるいは一部農業法人などがやっておりますが、その地域を畑、圃場一枚一枚に限らず、地域という中での考え方で、山際とかに柵を回して広く獣害を抑止するというようなやり方の中で考えることができるかと思いますが、まずその住宅だけということは、今の中ではできないと思います。

3番（横山秀人君） 今回のアンケート結果で、もちろん農地は農地の補助事業があつて農地で行うということはもちろん助かると思います。ただ、家に来たくない、猿の影響でとかという言葉が聞くと、せつかく戻ってきたいとか、戻ってきて野菜とか畑を耕したりとかという帰村意欲が低下しているというのも現状があると思います。ですので、営農に限ってではなくて、飯館村の新たな施策の一つの候補として、住宅周りの被害があまりにもひどいところに関しては、住宅周りに電気柵、猿対策等も設置できるような新たな事業の構築が必要かなと思いましたが、これは村民の声を受けての提案ということで、ここで閉じていきたいと思ひます。

続きまして、質問は、このイノシシ、猿等に関してなんですけれども、あまりにも村民に会ってどうにかしてくれという形の声が一番多いところでもありますので、もちろん広報いいたてで、いろいろなこういう事業をやっていますよということは見ていますが、これからどうなっていくんだろうかというところで、周知の方法、頻繁に、先はこういう形でやっていく、徐々に減る傾向である、予定であるとか、村の計画も今、猿がこのくらいいますと、じゃああと5年後、この傾向は対策を取って5分の1にしますとか、そういう形のめどというのを、ぜひ村民にお知らせいただきたいと思ひますが、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 今後の獣害対策のめどをお知らせいただきたいというご質問であります。

非常に難しいかと考えております。議員、お感じになってらっしゃるとおり、村の中でも広域的な取組も含めて、様々にイノシシ、猿対策を行っております。その中で、苦情も含めて、数を減らすということにも取り組んでおりますが、なかなかやはりここまで思ったような、この計画よりも、何と申しましょうか、被害のほうは抑えられていないといひますか、そういった現状がありますので、今じゃあ5年後をめどに数を半数にしますとか、そういうところはなかなか難しいかなと思っております。

対策としまして、今、例えば猿あたりですと、頭数捕獲というものも有効なんです、それ以上に個体数管理という考え方がありまして、やはり群れがどこにどういるかというのを把握しながら対策を取っていくということが有効だといひことが言われておりまして、村のほうとしても生態調査に、今着手し始めたといひところがあります。

ですので、当面はそうしたデータを基に、今後の対策といひものを、今計画はありますので捕獲計画とともに計画は策定する中で進めていくと、その対策、やはりその現場に来たときに、あるいはそういう被害があつたときにどうすればいいのかといひことは、引き続き周知をしていきたいと考えております。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました。

この鳥獣被害についての中で、被害実態の報告相談窓口拡充についてという形の質問に関して再度質問いたします。

もちろん、被害があってから、ありましたよという形で届くと思うんですけども、私も、昨日イノシシに遭って思ったのが、リアルタイムな情報共有なのかなと。今、村でLINEを利用して情報発信等を行っていますが、今、399号にイノシシが4頭いると、写真撮って、またみんなのところでLINEを見ている人、今そこにいるんだと、車の運転、気をつけなくちゃなとか、あと今猿の大群がちょっとこの辺に来ているという形で、今、現時点での人身の危機を感じるころに関しては、やはり情報共有があったほうがいいのかなと。

今後やっぱり、村を訪れる方も増えていくと思うんです。そういった方、あまりにも知識として野生動物の怖さとかを知らないときに、きちんとLINEの中で出ていて、これは突進、衝突してくる可能性があるとか、餌をやっちゃいけませんとかという危機情報もやっぱり今後共有すべき、仕組みが必要かなと思いついての質問でした。それについて回答。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいま、有害鳥獣が身近に現れた場合、あるいは目撃した場合の情報共有について図るべきではないかというご質問であります。

村では、昨日議員はイノシシに遭遇されたということですが、そうした形で、どこどこにイノシシが出ているとか、猿が出ているという情報につきましては、実際に産業振興課のほうにご相談あるいは情報をお寄せいただければ、すぐさま担当地区の有害鳥獣の捕獲実施隊の方々に連絡をして、多少の時間差があるときはございますが、できるだけ速やかに現地に向かって確認をしていただくという対応を今取っております。

現に本日も、午前中ちょっとありまして、今出勤していただいているという事例もありますので、もし、そうした遭遇をされたときには、まずは速やかに村産業振興課のほうまでご連絡をいただければ、要は捕獲実施隊のほうにつなぐということができるかと思えます。

また、そうしたものがそこにいるという情報でございますが、例えば熊などですと、まさにこれは身体への命の危険がありますので、目撃後、速やかに県、あとは自治体、場合によっては警察等に連絡をして現地を確認し、さらには出現した行政区、さらにはそのほかの行政区の区長にまで連絡をしております。また、広く注意喚起ということでもあります。村のアプリ、そうしたものに熊が出ましたので注意してくださいというような情報を掲載しているということになります。

リアルタイムでここに今いるよということなんですが、なかなか有害鳥獣もそのそばにとどまるということもあるかもしれませんけれども、やはりそうした形で追い払いをするということに対応しますと、しばらくするともうそこからはいなくなるということもありますので、ちょっとすぐの導入ということは今は考えてはいないんですけども、これはちょっと今後、何かそういう必要があれば特に熊などは、やはり命の危険がありますので、そこはできるだけ広く、そして村の広報用のアプリなどを使って周知をするということはやっていきたいと思っています。

以上です。

3番（横山秀人君） 本当に、リアルタイムな野生動物が近くにいるよという形に関しては、土日とかで、なかなか役場に電話してもつながらないだとか、いろいろあると思うんです。リアルタイムでやる楽しさじゃないですけども、自分も村民であって、すぐ情報、これみんなにお知らせしなくちゃというこの気持ちが、今、LINEを見ていると、いつも村からの情報ばかりで、何か相互共有というか、なかなかないなという中で、一つこういう情報提供も何か村民と行政と、村民同士をつなぐ一つの方策かなと思ひましての提案でした。

では、イノシシ、猿については質問を終わります。

続きまして、5項目め、心のケアと孤立対策について再質問いたします。

まず、こちらに関しても、今までたくさんのことを行っているとすることは、回答で答弁のほうでいただきました。また、そのアンケートの中から、どうしてもまだ村民と会う機会が少ないとか、人と接する機会が少ないということによって寂しさを感じているというのも、やっぱりわざわざアンケートに書いてくるというその気持ちというのは、よっぽどのことなのかなと、そう思っています。そのような方たちがまだいらっしゃるという中で、さらにどのような体制を取ったらいいのかというところでの質問でありました。

まず、心のケアの相談に関する広報、周知方法について、もしかするとその方に届いていないのかもしれない。であれば、今後新たな工夫や改善策はどのように検討するのか伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、一義的にそういった心のケアの部分が、様々な不安を抱えている方については、村のほうの健康福祉課なり、あるいは生活支援相談員、社会福祉協議会のほうで訪問している、そういった相談員の方に、取りあえず、まずは相談していただければと思うところでもありますけれども、ただ知り合いだとなかなか相談しにくいということも多くいらっしゃるのかなと思います。そういった場合は、先ほども申し上げましたが、県のほうで相談する専門機関の一覧の表を広報と一緒に配布させていただいていますので、その辺を活用していただくということと、ネット等では、かなり情報的にはそういった相談、いのちの相談センターとか、ございますので、相談する部分については数多くある、ただそこに相談するかどうかというのは、また難しいのかなと思います。

それと、寂しい村民との交流がなかなか少ないという部分については、やはり各行政区での催しだったり、そういったものに積極的に参加していただければと思うところでもあります。移動だったり避難先から飯館へ来るといったのもなかなか大変だという人も中にはいらっしゃるのかなと思いますけれども、声をかけ合って参加を募る、あるいは家族に送迎してもらおう等も含めてやっていただければ、少しは増えるのかなと思います。

3番（横山秀人君） 質問項目の中で、住民同士が支え合える仕組みの構築ということで質問いたしまして、今様々な事業も行っているということでありました。

毎月届く広報紙の中に、避難先のほうで、集会場等でいろんなイベントを行っているとか、様々な住民団体というんですか、そういう形でイベント等が行われています。すごく

やっぱり、役場だけでやるには限界があると思うんです、住民の支え合いとか。ただ、そんな形で民間が行っているというところに関して、民間団体、住民交流活動をやっている団体と、ケアを行っているところの窓口で、例えば情報交換会とかという形で行う計画はあるかどうか。もし、そういう要望が住民団体から、ぜひ村と協力しながら心のケアをやりたいという要望があれば、村は窓口として今後検討する余地があるのか確認いたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 心の健康も含めて民間のということでございますけれども、実は数年前から、ふくしま再生の会が中心となって県の事業を使いながら、健康いちばん！の集いというようなものを実施しているところでもあります。その後は、昨年だったと思いますけれども、健やかに暮らせるいいたての会というものが発足しまして、多分月1回の健康いちばん！の集いを交流センターでやったり、あるいはいちばん館を使ったりというようなことで実施しているところでもあります。メンバーの中には、本田医師も入っているようでもありますし、村との協働といいますか、何か要望があった場合に伝えて、村のほうも行って参加したりということも考えられるのかなと思いますけれども、そんなことで、独自の団体として行政とは別な形で、そういう集いも実際は行われている、非常にいいことなのかなと思っているところでもあります。

行政的には、サポートセンターつながりでのサロンだったり、あるいは地域サロン、いわゆるミニデイサービスのサロンだったり、あるいは村外の方が避難先で集えるような、そういう集いも行っておりますので、そんな形で村と協力しながら、情報共有して実施できればなと思っているところでもあります。

3番（横山秀人君） 飯舘だけじゃなくて、福島市にも村民の方が今2,800人ぐらいいらっしゃるのかなということで、本当広範囲の中で人が交流できる場ってなかなか難しいと思います。今、心の復興事業等を利用して行っている団体もありますので、そのような形でいろいろな交流の場を村全体でつくっていきこうという、盛り上げていきこうという流れに、健康福祉課中心に進んでいければなと思います。

では、こちら5項目めについては、これで質問を終わります。

続きまして、最後、東京電力ホールディングスへの賠償請求手続について、再質問いたします。

こちらについては、一般質問でも何度か質問をしましたが、そのときの回答と同じでありまして、もちろん村がタッチできないところであるという回答はいただいております。

今回、またわざわざ質問したのは、やっぱりアンケート結果です。

今回のこのアンケートは、丸方式で、全て終わっていますよとか、請求済みですよとか、あと、やったかどうか、どこまで行ったか分からないとか、丸方式での回答で質問項目を設定したんですけれども、その中で約20%の人が、全て請求したのか分からないという回答があったと。この数字を多く見るか少なく見るかというところなんですけど、私はすごく多かったなと思いました。

避難後、間もなく14年ですか、そうなったとしても、やっぱりまだ分からない。ちょっ

と考え方なんですけれども、行政は村民の財産を守るという言葉はよく聞きますが、財産というのは見えている財産、土地とか建物もありますけれども、ただ、その村民の権利、今回でいう場合が請求の権利を守るというところも、村民の財産を守るという言葉に入るのかなと。そう考えたとき、14年たつ中で20%の人がまだ分からないという現状を考えると、やはり何かしらの方策を取っていかないと、これは減っていかないのかなと思っております。

村民の方に聞いたときにあったのが、やっぱり東電の窓口で電話するとか、一人で行くとか、なかなかハードルが高いと。ましてや、ADRって何だべと。本当に、このもう一方の壁がすごく高く感じます。その壁を低くするのが、この行政の支援なのかなと。

例えば、ここに書いてありますが、その仲介役として、みんながみんな電話来るわけじゃないです。ただ、このように、やったかどうか分からない人はちょっと一回役場に電話くださいと。そして、役場から東電に電話しますと、そうすることによって、東電のほうから見れば、役場が中間に入っていることを認識します。そうすると、東電は役場と住民からお話があったんだということにすれば、直接住民が東電に連絡しなくても、役場に電話してくだされば次へのステップに入るんだという制度ができれば、この分からない方20%を下げるができるのかな。その結果、村民の財産、その権利を守ることができるのかなと思っております。ですので、もちろん村がタッチできないことは分かりますが、それは代理で請求とかそういう形じゃなくて、村もきちんとこれに関して入っているんだよ、窓口になっているんだよという、その中間の役割を担うべきではないかということでの提案でした。

この考え方についてどうお考えか、村長に伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど再質問いただきましたが、村民がなかなか東電等に対して電話もしづらい、一人で行くことも困難、またADRなんていうのはなおさら、というような話で壁が高いんだというふうな話をいただいたところであります。

ただ、村のほうで、今請求漏れがあるかどうか分からないというような方については、第5次追補の基本の部分については、ほぼほぼの方、十数件はまだ連絡がつかないという部分は残っているというようなことは聞いておりますが、ほとんどの方については基本の部分については、賠償請求というか、そういった手続までは行っているのかと思っております。請求、まだ残っているものがあるかもしれないという部分については、もしかするとそういったものはあるかもしれないというのは、誰しもがそう問いかければ、もしかするとというのはあるかもしれないと答えるのは、当然そういった人間の心理的な部分かな、心情かなと思っております。ただ、なかなか東電に電話等もしづらいんだというような部分について、それを村のほうから、あなたは何かあるんじゃないか、困っていませんかというようなことで、その人の被災当時の状況に踏み入るようなことをすべきことではありませんので、そういう部分については、ご自分でもしかするとということについては、やはり聞いていただく以外はないのかなと思っております。村として請求、困っているんだという部分で何か問合せがあればそれはおつなぎするというようなことは可能であります。村から窓口、村にどんどん提言を連絡をくださ

いというようなことを、そういうような個人個人それぞれの事情に対して踏み込んだような問いかけ、そういった部分はするものではないと思っておりますし、またそういった部分、村民に対しての何かあるのではないかとという不要な不安を与えたりとか、そういった、または過度な期待をさせる、そういった部分を村と行政として、そういった部分を進めるべきではないと思っておりますので、やはりご自分で、そういった相談しやすい場所を見つけていただいて、問い合わせさせていただくのが最適だと思っております。

3番（横山秀人君） 分かりました。

では、別案としまして、東京電力のほうから来るチラシと、あとはADRのほうで見るチラシというのは、どうしても毎回同じ様式のチラシであります。ではなくて、例えば村のほうから広報という形ではいかがでしょうか。

例えば、賠償漏れございませんか、ここに電話してください、それだけでもいいのかなと。こういう事例がありました、それをADRとかでもきちんと事例が出ているので、例えば飯舘村でやれば、こういう方はいませんか、こういうものがADRで該当しているので、請求すると該当するかもしれませんよとかという、そういう独自の、それも絞ってチラシをまくというのは、これは村民の財産の権利を執行するその注意喚起というか、そういうものになるのかな。いつも見慣れているチラシはやっぱりどうしてもなかなか見なくなってしまうのかなというように思いますので、これ、ちょっと違うぞ、これ、村が出しているんだと、村はみんなが権利をちゃんと執行できるように、ちゃんとこういう形でチラシの配布をしているんだということで、チラシならこうできるのではないですか。

いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 1問目の再質問、それから今のご質問にも完全に合致する行為をやっているところを第1回目の答弁の中で申し上げましたが、難しい名前という原子力損害賠償・廃炉等支援機構、通称NDFというところは、実は東電に対する指導機関というか、指導的な役割も持っているところなので、こちらのほうで、実は今おっしゃったようなチラシを、A3判のかなりハードなカラーのもので、中を開くと全部チェック項目があって、こういう賠償が今までであったんですよ、これ一個一個チェックをしてみて、もし1つでも入っていないのであればNDFのほうに電話してみてくださいと、NDFが仲介をして、東電にちゃんと話をつなぎますよというのをやっている事業者がいて、そのチラシそのものを何回か多分広報に同封させていただいているというのがあります。ですので、それを専門としてやっている機関がありますので、なかなか東電とかADRって聞くとハードルが高いとすれば、そのハードルを下げるためのものを、国がお金を出しているんだと思いますが、NDFというところがやっていますので、ちょっとそちらのほうをぜひご利用いただくように、村民の方には周知をしたいと思いますし、例えば村のお知らせ版等にもそういうことを書いてあるんですが、書くことがあるんですが、なかなか村民の方が自分事として捉えていないためにそういうものを見逃すということがあるのではないかなと思いますので、村が独自で何かの項目を書くと、それは賠償請求すればもらえるんだろうと、請求できるんだろうというふうになってしまう、そういう誤解を与えることにもなるものですから、ちょっとそこは、その分野でノウハウを積み重ねてきたNDFなりのチラシな

りを今後も同封するなり、導入したときにお知らせ版にこういうものが同封されているのでしっかりご覧くださいというような形での周知に努めていきたいと考えているところ
であります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 最後になります。

もちろん、今まで行ってきたことが分かるから、これだけたくさん賠償請求が終わっていると思うんですけども、何回もお話ししますが、村民のアンケートの結果を見て、今までの取組状況だけでは、村民の方が請求手続、また請求確認手続に至っていないのかなというところが村民アンケートの結果から分かったわけでありますので、今までと同じようなことだけでは駄目なのかなと。村長もおっしゃるとおり、チラシが入ったときにお知らせ版で、チラシがあるのでという形ではもちろんよろしいと思いますし、また区長会とか総会とか事あるごとに賠償請求どうですかという形の声かけはしていいのかなと思っております。ですので、今回はアンケート結果を受けて、より何かしら村のほうでもアクションを取っていかうという形の提案でございますので、これで、最後の質問といたします。

では、以上で横山秀人の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時27分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月4日

飯 舘 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 佐 藤 眞 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

令和7年3月14日

令和7年第3回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和7年第3回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和7年3月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和7年3月14日 午前11時15分				
時及び宣告	閉会	令和7年3月14日 午後 2時32分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 菅野 新一			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 卷野 凌	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川喜昭	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒 真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	高橋澄子	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	会計管理者	庄司 稔	○
	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○	選挙管理委員会 書記	村山宏行	○
	農業委員会 会長	原田直志	△	代表監査委員	高野孝一	○
	選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○			
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年3月14日（金）午前11時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1号 飯舘村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 発委第 2号 飯舘村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
- 日程第 5 発委第 3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書
(案)
- 日程第 6 発委第 4号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)
- 日程第 7 議案第 9号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 8 議案第10号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第11号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第12号 令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第13号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第14号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第15号 令和7年度飯舘村一般会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算
- 日程第19 議案第21号 飯舘村農業施設等維持管理基金条例
- 日程第20 議案第22号 飯舘村商業施設設置条例
- 日程第21 議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第22 議案第24号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 飯舘村使用料条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第27号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第28号 飯舘村水道条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第29号 飯舘村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第30号 農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事(水路工)前田・八和木地区第11回工事請負契約の変更について
- 日程第29 議案第31号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第30 議案第32号 比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第31 議案第33号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第34号 南相馬市飯舘村心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関

する規約の一部を変更する規約

日程第 3 3 議案第 3 5 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 4 議案第 3 6 号 商業施設売場用商品棚購入契約の変更について

日程第 3 5 議案第 3 7 号 飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 3 6 議案第 3 8 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 3 7 議案第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 3 8 閉会中の継続調査の件

日程第 3 9 閉会中の所管事務調査の件

日程第 4 0 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前11時15分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本日、村長から条例案件1件、その他案件1件、人事案件3件の追加議案が送付されております。

次に、発委第1号及び第2号が議会運営委員長より、発委第3号及び第4号が総務文教常任委員長より、それぞれ提出されております。

次に、予算審査特別委員長より令和7年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月12日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 菅野 新一君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第35号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。これは村長の給与月額について、令和7年4月1日から3か月間、現行から10%削減する所要の改正を行うものです。

議案第36号は、商業施設売場用商品棚購入契約の変更についてです。令和6年8月30日に三協立山株式会社、タテヤマアドバンス社東北支店と物品購入契約を締結し、整備を進めてまいりましたが、使用を予定している事業者との協議の結果、利用者の利便性向上に資するため、物品の使用及び数量の変更を行うものです。なお、変更後の契約金額は1,058万2,000円です。

議案第37号は、飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてです。

飯舘村飯樋字町451番地の高橋澄子さんを飯舘村教育委員会教育長に選任したいので、議会の同意を求めるものです。なお、任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

議案第38号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてです。飯舘村深谷字原105番地の松田敏行さんを飯舘村監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。なお、任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までです。

議案第39号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯舘村白石字87番地の林 英滋さんを飯舘村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。なお、任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 議案調査のため休憩します。

なお、例によりまして総務課長から提出議案の説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時20分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◎日程第3、発委第1号 飯舘村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第3、発委第1号飯舘村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいま議題となりました発委第1号飯舘村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、令和6年12月6日に公布されました。

この法改正に対応するため、飯舘村議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第2号）の第2条の第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、以降が1項ずつ繰り下げることに伴い、本条例で当該法を運用していることについて改めるほか、一部改正を行うものであります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発委第2号 飯館村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

議長(高橋孝雄君) 日程第4、発委第2号飯館村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長(菅野新一君) ただいま議題となりました発委第2号飯館村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、これまで地方自治体の議員個人が、その自治体に対して請負をすることは、地方自治法第92条の2において禁止されておりましたが、議員の成り手不足のために対応するため、議会の適正な運営のため、環境整備を図る観点から、地方自治法が改正されることに伴い、新たに飯館村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定をするため、提案するものであります。

地方自治法一部改正により、規制が緩和され、令和5年3月1日から各会計年度において300万円(税込み)を超えない範囲であれば、議員個人による地方公共団体に対する請負が可能となりました。議員の請負状況の透明性を確保するため、飯館村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定し、会計年度ごとに議員の請負状況を公表することを定めるものであります。

以上です。

議長(高橋孝雄君) これから提出者に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発委第3号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書(案)

議長(高橋孝雄君) 日程第5、発委第3号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を

求める意見書（案）の件を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第3号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

まず、女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障するものです。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして、事実上の平等実現を求める内容であり、現在の締結国は189か国、日本は1985年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために、1999年に改めて採択されたものであり、議定書内で規定されている個人通報制度は、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申立てができる制度です。現在115か国が批准していますが、日本は批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務であります。

男女平等を示すジェンダーギャップ指数は、日本は2023年に146か国中125位と過去最低となっており、選択議定書の批准は個人の救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で、女性差別撤廃条例を生かして具体的に差別撤廃を進める力となることから、政府は早期に国会で審議し、批准に向けた準備に入るべきであります。既に政府においても検討を進めている中ではありますが、本村としても意見書を提出することにより、基準をさらに後押しすることにつながることから、国に対し、女性差別撤廃条例選択議定書のすみやかな批准を要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和7年3月14日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、発委第4号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第6、発委第4号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

の件を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君）　ただいま議題となりました発委第4号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

夫婦同姓を法律で義務づけている国は世界でも日本のみとなっており、同時に国連の女性差別撤廃委員会は、2003年以降、繰り返し民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び2年以内の実施状況の報告と強く求めています。

最高裁判所は、2015年12月の判決に続き、2021年6月の決定で、夫婦同姓を定めた民法等の規定を合憲とする一方で、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないとし、制度の在り方は国会に委ねるべきとしました。最高裁が2度にわたり国会での議論を求めていることを重く受け止めなければなりません。

家族の多様化が進む中、事実婚を選択するカップルや旧姓を通称使用する人も少なくなく、改正によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、子供への影響など、多方面に配慮しながら、丁寧かつ積極的に議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であります。

本村としても、家族の在り方などの価値の多様化、ジェンダー平等、女性活躍を推進する時代の要請に対応するために、国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和7年3月14日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君）　これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君）　昼食のために休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第7、議案第9号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第9号令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 45ページにおける福島再生加速化交付金返還金1億2,887万4,000円がありますが、説明の部分でありましたけれども、これは執行されて、どういう点が課題にあったり、この点をどう今後にとということでの返還になったのか伺います。

総務課長（村山宏行君） 今回につきましては、福島再生加速化交付金の返還金の減額でございます。本事業、こちらにつきましては、復興の事業にとということで、加速化交付金、基金にして使っているわけでございます。この返還分につきましては、当初、基金の考え方として、復興事業全てが終了した段階で精算という考えで基金の設定をしておりましたが、国の指摘から、もう完了して分かっているものについては返還すべきではないかというご指摘をいただいたので、計上させていただいた。その金額が、今回1億2,800万円減ります。これは農水省の事業で、基盤整備分ですが、この部分については、今後さらに動く可能性があって、この分について流用が可能ということで農水省からご回答いただいたということで、この分については、基金に残して今後の事業に充てるということで減額するものでございます。

8番（佐藤八郎君） それでは、70ページにおけるいいたてっ子未来基金、年間4,000万円使用して3年分という話であります。1億2,100万円ですけれども、内容的には、この基金を4,000万円にした理由は、支出見込みとか、そういういろんな点で考えられる要素があるとのことだと思いますけれども、その根拠について伺うものです。

総務課長（村山宏行君） こちらについて、いいたてっ子未来基金の元金積立てということでございます。

4,000万円ということで想定をさせていただいて、その3年分ということで今回計上させていただきました。4,000万円というのは最大見積もつての話でございます。令和7年度の今度予算、そちらに計上しましたのは、2,000万円ほどの繰入れということで計上させていただいております。ですから、平均にすると2,000万円から4,000万円の間、そういったところで動くだろうということの見込みであります。

村で、従来はいいたてっ子未来基金につきまして、寄附金とか、そういったことが非常に多かったわけですが、ご承知のように、どんどん目減りをしている。ふるさと納税についてもそういった部分では、減っているような状況でございます。村としましては、子供、こちらに教育、あるいは子供の育成、そういったところがやっぱり村の将来を担ってくるということでございますので、この分についてはしっかり予算を確保しながら、子供たちの支援、そういったことを図ってまいりたい。その姿勢を示すということで、今回計上させていただいているものでございます。

8 番（佐藤八郎君） 81ページにおける希望の里ツアーの事業業務890万円、実績だということ
とでマイナスということです。この事業は、なぜこのぐらいのマイナスになったのかと、
今後まだやる事業になっていると思いますけれども、事業運営そのものは大丈夫なのか。
生涯学習課長（山田敬行君） 希望の里WAKUWAKU Eツアー事業の減額についてのご
質問であります。

まず、減額の要因としましては、当初予算では、後期課程の7年生から9年生の参加者
を全員見込んでいたと。32人見込んで予算を取りましたが、実際の参加者は16人、約半
分ということでありまして、主にその減額の要因は、参加者の減であります。

今後につきましては、この事業は隔年度の実施ということでありまして、今のところ、
令和6年度に実施したので、次の海外研修は令和8年度の予定であります。これにつ
いては予算編成も工夫も踏まえながら、教育委員会の意見等も聞きながら実施していく
という考えであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 令和7年はない事業で、令和8年には実施するという流れですか。
生涯学習課長（山田敬行君） この事業は、海外研修は後期課程の分2年に1回ですので、次
回は令和8年度ですが、来年度令和7年度につきましては、前期課程の5、6年生が対
象の国内研修ということで、時期をずらしながら、年に1回の事業の組立てになってお
ります。

8 番（佐藤八郎君） 87ページにスポーツ振興基金元金1,000万円ですか、ということであり
ますけれども、これはこの元金そのものが、本来この部分で活動しようとする足りな
いということなんでしょうか。どういうことで1,000万円という。

総務課長（村山宏行君） 保健体育費の積立金スポーツ振興基金1,000万円ということでの計
上でございます。

こちらにつきまして、今バドミントンのガットの生産を主に行っている企業が、村に進
出をしております。その企業との連携ということもありますけれども、中学校の部活動
への協力でありますとか、それから、村のスポーツ全体への協力、そういったところも
考えに入れているということがありますので、村としてもそういった事業所の意向を酌
みながら、村の事業にきちんと組み入れて行っていくためということで、受皿が必要だ
ろうと考えております。その振興のためということで、今回積立てに元金として1,000万
円積み立てさせていただくものでございます。

8 番（佐藤八郎君） 元金そのものが、受皿をつくるものに対して1,000万円ほど足りない
ということで積み立てるとい話でしょうか。どんな支出根拠になっているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回の分のうち積立金ですが、あくまでスポーツ振興基金にまず積
立てを行って、事業についての予算的なものを確保するというところでございます。した
がいまして、具体的にどういったことに使っていくかについては、令和7年度以降の予
算の中で、協力いただける事業所、あるいは参加する村民の方々との協議を踏まえて、
改めて事業を組み立てていくということになるかと思えます。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

3番（横山秀人君） 私からは、2点質問いたします。

まず、45ページのまでいな心の復興事業補助金であります。こちら、当初予算が1,350万円のうち約400万円の減額ということになりました。まず、予定していた団体等が取りやめたのか、この400万円減額になった理由をお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） までいな心の復興事業補助金であります。この分、予定した団体ができなかったのかというようなことでありますが、基本的に予定団体数を見込みながら予算を組んでいたところですが、実際実績として5団体で収まったという部分と、それぞれの団体の事業の内容によって、それほど金額がかからなくてもしっかりとした事業展開をしていただいたということでの予算ということになります。

3番（横山秀人君） こちらの事業は、民間の団体、NPO等が交流事業等を行うための補助金であります。昨日の一般質問においても心のケア、また、孤立対策に住民が中心になって行う事業でもありますので、この補助金を使うことが、よりその交流の場が増えていくのかなと思っております。

広報方法について確認いたします。去年は、どのような媒体でいつ頃広報されたのか質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の広報いいたとか、そういったものの広報の仕方のご質問かと思いますが、特別なそういった広報というよりも、総会なりそういった部分、区長会なりそういった部分で、こういった事業がありますよということで周知をしてきた中であります。

また、こういった事業を実施している団体さんが複数いるということは、村民も分かっていらっしゃるのかなと思いますので、そういった事業展開をしたいという団体からの相談を受けた時点で、どういった補助がいいのか、この補助がいいのか、村の補助がいいのかとか、そういった部分を村で、担当が一番マッチしたような事業をお勧めしながら展開してきたという内容でございます。

3番（横山秀人君） 県の心の復興事業について、一度行ったことがあるんですけども、予算があるうちは、電話で追加はありませんかとか、何かそういう事業をやりたいところがありませんかとか、積極的にこの事業を利用するような対策を県は取っております。ですので、令和7年度も予算がございますので、ぜひ、この事業に関しては、本当にもっと積極的にPRいただきたいなと思います。

続きまして、2点目の質問をいたします。

2点目は、65ページ、使用料及び賃借料に重機借上料ということでございます。これは説明の中で堆肥が減ったからといったご説明がございました。当初予算で2,100万円ほど、結果的に1,400万円ですから、随分と減額となったわけでありまして。

以前、事業の説明の中で、この事業は、この重機借上げのために業者さんが、わざわざそこに重機を買って置いておくというお話を聞いたかと思っております。実際その業者さんにとって、この予算減額について何かしら困っていることとか、当初から資金繰りが大変だったとか、何かございますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 予算書65ページの使用料及び賃借料のところの重機借上料に関

するご質問で、事業費が減ったことによりましての業者への影響といたしますか、困った声があるのかということであります。

この事業者からは、特別この事業費が減ったということに関しましては、実績に応じてお支払いをしておりますので、困ったという声は担当課としては聞いていないところでございます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかにございせんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第10号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第8、議案第10号令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第11号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（高橋孝雄君） 日程第9、議案第11号令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第12号 令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(高橋孝雄君) 日程第10、議案第12号令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第13号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第3号)

議長(高橋孝雄君) 日程第11、議案第13号令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第14号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

議長(高橋孝雄君) 日程第12、議案第14号令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第15号 令和7年度飯舘村一般会計予算

日程第14、議案第16号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第15、議案第17号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第16、議案第18号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

日程第17、議案第19号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算

日程第18、議案第20号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算

議長（高橋孝雄君） 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第13、議案第15号令和7年度飯舘村一般会計予算について、日程第14、議案第16号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第15、議案第17号令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第16、議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第17、議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算について、日程第18、議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐藤健太君） ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託されました議案第15号から議案第20号までの令和7年度飯舘村一般会計予算外3つの特別会計予算、2つの事業会計予算、計6議案について、提出された予算書等に基づき、3月7日から12日の6日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等により事務事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和7年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計等の当初予算の概要書等の資料を基に、事業計画執行に対する基本方針等について村長はじめ各担当課長等にたどりました。

審査の観点には、原発事故による全村避難から14年が経過し、一部を除き避難指示解除となって8年目の状況下において、1つにはいまだ避難状況が続く中で村民福祉向上のための事業内容であるか否か、2つ目には村に戻り安心かつ安全な生活環境の確保ができるような事業内容であるか否か、3つには村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか否か等について審査を行いました。

質疑では、村民の健康管理をはじめ日常生活の安心・安全、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業など多くの事務事業について質疑と確認がなされました。

結論として、各会計それぞれに村民が安心かつ安全な生活が営めるよう、予算執行段階において村民一人一人に寄り添った丁寧な事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえ採決を行った結果、議案第15号令和7年度飯舘村一般会計予算、議案第16号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第17号令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算、議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算の6議案について、本委員会は採決の結果、一般会計予算並びにほかの5つの特別会計において賛成者多数となり可決すべきものと決定しましたので、飯舘村議会会議規則第77条の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告いたしました。

なお、委員会での審査の詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後ほど会議録によりご確認くださいようお願い申し上げます、審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で令和7年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（高橋孝雄君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第15号から議案第20号までの各議案に対する討論を行います。

3番（横山秀人君） 議席番号3番 横山秀人。

議案第15号令和7年度飯舘村一般会計予算について反対討論をいたします。

3月11日、12日の2日間、予算審査特別委員会にて総括質疑が行われました。費用対効果の面から次の2つの委託事業について、事業内容の再検討が必要であると思い、質問と再検討を提案しました。

1つ目の委託事業は、移住・定住促進ツアー等企画運營業務です。事業内容は、移住検討者に来村いただき、村の農業、学校、伝統食等を知っていただく事業であります。2泊3日のツアーが5回、各回10名程度の定員です。よって総参加人数は50名の予定であります。この事業に係る予算額は2,788万3,000円、参加者1人当たり55万円の予算額であります。飯舘村での2泊3日のツアーの経費が1人55万円。令和6年度の事業成果をお聞きしても明らかにこの予算額は高過ぎると感じました。事業の再検討を求めましたが、村長からは、ツアー内容の大幅な変更はないとの回答でした。この事業について、村民に説明した際には、この高額な予算に驚きの声が上がりました。

続いて、2つ目の委託事業です。委託事業は、いいたて魅力向上発信事業です。事業内容は、飯舘村産の農産物等の魅力を発信する目的で、仙台市や東京都にてのイベント開催、大学の学園祭との連携が計画され、令和6年度も実施されていきました。令和7年度は、令和6年度の事業にプラスして、フランス・パリにある料理学校に訪問し、パリにて飯舘村の産品紹介や風評払拭に努める事業を行うとの説明でした。この事業に係る予算額は4,373万4,000円です。昨年度と比較して約1,300万円の増額であります。

海外における風評払拭については、福島県が、避難12市町村も含め、県全体の産品等を対象とした事業を行っています。今、飯舘村が貴重な予算を取って海外で行う必要は

ないと訴えました。また、昨年度、パリの料理学校とのつながりができたとしても、今パリに行ってまで飯館村の産品紹介を行う状況ではなく、都市圏等でさらなる魅力向上発信を行えば、関係人口、交流人口、来村人口が増えることにつながるの見直し提案をしました。事業内容の再検討を求めましたが、村長からは、再検討するとの回答はありませんでした。この事業についても村民に説明した際、どうして海外との疑問の声が上がりました。

今回の予算審査において、私は、事業内容に疑問を持ったため、村民にもお聞きしました。村民の負託を受けての私の最終判断は、この2つの委託事業について、今計画している事業内容では容認できないため、令和7年度一般会計予算に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

2番（花井 茂君） 議席番号2番 花井 茂です。

ただいまの議案について、私は、令和7年度一般会計予算案に賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、いまだ復興の途中にある本村の発展と村民生活の向上を目指し、適切に編成されるものと考えます。特に高く評価できる点を述べさせていただきます。

令和7年度は、国が定める第2期復興・創生期間の最終年度になります。予算編成に当たっては、今後、第2期復興・創生期間終了後をしっかりと見据え、継続する事業、縮小・廃止する事業、または委託する事業と、財政運営の観点からも評価できる編成となっております。

また、特筆すべきは、本村においても喫緊の課題である少子高齢化対策であります。本予算案は、子育て支援事業にも重点を置き、若い世代が安心して子供を産み、育てられる環境を目指しております。また、生活支援ワゴン運行事業等など、高齢者福祉の事業にも拡充しており、交通弱者の高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らせることにも配慮されています。

以上の理由から、本予算案は、年度当初から粛々と執行されるべきであり、本村の発展と村民の福祉向上に資するものと確信しております。議員の皆様におかれましても、ぜひ本予算案にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

8番（佐藤八郎君） この予算、一般会計予算について、反対の立場で発言をさせていただきます。

全体として100項目を超える質疑、提案が、委員の中から出されてありました。先ほど横山議員からあったように、村民の暮らしが、今日よりあしたへ、希望、見通しが持てる予算になっているかということで、委員会で審議されました。

まず、原発事故が起きて14年目ということで、村の自然界は同時にその後、変化され、現状にあるかという部分からの予算を見て、公害対策やら河川水、水質検査、浄化槽設置整備、可燃ごみの放射性測定や食品に関わる放射性物質の不安解消なども審議されたことであります。さらに大阪万博展示のお話もありました。その部分でも非常に、まだ

実行もされていないものを世界的な発信の場の大阪万博に展示というのは、少し考えものだという思いでありました。さらには自然界である福島森林再生や広葉樹林再生事業についても審議されました。道路の問題やら、さらには教育委員会の教科書の改訂に伴ったことも審議いたしました。さらには村における公共施設の修繕やら、今後の改善工事なども含めて将来を見据えた審議もありました。さらには第7次振興計画の話も出され、その中でも審議いたしました。さらには避難中の村民にとって、所有する農地、土地の問題、農地バンクも含め、土地の将来を見通した予算というのは、どうあるかも見たところでもあります。さらに高齢者や介護保険事業計画によって、村民の健康や命はどう守られて、どういう計画になるのかという部分でもありました。さらに空き家や空き地バンクサポートセンターで委託事業をされている中での諸問題も出され、村民が身近に必要な診療体制の問題についても審議がありました。そういう中で、他市町村でも全国的にもふるさと納税についてどういう進展なり目標を持つのかという委員会審議もありまして、そして、その拠点ともなるべき道の駅の問題もいろいろ審議があったところでもあります。さらには、こういうデジタル化時代といいますか、そういう中でAIを活用しての行政執行や教育委員会での活用の問題もありました。全体として、この予算での精度の高い財源というものを、どうなったのか。そういう財源をどう確保していくんだということで、さらに今後の村の財政問題からして自己資金がなかなか大変な村にあって、経常経費の節減はどう求めるんだということでの審議もいたしましたところでもあります。

そのような委員会でのいろんな審議の中で、原発事故が、被害を受けてから14年目となり、村民にとっての行政執行に多くの職員を挙げて努力されている部分には、予算の中でも見えましたけれども、本来のこの村に戻っている方々の高齢化率は70%近い、さらには、今避難されている村民の生活実態など、もっときちんと捉える中での予算執行が必要じゃないかなということ、特に村民の弱者と言われる方々は、大変なこの物価高に遭っている中で、村民に対する国、県任せの物価高騰対策ではないものも必要であったのではないかなと。さらに放射性物質への対応、なりわいとしてこの村で暮らし、この村で希望や見通した生活をつなぐための森林関係の事業なり、村で取り組める事業、既存企業への支援などの分で不足しているのかなという部分で、大変危惧しているところでもあります。その危惧している部分をさらに取組を強く求めまして、私の反対発言といたします。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

1番（飯畑秀夫君） 議席番号1番 飯畑秀夫です。

令和7年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和7年度一般会計予算額は111億5,500万円で、前年度より19億3,800万円、率にして14.8%少なくなっております。しかしながら、7年連続の100億円を超える予算であります。福島の復興、飯舘村の復興のために、日本国、そして福島県に対し、村が要望した予算を認めていただき、感謝しているところでもあります。飯舘村は、創造的復興に向けて邁進しております。しかし、まだまだ道半ばであります。村民が安心・安全に戻って

暮らすため、また、移住者が安心・安全に暮らせるために、予算は大切であります。

まず、買物の利便性が悪かったのですが、商業施設が旧Aコープ跡地に間もなく完成いたします。株式会社ハシドラックさんには、本村に出店を決断いただき、感謝しております。村民は、一刻も早いオープンを待ちかねており、そのための商業施設整備運営費事業として1,785万円が計上されております。私は、必要な事業だと思います。また、本村にとって大切な子供たち、飯舘村までの里のこども園、飯舘村にいたて希望の里学園の運営費、スクールバスの運営費、給食運営費等の予算も十分確保されております。新規に宿泊体験館きこりでの食事を提供するための予算も計上されております。食事ができれば、宿泊客と宴会等での食事がありますので、利用にも期待ができます。また、ふるさと納税の返礼品にきこり宿泊券も活用するとのことでもあります。飯舘牛や野菜等の地産地消にも貢献できると期待しております。深谷地区の飯舘高校跡地での産業団地整備事業の予算もあります。今年度から飯舘高校の解体が始まります。早く進め、企業誘致も並行し、進めながら、村民の働く場所ができることを期待いたします。福祉事業、森林再生事業、農業振興費等の復興事業も進めていかなければなりません。物価高騰対策に対して、今回5,000円の商品券配布がありました。村民からは、ガソリン代を利用した、道の駅までい館に利用したとの声があり、村として、杉岡村長も今後の対策も考えていると私は思っております。今後の物価高騰の推移を観察し、村民も期待しておりますので、ぜひ生活応援商品券第2弾を期待しております。

以上の観点から、私は、令和7年度予算には賛成いたします。一人でも多くの議員に賛成してもらえれば幸いです。

以上。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号令和7年度飯舘村一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これから議案第17号令和7年度飯舘村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これから議案第18号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。お諮りします。本案について委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計予算について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計予算について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第21号 飯舘村農業施設等維持管理基金条例

議長(高橋孝雄君) 日程第19、議案第21号飯舘村農業施設等維持管理基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第22号 飯舘村商業施設設置条例

議長(高橋孝雄君) 日程第20、議案第22号飯舘村商業施設設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第21、議案第23号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第24号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第22、議案第24号飯舘村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 今回の条例改正は、再生可能エネルギーに係る固定資産税の軽減であります。実際にこの軽減を行った場合に、全額軽減額が国から補填されるのか確認いたします。

住民課長(荒 真一郎君) 今回のわがまち特例によりまして軽減した税額、この減収分については、その減収額の4分の3が地方交付税として国から補填されることになっております。

以上です。

3番(横山秀人君) では、この条例改正によって、飯舘村は4分の1分は減収になるという認識でよろしいでしょうか。

住民課長(荒 真一郎君) おただしのとおりでございます。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑ありませんか。

住民課長（荒 真一郎君） 失礼しました。減収分の4分の1が村の負担といたしますか、減収になるということでございます。（「分かりました」の声あり）

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第25号 飯館村使用料条例等の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第23、議案第25号飯館村使用料条例等の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） こちらの条例改正は、村の体育施設等の使用料についての高校生以下の負担を軽減するための条例であります。昨日の一般会計の説明の中で、スポーツ公園等体育施設の維持経費が数百万円単位で増加しているという状況であります。今回その増加分も含めて、この使用料について、通常高校生半額は、私はいい事業だと思いますが、一般的なその使用料について、今、村の考えを伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） 使用料条例等の改正のご質問であります。

価格高騰もあって、維持経費が増加傾向にあるという中で、今回高校生以下の使用に当たって半額減免ということでもあります。基本的には、一時的にこの減免によって使用料等は減収となることが予想されますが、一方で施設の高校生以下の利用満足度といたしますか、そういった中で、近隣の市町村の使用料と近づくといいますか、そういった中で、利用件数が長期的には増えるように村もPR等をしていきたいと考えております。使用料を増額するためには、利用件数を増やすか、もしくは使用料を上げるか、どちらかの流れになると思いますけれども、今現段階、使用料全体を引き上げることにつきましては、今のところは考えておりませんが、いずれにしましても利用件数を今後、増額、件数を上げるようなPR等を村としてはしていきたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第26号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第24、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第27号 飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第25、議案第27号飯館村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第28号 飯館村水道条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第26、議案第28号飯館村水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第29号 飯館村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第27、議案第29号飯館村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第30号 農業基盤整備促進事業（飯館西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第11回工事請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第28、議案第30号農業基盤整備促進事業（飯館西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第11回工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第31号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（高橋孝雄君） 日程第29、議案第31号佐須辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第32号 比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（高橋孝雄君） 日程第30、議案第32号比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第33号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について

議長（高橋孝雄君） 日程第31、議案第33号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32、議案第34号 南相馬市飯舘村心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

議長（高橋孝雄君） 日程第32、議案第34号南相馬市飯舘村心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33、議案第35号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第33、議案第35号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 本日あった今回の追加議案は、村長の給料月額を10%減額するという提案でございました。まず、この減額の理由と、またこの10%、そして3か月という、この設定理由について、説明をお願いします。

村長(杉岡 誠君) 一般質問でもご指摘を頂戴しましたけれども、先般、全会一致の中での問責決議をいただいたという部分、あるいは村政の混乱という言葉もありましたけれども、そういったものに対して自らの身を正すという意味で、今般こういう形での議案を提出させていただいたところです。

なお、10%、3か月というのは、過去における事例というものを事務担当に調べていただきまして、それに倣わせていただいたところであります。

以上であります。

3番(横山秀人君) 一般質問において、今回そのとき大事なものは、村民への周知、つまり広報いいたて等によって、きちんと今回の経過等も含め、説明すべきではないかということ質問いたしました。そのときの村長の回答が、行動で示すということがあったわけですが、まず、この村民への周知については、今回のこの10%削減も含め、どのような形で行うのか、これからの計画をお聞きします。

村長(杉岡 誠君) 一義的には、議会だよりというものがありますので、まず、1月のときの間責決議については、多分2月に発行された皆様からの議会だよりにて村民の方は、お知りになっているかなと思います。

先般、一般質問についてご回答申し上げたのは、どういった形での周知が適切なのかというのを検討させていただきたいというお話を申し上げましたので、それが議員がお出ししたような広報なのか、どうなのかということは、ちょっとまだ議会中で頭の中が整理されていませんので、これから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 一つの行動がこの10%減であるのであれば、広報も含めて一緒にすべきことが、より村民も分かりやすいのかなと思っております。直近ですと、4月5日号の広報いいたて等がございますが、そのような形で一緒にこの減額と併せて説明するという予定は、現時点である、ないの回答をお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今し方ご答弁申し上げたとおり、これから検討させていただきたいということで、ご答弁にさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

3番（横山秀人君） 議席番号3番 横山秀人。

議案第35号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

去る一般質問においても、村民への周知というのがまず大事ではないかと思っております。今回村長からは、まだ検討中であるということでありまして。私としては、周知と行動、10%減というものについては一緒に行わなければ、村民に対して十分に伝わらないのかなと、そう思っております。よって、今回の条例に対しては反対といたします。

1番（飯畑秀夫君） 議席番号1番 飯畑秀夫です。

私は、反対の立場から討論いたします。

私、一般質問で問責決議が出たことに対し、村長と協議というか、やり取りをしました。その中で、村長は意思疎通ができていなかったということで、職員ともきちんと意思疎通というか、いろんなことに対して丁寧にやっていくということで伺っております。村民に対しても議会に説明してから考えるということで受けておりました。私、一般質問で、報酬、問責決議に対しては、法的効力はありません。そして、給料、報酬カットをすることはないと一般質問で私は申し上げているので、この議案第35号に対しましては、反対いたします。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（高橋孝雄君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34、議案第36号 商業施設売場用商品棚購入契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第34、議案第36号商業施設売場用商品棚購入契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第35、議案第37号 飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第35、議案第37号飯館村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

高橋澄子君の退席を求めます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

高橋澄子君の入場を許可します。

ここで教育委員会教育長の任命に同意をいたしました高橋澄子君から挨拶を許します。

教育長（高橋澄子君） 村議会の皆様、ただいまご同意を賜り、誠にありがとうございます。

新たに4月から教育長を務めさせていただくこととなります高橋澄子です。大変光栄なことであり、より一層責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

去る1月30日に教育長を拝命してから約2か月間、初めての職責に戸惑いながらも日々夢中で仕事に向き合ってきました。それはやはり教育に関わる領域は、学校・家庭・社会と広範囲であることを再認識する日々でもありました。

そのような中、昨日行われました「いいたて希望の里学園」の卒業式は、実に感動的。まさに学校の教職員、保護者、議員をはじめとする地域の方々の関わり合いの中で育まれた純粋で一生懸命な子供たちの姿に涙がこぼれました。飯館ならではの教育の輝きを見たような思いがいたしました。

教育は、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」のベースの一

つであると考えます。飯舘村の宝、飯舘村の未来である子供たちの成長していく姿と村民一人一人が生涯にわたって学び続けていく姿の融合・関わり合いによって形づくられる飯舘ならではの教育を築いていくため、4月からも教育委員会の教育課・生涯学習課職員はもちろんのこと、村行政、議会、教職員や教育に関係する皆様方と共に手を携えて、スクラムがっちり教育行政に取り組んでまいり所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第36、議案第38号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第36、議案第38号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第37、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第37、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第38、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第38、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第39、閉会中の所管事務調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第39、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第40、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第40、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたと
おり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回飯舘村議会定例会を閉会します。

（午後2時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月14日

飯 舘 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 菅 野 新 一